

出雲市都市計画マスタープラン

平成 22 年 2 月

出雲市

目 次

序章 計画の基本的事項 1

| | |
|--------------------|---|
| 1 都市計画マスタープランとは | 2 |
| 2 出雲市の計画体系における位置づけ | 2 |
| 3 計画策定の目標年次 | 3 |
| 4 将来人口 | 3 |
| 5 計画策定の体制と住民参加の方法 | 3 |

第1章 全体構想 4

第1節 現況と課題 5

| | |
|----------------|----|
| 1 出雲市の現況 | 5 |
| 2 市民アンケート調査の概要 | 10 |
| 3 都市づくりの課題 | 11 |

第2節 都市の将来像 14

| | |
|------------|----|
| 1 都市づくりの目標 | 14 |
| 2 将来都市構造 | 15 |

第3節 都市づくりの整備方針 19

| | |
|---------------------------|----|
| 1 土地利用に関する基本的な方針 | 19 |
| 1-1 土地利用 | 19 |
| 1-2 市街地整備 | 24 |
| 2 都市施設に関する基本的な方針 | 26 |
| 2-1 道路・交通 | 26 |
| 2-2 公園・緑地 | 32 |
| 2-3 河川・下水道等 | 36 |
| 3 自然環境、景観、防災・防犯に関する基本的な方針 | 40 |
| 3-1 自然環境、景観 | 40 |
| 3-2 防災・防犯 | 44 |
| 3-3 その他 | 45 |

第2章 地域別構想

47

1. 地域別構想の概要 48

| | |
|----------|----|
| 地域の区分 | 48 |
| 地域区分図 | 49 |
| 地域別構想の構成 | 50 |
| 地域別懇談会 | 50 |

地域別構想

| | |
|---------------------------|----|
| 1 出雲・中央地域（今市、大津、塩冶、四絡） | 51 |
| 2 出雲・北部地域（高浜、川跡、鳶巣） | 56 |
| 3 出雲・西部地域（古志、高松、神門、神西、長浜） | 61 |
| 4 出雲・南部地域（上津、稗原、朝山、乙立） | 66 |
| 5 平田・中央地域（平田、灘分、国富） | 70 |
| 6 平田・西部地域（西田、鰐淵、久多美、北浜） | 74 |
| 7 平田・東部地域（檜山、東、佐香、伊野） | 78 |
| 8 佐田地域 | 82 |
| 9 多伎地域 | 86 |
| 10 湖陵地域 | 90 |
| 11 大社地域 | 94 |

第3章 実現に向けて

99

| | |
|-----------|----|
| まちづくりの進め方 | 99 |
|-----------|----|

資料編

101

| | |
|-------------------|-----|
| 1. 市民アンケート結果の概要 | 101 |
| 2. 出雲市の将来人口 | 111 |
| 3. 地域別懇談会での意見及び回答 | 114 |
| 4. パブリックコメント募集の結果 | 128 |
| 5. 出雲市都市計画の変遷 | 129 |
| 6. 策定の経緯 | 133 |

序章.

計画の基本的事項

1. 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、平成4年6月の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律において制度化され、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

都市計画マスタープランは、市町村が自らその創意工夫の下に、住民の意見を反映させて都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の市街地像や整備方針及び都市施設の計画等を総合的に定めるものです。

都市計画マスタープランの策定により、土地利用の規制・誘導や道路・公園等の都市施設の整備が、計画的・効率的に進めることができるようになります。

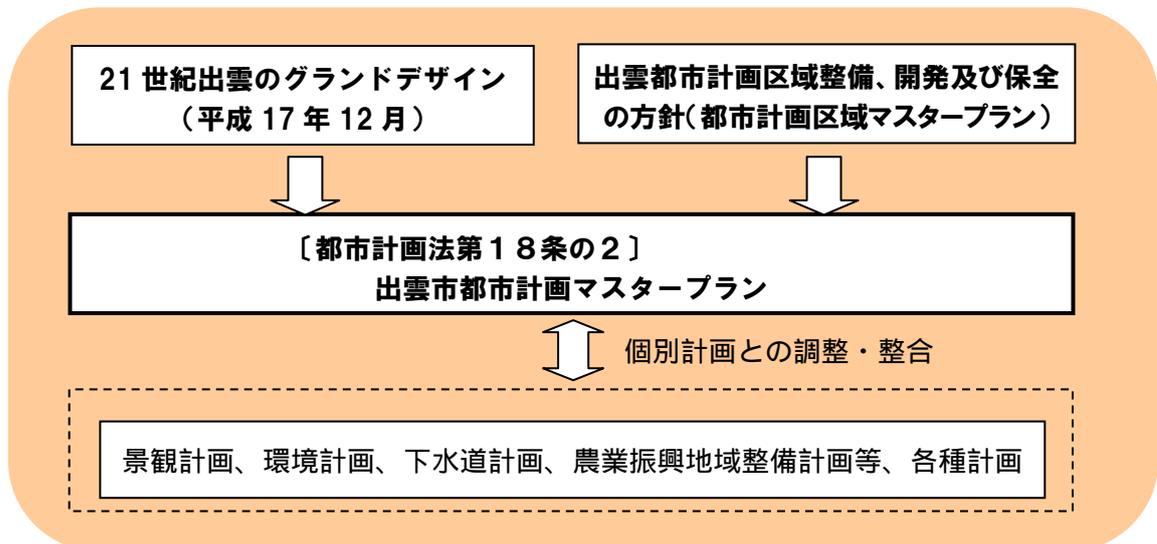
都市計画マスタープランは、出雲市全体のまちづくりの方向性を示す「全体構想」と、地域のまちづくりの方向性を示す「地域別構想」から構成されます。

2. 出雲市の計画体系における位置づけ

「出雲市都市計画マスタープラン」は、都市計画法の規定に基づいて「出雲市総合振興計画（21世紀出雲のグランドデザイン）：平成17年12月」に即して定めます。

また、平成12年5月に制度化された、島根県が定める「出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）：平成20年4月」に即して定めます。

都市計画マスタープランは、「21世紀出雲のグランドデザイン」の都市計画の分野を担う計画として、都市計画に関する総合的・一体的な方針とするため、「景観計画」「下水道計画」「環境計画」「農業振興地域整備計画」などと都市計画と関連する事項について調整し、その他既存の関連計画とも十分な整合を図って策定します。



3. 計画策定の目標年次

都市計画マスタープランは概ね 20 年後を目標とする計画であることから、本計画の目標年次は、概ね 20 年後の 2028 年（平成 40 年）とします。

4. 将来人口

出雲市の人口は、平成 17 年国調で減少に転じ、国立社会保障人口問題研究所が推計した日本の将来人口（平成 18 年 12 月推計）では、日本の人口は既に減少局面に入っており、今後も減少傾向が続くと予想しています。

出雲市都市計画マスタープランでは、平成 17 年国調データに基づいて国立社会保障人口問題研究所が推計した出雲市の将来人口やランドデザインの目標人口等を勘案し、目標年次（平成 40 年）の人口を設定します。

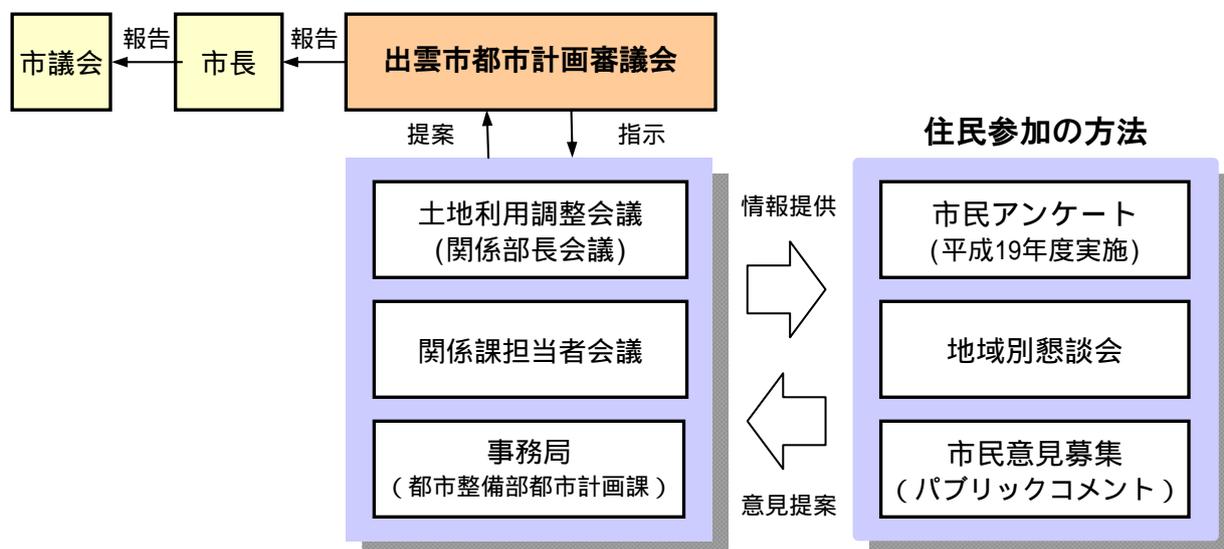
目標年次（平成 40 年）の将来人口

都市計画マスタープランの将来人口は、147,000 人とします。

資料編「2．出雲市の将来人口」参照

5. 計画策定の体制と住民参加の方法

「出雲市都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、庁内の関係する部局の横断的な検討・調整を行うとともに、住民意見を反映した計画づくりを行うため、以下に示す体制ならびに住民参加の方法により策定を進めました。



第 1 章. 全体構想

出雲市全体のまちづくりの方向性

第1節. 現況と課題

1. 出雲市の現況

(1) 広域的条件

| | |
|-------------|--|
| 位置 | <ul style="list-style-type: none">・平成17年3月、出雲地区2市4町（出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町）の合併により誕生した出雲市は、島根県の東部に位置しており、東は斐川町、松江市、西は大田市、南は雲南市、飯南町に接しています。・出雲市は、東西約30km、南北約39km、面積は約543.48km²です |
| 自然的、地理的特性 | <ul style="list-style-type: none">・出雲市は出雲平野を中心として、北は日本海に面し、南は中国山地で構成されています。・出雲平野は、中国山地に源を発する斐伊川と神戸川の二大河川により形成された沖積平野（標高0～20m程度）です。・斐伊川と神戸川のほか、平田船川や堀川等の中小河川、宍道湖、神西湖等多彩な地勢を有しています。・出雲平野は、山陰地方随一の広さを有する穀倉地帯であり、市内の耕地の大部分が沖積地にあり、豊富な水と肥沃な土地に恵まれています。・気候は、年平均気温が15前後と比較的緩やかで、日本海側に位置しているものの冬季の積雪量は10cm程度です。・年平均降水量は1,500mm～2,000mm程度ですが、過去には、梅雨期の集中豪雨による被害が発生しています。 |
| 歴史・文化 | <ul style="list-style-type: none">・出雲市は、国引き神話等「出雲神話」のふるさととして古くから栄えた地域であり、「西谷墳墓群」などの古墳や、「出雲大社」をはじめ「須佐神社」等「出雲国風土記」にしるされた古社が各所に残るなど、古代から中世にわたる多くの歴史・文化資源を有しています。・歌舞伎の始祖とされる出雲阿国が出雲大社の巫女であったとの伝承があり、出雲大社付近には墓や阿国の塔があります。 |
| 広域的 位置付け | <ul style="list-style-type: none">・出雲市は、島根県内で2番目の人口（146,307人/平成17年国調）を有する都市であり、出雲・宍道湖・中海地方拠点都市地域の中核都市としての役割を担っています。・県内外からの交通の要であり、島根県の空の玄関口である出雲空港のある斐川町にも隣接しています。・山陰自動車道、中国横断自動車道といった高速交通道路網の整備が進められています。 |

(2) 社会的特性

| | |
|------------------------|--|
| <p>社会情勢、国の施策動向等の動き</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・少子高齢化社会、地球環境への負荷の軽減、財政的制約など、都市を取り巻く社会情勢に変化が生じています。 ・国の施策動向としては、目指すべき都市像の姿として、集約型都市構造への転換を目指しています。(国土交通省 社会資本審議会答申：新しい時代の都市計画はいかにあるべきか) |
| <p>人口・世帯数</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年国調では、出雲市の人口は減少に転じており、地域別では、出雲地域で微増しているもののその他地域でいずれも減少しています。 ・人口規模は、出雲地域が市全体人口の約 6 割を占めており、次いで平田地域約 2 割、大社地域約 1 割、湖陵地域・佐田地域・多伎地域合せて約 1 割となっています。 <p>[地区別人口]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別人口は、既成市街地と中山間地で人口が減少する一方、四絡地区、川跡地区及び神門地区など出雲地域の市街地周辺部で人口が増加しています。 <p>[年齢別人口]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢別人口は、年少人口が減少している一方、65 歳以上の老年人口は増加しています。老年人口の割合は、島根県の割合より低いものの、全国の老年人口の割合は上回っています。(老年人口割合：出雲市約 24%、島根県約 27%、全国約 20%) <p>[通勤通学流動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年国調では、流出が約 16%、流入が約 13%と流出が多くなっています。通勤は、流出入とも斐川町が最も多く(各約 41%、約 45%)、通学は、流入が斐川町(約 65%)、流出は松江市(約 78%)が最も多くなっています。 |
| <p>産業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・産業別就業者数は、第 3 次産業が約 6 割を占め、第 2 次産業は約 3 割、第 1 次産業は約 1 割となっており、第 1,2 次産業の割合は年々減少する一方、第 3 次産業は増加しています。 ・農業は、平成 17 年の経営耕地面積、農業産出額ともに県内第 1 位であるものの、経営耕地面積及び農家数、農業産出額は年々減少しています。 ・工業は、長浜工業団地の整備等により事業所数や製造品出荷額が増加しましたが、近年は減少傾向にあります。 ・商業は、卸売業及び小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額は松江市に次いで県内第 2 位であるものの、1 人当たりの販売額は県平均に比べ低く、事業所・従業員数、年間商品販売額ともに年々減少傾向にあります。 ・本市の観光入込み客数は、平成 2 年から平成 17 年までの 15 年間で入込み客数は 1.5 倍に増加し、島根県全体の約 3 割を占めています。 ・平成 19 年 7 月の石見銀山の世界遺産登録、平成 19 年 3 月の大社地域の県立古代出雲歴史博物館のオープンなどにより観光客は増加傾向にあります。 |

(3) 土地利用

| | | | | | | | |
|--------------|---|------------|---|------------|--|------------|---|
| <p>全体</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・出雲市では、自然的土地利用が約9割を占めており、宅地は1割程度となっています。近年、宅地は微増し田、畑、山林は減少しています。 ・出雲市は、出雲平野を中心として、出雲地域、平田地域、大社地域、湖陵地域、多伎地域の一部が都市計画区域に指定されています。 ・市街地は、出雲市駅周辺、雲州平田駅周辺、出雲大社前駅周辺に形成され、用途地域が指定されています。 ・D I D区域(人口集中地区)は、出雲地域、平田地域、大社地域に設定されており、H17年国調では拡大傾向にあります。 | | | | | | |
| <p>用途地域</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 707 400 994"> <p>商業地</p> </td> <td data-bbox="400 707 1402 994"> <ul style="list-style-type: none"> ・主な商業地は、出雲地域、平田地域の市街地の中心部に形成されてきましたが、近年、中心市街地では空洞化が進んでいます。また、幹線道路沿いでは商業業務施設の立地が進んでいます。 ・出雲市街地では、都市軸である(都)出雲市駅前矢尾線沿いで商業業務施設の更新が進んでいます。 ・平田市街地では、環状線沿いに新たな商業地が形成されつつあります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 994 400 1281"> <p>住宅地</p> </td> <td data-bbox="400 994 1402 1281"> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により計画的な住宅地整備がされているところもありますが、既成市街地の一部には木造住宅等の密集地や狭隘道路がみられます。 ・出雲地域においては、高層マンションやアパート等の立地が増加している地区があります。 ・住宅団地の老朽化が進んでいる地区もあります。また、農地が混在している地区も見られます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1281 400 1469"> <p>工業地</p> </td> <td data-bbox="400 1281 1402 1469"> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の主な工業地は、工業系用途地域が指定されていますが、工業系用途地域の一部には住宅の立地が進んでいます。 ・工業専用地域に指定されている長浜工業団地では、分譲が完了しました。 </td> </tr> </table> | <p>商業地</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・主な商業地は、出雲地域、平田地域の市街地の中心部に形成されてきましたが、近年、中心市街地では空洞化が進んでいます。また、幹線道路沿いでは商業業務施設の立地が進んでいます。 ・出雲市街地では、都市軸である(都)出雲市駅前矢尾線沿いで商業業務施設の更新が進んでいます。 ・平田市街地では、環状線沿いに新たな商業地が形成されつつあります。 | <p>住宅地</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により計画的な住宅地整備がされているところもありますが、既成市街地の一部には木造住宅等の密集地や狭隘道路がみられます。 ・出雲地域においては、高層マンションやアパート等の立地が増加している地区があります。 ・住宅団地の老朽化が進んでいる地区もあります。また、農地が混在している地区も見られます。 | <p>工業地</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の主な工業地は、工業系用途地域が指定されていますが、工業系用途地域の一部には住宅の立地が進んでいます。 ・工業専用地域に指定されている長浜工業団地では、分譲が完了しました。 |
| <p>商業地</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・主な商業地は、出雲地域、平田地域の市街地の中心部に形成されてきましたが、近年、中心市街地では空洞化が進んでいます。また、幹線道路沿いでは商業業務施設の立地が進んでいます。 ・出雲市街地では、都市軸である(都)出雲市駅前矢尾線沿いで商業業務施設の更新が進んでいます。 ・平田市街地では、環状線沿いに新たな商業地が形成されつつあります。 | | | | | | |
| <p>住宅地</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により計画的な住宅地整備がされているところもありますが、既成市街地の一部には木造住宅等の密集地や狭隘道路がみられます。 ・出雲地域においては、高層マンションやアパート等の立地が増加している地区があります。 ・住宅団地の老朽化が進んでいる地区もあります。また、農地が混在している地区も見られます。 | | | | | | |
| <p>工業地</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の主な工業地は、工業系用途地域が指定されていますが、工業系用途地域の一部には住宅の立地が進んでいます。 ・工業専用地域に指定されている長浜工業団地では、分譲が完了しました。 | | | | | | |
| <p>用途地域外</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域周辺では、幹線道路沿道への大規模店舗の立地や住宅開発等が進んでいます。 ・農地は、市街地周辺部等の平地部に広がっていますが、近年の宅地化に伴い年間200件以上の農振農用地除外が行われています。 ・田園地域には各所に集落が点在しています。 ・用途地域外の工業地は、平田地区の東部工業団地、吉原工業団地や多伎工業団地、下古志工業団地などがあります。 ・西出雲駅南では、土地区画整理事業により都市基盤が整備され、戸建住宅の立地が進んでいます。 ・県立中央病院の北側に大規模商業施設が開店しました。 ・(都)渡橋浜山公園線沿道には商業業務施設が立地し、用途地域から沿道型土地利用が連続しています。 | | | | | | |

(4) 都市施設

| | |
|---------------|--|
| <p>道路</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市の中心部を東西に横断する国道9号を軸に、出雲、大社、平田地域を結ぶ国道431号、南部の山間地域を結ぶ国道184号を骨格とした道路網が形成されています。 ・市内の主要な道路は、出雲地域、平田地域、大社地域を中心に放射状に形成されている他、沿岸部を繋ぐ道路網が形成されています。 ・都市計画道路のうち、平成20年度末の幹線街路整備率は、出雲地域66%、平田地域82%、大社地域50%となっています。 ・山陰自動車道は、斐川IC～出雲ICと多伎IC～朝山ICまでの整備が進められ、出雲インター線、多伎インター線の整備が進められています。 ・出雲市街地における国道9号の慢性的な渋滞を解消する国道9号バイパスが完成しました。また、現在、国道431号バイパスの整備が進められています。 ・平田市街地では、市街地内の移動を円滑にする平田環状線の整備が完了しています。 ・用途地域外では、国道9号に並行する(県)斐川出雲大社線や(県)多伎江南出雲線、平田・大社・出雲地域を結ぶ国道431号で交通量が多く、(主)出雲三刀屋線は大型車混入率が高い状況にあります。 |
| <p>公共交通機関</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道をはじめ、各主要都市へ直行する高速バスなど、広域的な公共交通機関が比較的整っています。 ・鉄道は、JR西日本と一畑電車があり、中心駅であるJR山陰本線・一畑電車出雲市駅の乗降客数は、JRは横ばい、一畑電車は減少傾向にあります。 ・バス交通は、JR出雲市駅を中心に大社・湖陵・多伎・佐田地域を結ぶ路線バスが運行している他、地域ごとに生活バス、循環バスや福祉バスが運行していますが、利用者は減少傾向にあります。 |
| <p>公園緑地</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園のうち住区基幹公園の整備はほぼ完了しています。 ・都市計画公園以外にも、神西親水公園や手引ヶ丘公園等が整備されています。 ・市庁舎へ隣接して、出雲だんだん広場が整備されました。 ・神西親水公園の拡張が計画されています。 |
| <p>河川</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨による斐伊川、神戸川の氾濫を防止するため、斐伊川・神戸川治水事業が進められています。 ・十間川は、広域基幹河川整備事業が進められています。 ・近年、赤川・新内藤川・平田船川・湯谷川において、水害常襲地帯(床上浸水被害)の解消のため河川改修事業が進められています。 ・出雲市駅南側の赤川は、「ふるさとの川整備計画」により自然と人が共存できる水辺空間が整備されています。 |
| <p>下水道</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道は、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水や合併浄化槽等により整備が進められています。 ・公共下水道について、用途地域内の整備率は、出雲地域6割、平田地域8割、大社地域7割となっています。 |

(5) 自然環境、景観、防災・防犯

| | |
|-------|---|
| 自然環境 | <ul style="list-style-type: none">・ 出雲市の北部、南部の山地は、多様な動植物の生息地として重要な役割を担っています。・ 日御碕周辺、鰐淵寺周辺や立久恵峡周辺地域などは、優れた風景地を有しており、国立公園や県立自然公園に指定されています。・ 出雲市の西部は、砂浜と日本海から吹き付ける強い季節風と飛砂防止のために植林された松が連なる白砂青松の自然海岸となっています。・ 出雲平野は、山陰地方随一の広さを有する穀倉地帯であり、良好な田園環境を有しています。・ 市内には、斐伊川、神戸川を骨格として、新内藤川、平田船川、赤川及び十間川等の中小河川が流れ、宍道湖や神西湖は、貴重な動植物など生息する環境を有しています。 |
| 景観 | <ul style="list-style-type: none">・ 出雲市は、山林、海岸、河川、湖など、豊かな自然が織り成す美しい景観を有しています。・ 出雲平野に広がる、築地松のある散居集落の風景は、出雲地方独自の農村景観ですが、近年の宅地化や松くい虫による被害等により田園地域の景観が変貌しつつあります。・ 出雲の景観を守り、育て、創り、次世代に引き継いでいくために「出雲市景観計画」を策定しました。 |
| 防災・防犯 | <ul style="list-style-type: none">・ 集中豪雨等の自然災害による浸水被害、崖崩れ、土砂崩れ等が発生し、市内各所に大きな被害をもたらしました。 |

2. 市民アンケート調査の概要

出雲市都市計画マスタープランでは、出雲市や地域の現状及び将来のまちづくりの方向性に関する市民の意見や考えを把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

(1) 市民アンケート調査の概要

市民アンケート調査は、平成 19 年 11 月に、20 歳以上の市民 4,000 人を無作為に抽出し、郵送で配布・回収しました。

アンケート回収数は、1,549 通（平成 20 年 1 月到着分までを有効）で、回収率は約 4 割です。

(2) 市民アンケート調査の結果

市民アンケート調査では、「住まいの環境について」「出雲市の将来について」「住んでいる地区の将来の姿、今後のまちづくりについて」[出雲市の魅力について]「市民参加のまちづくりについて」市民の意見を調査しました。

市民アンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

調査結果は資料編「1. 市民アンケート結果の概要」参照。

- ・居留意識については、約 8 割の人が「住み続けたい」と回答しており「出雲市での居留意向」が大きいと考えられます。しかし、定留意向は、若年世代ほど低くなる傾向にあるため、まちの魅力向上や出雲の価値を高めていく取組み等により、「若い世代の定留意識の向上」を図っていくことが望まれます。
- ・地域の将来については、「事故や犯罪・災害が少ない安全なまち」が 50%を超え、「老人が暮らしやすいまち」「子供を育てやすいまち」が続いているように、これまで以上に「安全・安心のまちづくり」が望まれます。
- ・地域の満足度については、「生活利便施設の立地」を最も評価し、「生活環境や自然環境」が続いており、現在の居住環境に満足しています。一方、「鉄道、バスなどの交通利便性」に対する不満が最も多く、「子供が安全に遊べる場所の不足」が続いており、都市基盤が整備された「安全・快適に暮らしやすいまち」が求められています。
- ・主な交通手段では、約 8 割の人が「自動車」と回答していますが、これからの交通のあり方では「自動車にあまり頼らない」との回答が約 3 割、「コミュニティバスの運行増加」が約 3 割を占め、「これまでどおり自動車が中心」の回答は約 2 割となっており、「自動車中心から公共交通や徒歩・自転車を重視」する傾向が見られます。
- ・子孫へ継承したいものとしては、「黒松（築地松等）」「自然（山、川、海等）」「歴史的まちなみ・建物等」と続いており、「自然や歴史等、地域の資源の継承」を望んでいます。
- ・まちづくりについては、約 7 割の市民が「関心がある」と回答し、約 7 割の市民がまちづくりへの参加意思を示しており、今後は、「市民と行政の協働によるまちづくり」を進めていくことが望まれます。

3. 都市づくりの課題

出雲市の現況及び上位計画、社会情勢の変化、市民アンケート結果などを踏まえ、都市づくりの課題を、主に都市計画面から抽出します。

(1) 広域的、社会的な課題

広域的役割の発揮

- ・松江市と共に島根県の発展を支える拠点都市として、商業業務、行政、医療・福祉、文化等、中心的な機能と役割の分担
- ・立地条件、広域交通条件の優位性を生かした、広域連携強化、都市間交流機能の拡大

高齢化社会への対応

- ・就業の場の確保・住宅供給等、人口減少の防止への取組み、子育て支援等人口増加に向けた取組み
- ・高齢者、障がい者等を含む、全ての人が安全・安心に過ごせるまちづくり

集約型都市構造への転換

- ・各市街地での都市基盤整備の推進、地域特性を活かした都市・居住機能の充実・集積、各市街地の特性に応じた集約拠点の形成

産業振興や観光都市に向けた取組み

- ・新規産業の誘致等、産業の振興
- ・多様な観光資源の活用、観光振興のためのインフラ整備

(2) 土地利用に係る課題

地域特性を活かした市街地形成

- ・出雲市街地における、行政、文化、福祉等の高次な都市機能の集積、平田市街地における、質の高い居住機能の集積、大社市街地における、観光・交流機能の充実

市街地の活性化に向けた商業地の機能強化

- ・市街地の活性化に向けた、土地利用の更新と高度利用の促進、商業・業務施設の誘致促進

良好な居住環境の形成

- ・道路整備等による、良好な居住環境の形成
- ・周辺環境と調和した、「街なか居住」の推進

工業地の維持と適正な土地利用の誘導

- ・既存の工業地の操業環境の維持
- ・工場跡地等における、周辺土地利用との関係に留意した、適正な土地利用誘導、準工業地域における、特別用途地区の指定

無秩序な市街化の抑制

- ・用途地域外での無秩序な市街化の抑制
- ・農地の集約化、集落営農の組織化及び法人化等による、農地の維持・保全
- ・集落環境の保全・改善

用途地域の指定の検討

- ・西出雲駅周辺における、出雲市西部の生活拠点及び良好な居住環境の形成にむけた、新市街地の位置づけの検討
- ・大規模商業施設周辺における、周辺環境との調和に配慮した、新市街地の位置づけの検討
- ・(都)渡橋浜山公園線沿道における、用途地域からの連続性を考慮した、沿道型商業系土地利用の位置づけの検討

(3) 都市施設に係る課題

広域圏の連携強化と渋滞解消等のための幹線道路等の整備

- ・広域圏の中核都市としての役割を担うための、山陰自動車道等の高規格幹線道路の整備
- ・市街地における、通過交通の排除と円滑な交通を確保するための、幹線道路網の整備
- ・市内各地域間の連携・交流促進や生活利便の向上を図るための、幹線道路等の整備

公共交通の維持・利用促進に向けた取組み

- ・高齢化社会への対応や環境への負荷の軽減等に配慮し、事業者、市民、行政が一体となった、公共交通の維持・存続、利用促進に向けた取組み

都市計画公園等の整備や既存公園の質の向上

- ・市民の憩い、交流、スポーツ活動を担い防災機能を有する、都市計画公園等の整備
- ・住環境の向上や高齢化社会への対応のための、既存都市公園の質の向上(バリアフリー化等)

浸水被害解消のための河川改修

- ・斐伊川・神戸川の氾濫防止、水害常襲地帯の浸水被害解消のための、斐伊川放水路と神戸川の整備促進、市内河川の改修事業の推進

地域特性に応じた水辺空間の整備

- ・市街地内を流れる河川の、地域特性に応じた水辺空間の整備

地区特性などに応じた下水道等の整備

- ・市街地や集落など、地区特性に応じた、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併浄化槽等の適切な整備

(4) 自然環境、景観、防災・防犯、その他に係る課題

北部、南部の山地、河川、海岸、湖の自然環境の保全

- ・野生動物の生息地であり良好な植物群落等が見られる、北部・南部の山地、斐伊川・神戸川等の河川、宍道湖、神西湖、日御碕、長浜海岸等、貴重な自然環境の保全

出雲らしさを象徴する自然的景観や歴史的景観の保全

- ・豊かな自然が織り成す美しい景観の保全
- ・田園景観と都市景観の混乱の防止、田園景観の保全
- ・出雲大社周辺の町並み、平田地区の木綿街道等、歴史的景観の保全

市街地の魅力を向上する都市景観の形成

- ・商業地、公共施設、シンボルとなる道路とその沿道空間など、市街地の魅力を向上する都市景観の形成

防災、防犯対策の充実等、安全・安心なまちの形成

- ・都市づくりにおける災害対策
- ・市街地の防災性の向上
- ・災害や犯罪が少ない、安全・安心して暮らせるまちづくり

第2節. 都市の将来像

1. 都市づくりの目標

「都市づくりの目標」は、[21世紀出雲のグランドデザイン] に示された出雲市の将来都市像を実現するための、都市づくりの目標です。

[21世紀出雲のグランドデザイン] の将来像とともに、出雲市の現状や都市づくりの課題、社会情勢や市民意向等を踏まえ、以下のように設定します。

なお、目標の実現に当たっては、市民と行政がそれぞれの役割分担のもと、協力、協調しながらまちづくりを進める「市民と行政の協働」を基本として、まちづくりを進めるものとします。

◆ 機能分担と連携による、地域の特性を活かした都市づくり

市街地の歴史的変遷や地域固有の魅力を最大限に活かして、都市間・地域間の機能分担と連携を基本に適切な土地利用の規制・誘導を図り、“多様な産業が生み出す活力”と“地域に根付いた暮らし”の調和が取れた都市づくりを進めます。

◆ 中核都市にふさわしい活力ある都市づくり

中核都市にふさわしい産業や都市間・地域間の連携・交流を支える都市基盤や、市民の安全・快適な暮らしを支える道路や公園、下水道などの都市基盤が整った都市づくりを進めます。

◆ 出雲の多彩な魅力を活かした観光都市づくり

「出雲神話のふるさと」として、「出雲大社」をはじめとする多くの歴史的資産や美しい自然を守り活かすとともに、魅力を発信し、多くの人々が交流する都市づくりを進めます。

◆ 誰もが安心して暮せる都市づくり

全ての市民が安全に安心して住み続けられるよう自然災害に強い都市づくりを進めるとともに、医療・福祉機能の維持・充実をはじめ、バリアフリー化の推進など、子供から高齢者まで、誰もが安心して暮らせる都市づくりを進めます。

2. 将来都市構造

「将来都市構造」は、将来の都市の姿（空間イメージ）を分かりやすく示すものです。

本市の将来都市構造は、現在の都市構造と都市づくりの目標を勘案して、「都市拠点とその他の拠点」「都市の骨格」「土地利用ゾーン」で描きます。

〔都市拠点とその他の拠点〕

都市活動や産業、生活や交流などの中心となる役割を担い、土地利用の核となる場所を「都市拠点とその他の拠点」として位置づけます。

| 〔都市拠点〕 | 多様な都市機能が集積し、都市の中心となる市街地 |
|-----------------|---|
| ・ 中核都市拠点 | ・ 広域的な都市拠点として、商業・業務、情報ビジネス、行政サービス、宿泊、都市型居住、医療・福祉、文化、高度教育等の様々な高次都市機能が集積し、西部日本海域の中心都市としての発展の中核となる市街地 ・ 出雲市駅周辺及びシンボルロード沿いは、商業・業務、行政サービス、医療・福祉、文化等の都市機能が帯状に集積する都市軸と位置づける |
| ・ 東部都市拠点 | ・ 中核都市拠点に次ぐ都市拠点として、商業・業務、行政サービス、都市型居住、医療・福祉、観光機能等の都市機能がコンパクトに集積し、地域の生活をはじめ都市の発展を支える市街地 |
| ・ 観光都市拠点 | ・ 観光・文化・交流機能を核とした都市拠点として、市のシンボルである「出雲大社」と出雲大社門前町を活かした観光産業、文化、交流機能をはじめ、行政サービス、福祉機能等の都市機能が集積し、観光都市づくりの中核となる市街地 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| [その他の拠点] | 都市拠点を補完し、都市の産業や発展を支える場所 |
| ・ 歴史・文化拠点 (西谷墳墓群周辺) | 古代出雲の歴史文化を継承するとともに、広域的な観光交流機能を担う場所 |
| ・ スポーツ交流拠点 (浜山公園周辺) | 出雲の伝統文化を伝承する観光交流機能を有するとともに、市民の憩いや広域的なスポーツ・交流、防災機能を担う中心となる場所 |
| ・ 交流拠点 (宍道湖西岸) | 水辺空間とレジャー機能が集積する、広域的な観光・交流の中心となる場所 |
| ・ 観光・交流拠点 (立久恵峠、須佐) | 水や緑豊かな自然の中で、絶景や歴史ある寺社と、温泉施設を有する、広域的な観光・交流の中心となる場所 |
| ・ 海洋レジャー拠点 (日御碕、多伎) | 美しい海岸線を活かした保養・レジャー機能、観光商業機能等が集積する、広域的な観光・交流の中心となる場所 |
| ・ 交流拠点 (西出雲 駅南周辺) | 都市基盤が整備され、良好な居住環境を有する戸建住宅と交流機能や健康・医療・福祉機能が集積する新市街地 |
| ・ 親水ふれあい拠点 (神西湖周辺) | 親水性豊かな水辺空間を活かした市民の憩い・交流、自然教育、レジャー機能等が集積する、広域的な観光・交流の中心となる場所 |
| ・ 健康福祉拠点 (県立大学短期大学 部周辺) | 健康・医療・福祉機能が集積し、市民の健康増進や福祉の向上を担う場所 |

〔都市の骨格〕

広域的な連携、市街地間・地域間・拠点間の連携をはかるとともに、都市の発展を支える道路や鉄道、本市の自然的骨格となる河川等を「都市の骨格」として位置づけます。

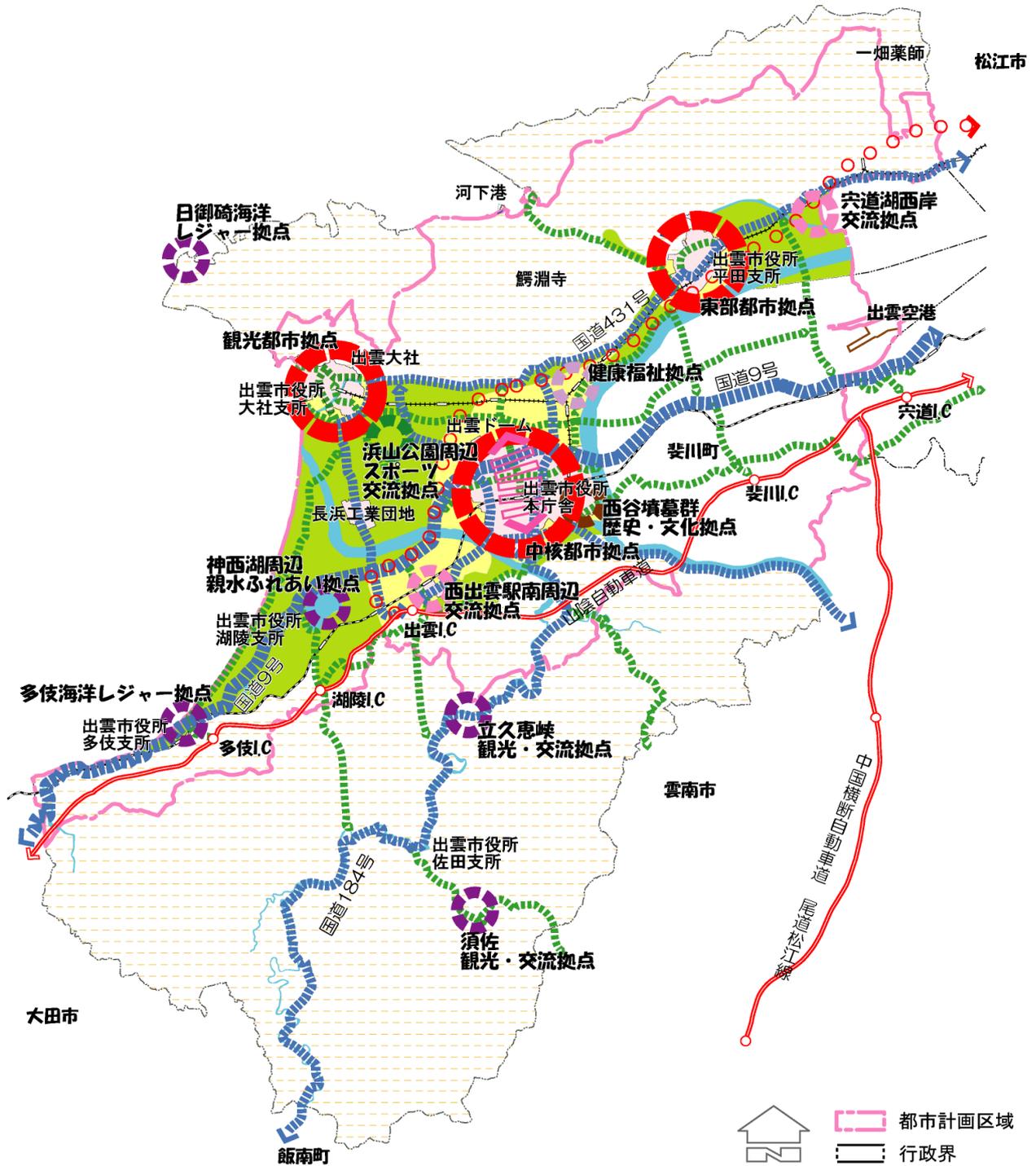
| | |
|----------------|---|
| 高速自動車国道 | 自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する高速自動車国道。広域的な交通連携機能や産業連携機能、観光・交流機能など様々な機能を担う道路。 |
| 地域高規格道路 | 高速自動車国道と一体となって、地域発展・育成や地域相互の交流促進等に資する道路。 |
| 主要幹線道路 | 中心市街地への通過交通を抑制するとともに、中心市街地と周辺市町との交通・産業・交流連携や市街地間・地域間・拠点間の連携機能など、様々な機能を担う道路 |
| 幹線道路 | 主要幹線道路を補完するとともに、都市機能の有機的な連携や都市における円滑な活動や都市の発展を支える骨格的な道路 |
| 鉄道 | 主に、通勤・通学等に利用される公共交通機関であるＪＲ西日本と一畑電車 |
| 河川 | 広がりのある河川空間を活かした、市民の憩い・交流、市街地の防災機能等を有する、市民等に潤いを与える河川及び河川沿いの空間 |

〔土地利用ゾーン〕

本市の基本的な土地利用を、「21世紀出雲のグランドデザイン」に基づいて、「市街地ゾーン」「周辺市街地ゾーン」「田園緑地ゾーン」「山間緑地ゾーン」として示します。

| | |
|-----------------|--|
| 市街地ゾーン | 道路や下水道等の都市基盤が整備され、住宅・商業・工業・公共サービスなどの都市的な土地利用の機能的配置を実現する、安全で快適な市街地（用途地域） |
| 周辺市街地ゾーン | 市街地周辺部において、田園環境の保全を基本として、都市的土地利用と自然的土地利用の調整により都市と自然が共生するゆとりある田園住宅地 |
| 田園緑地ゾーン | 食料生産の場、水や緑、土とのふれあいの場、自然と農業を介した人々の交流の場となる、落ち着いた集落環境と生産性の高い営農環境を有する田園地 ゾーン内の各拠点地周辺は、計画的な土地利用の誘導により自然的土地利用と共存する拠点地 |
| 山間緑地ゾーン | 多様な生き物の生息・生育の場としての機能、保水等、都市防災上の機能や市街地の背景となる景観機能、広大な森林を活用した保養機能等を有する山間部 |

将来都市構造図



凡例 【都市拠点とその他の拠点】

- 都市拠点
- 交流拠点
- 観光・交流拠点
- 都市軸

【土地利用ゾーン】

- 市街地ゾーン (用途地域)
- 周辺市街地ゾーン
- 田園緑地ゾーン
- 山間緑地ゾーン

【都市の骨格】

- 高速自動車国道
- 地域高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 鉄道
- 河川

第3節. 都市づくりの整備方針

都市づくりの整備方針は、「1. 土地利用に関する基本的な方針」「2. 都市施設に関する基本的な方針」「3. 自然環境、景観、防災・防犯、その他に関する基本的な方針」として、大きく3つの分野ごとに示します。

1. 土地利用に関する基本的な方針

1-1. 土地利用

1) 土地利用区分と配置方針

| 土地利用区分 | | 配置方針 |
|--------------|--------------|---|
| 市街地 | 商業・業務ゾーン | ・ 商業・業務機能や多様な都市機能の集積、市街地の整備改善と機能強化を推進するゾーン |
| | 沿道ゾーン | ・ 主要幹線、幹線道路沿道において沿道サービス機能の増進を図るゾーン |
| | 住宅ゾーン | ・ 市街地内で、都市基盤の整備とともに良好な住環境を保全・形成するゾーン |
| | 工業ゾーン | ・ 産業機能の利便増進と住宅地との土地利用の調和を図り生産環境を維持・保全するゾーン |
| 周辺市街地 | 農住共生ゾーン | ・ 良好な田園環境の保全を基本として、住宅と農地が共生する土地利用を推進するゾーン |
| | 周辺市街地沿道利用ゾーン | ・ 既に商業・業務施設の立地が進行している道路沿道と将来的に都市的土地利用の需要の高まりが予想される道路沿道で、適正な沿道利用を推進するゾーン |
| | 機能集積ゾーン | ・ 産業、観光・レクリエーション、歴史・文化等の多様な機能が集積する拠点づくりのため、適正かつ計画的な土地利用を推進するゾーン |
| 田園緑地 山間緑地 | 田園緑地ゾーン | ・ 農業生産の場として、生産基盤の強化や生産性の高い農業環境の充実を推進するゾーン |
| | 山間部集落ゾーン | ・ 山間地内の集落環境を保全・改善するゾーン |
| | 山間緑地ゾーン | ・ 森林の保全と育成を図るゾーン |

2) 市街地の都市機能の集積を促進する適正な土地利用の誘導

用途地域が指定されている「出雲市街地」、「平田市街地」、「大社市街地」は、都市における多様な活動を支える中心として、都市基盤の整備を推進するとともに、適正な土地利用を誘導します。

特に、出雲市駅や雲州平田駅、出雲大社駅周辺は、商業・業務、行政、都市居住機能等の集積と土地利用の更新により、魅力ある市街地の形成を図ります。

市街地周辺の住宅地は、居住環境の整備を推進し、安全で快適な住宅地の形成を図ります。

「商業・業務ゾーン」

- ・ 出雲市駅周辺及びシンボルロード沿い商業地は、出雲市の中心として、都市機能の更新と土地の有効利用を積極的に進め、商業・業務、金融、情報ビジネス、行政サービス、宿泊等、高次な都市機能の維持・充実に努めます。また、都市型居住、医療・福祉機能、文化機能等の充実に努め、利便性とにぎわいを兼ね備えた中心的市街地の形成を図ります。
- ・ 雲州平田駅周辺の平田環状線内側の市街地は、平田地域の中心として、商店街など商業・業務機能の維持・充実に努めます。
- ・ 中ノ島新市街地周辺は、平田市街地の新たな商業・観光拠点として、駅前商店街や木綿街道などと連携し、商業・観光機能の強化を図ります。
- ・ (都)神門中筋線周辺の市街地は、大社地域の中心として、商業、観光・交流機能の強化を図ります。
- ・ 出雲大社周辺は、観光地再生の核にふさわしい土地利用を図ります。

「沿道ゾーン」

- ・ 国道9号、国道9号バイパス沿道、(主)出雲大社線等、中心的市街地周辺における幹線道路沿道、国道431号沿線は、中心市街地と一体となって市民生活を支える商業・業務地の形成を図ります。
- ・ 沿道型商業・業務機能の立地が進む国道9号バイパス沿道は、適正かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。
- ・ 都市計画道路の沿道は、周辺住宅地の環境保護に配慮しながら、住宅と店舗、事務所等の立地を適正に誘導します。
- ・ 市街地内幹線道路の沿道は、住宅地の日常生活を支える商業業務地として、適正な土地利用を誘導します。

「住宅ゾーン」

- ・ 用途地域内の住宅専用地域や土地区画整理事業地など、低層住宅地として良好な居住環境が形成されている住宅地は、今後とも住宅地としての専用性を維持し良好な居住環境の保全を図ります。
- ・ 土地区画整理事業等が完了した住宅地は、宅地化を促進するとともに用途の混在を防止して良好な居住環境の形成を図ります。
- ・ 土地区画整理事業が計画されている天神一の谷線沿線上塩冶・大津地区は、良好な居住環境を備えた利便性の高い住宅地の形成を図ります。
- ・ 住宅密集地区（今市、大津、塩冶、平田、大社）、農地や低未利用地が混在する地区（白枝、渡橋、中野、上塩冶）など用途地域内の住宅地は、安全で快適な居住環境の形成を図ります。
- ・ 宮内地区等、歴史的な街並みや建築物を残す住宅地は、景観保全や環境整備などを推進します。
- ・ 集客施設など多様な施設が立地しているJR西出雲駅南周辺は、良好な居住環境を有する住宅地の形成を図り、用途地域の指定も視野に、新市街地形成を促進します。

「工業ゾーン」

- ・ 長浜工業団地は、今後とも工業専用地として、生産・流通機能の維持に努めます。
- ・ その他市街地内工業地は、周辺土地利用との調和に配慮し、操業環境の維持と機能強化を図ります。
- ・ 工場の移転等により未利用地が多い地区や住宅が増えている地区については、住宅地への転換を検討するなど、適正な土地利用を誘導します。
- ・ 準工業地域において、一定規模以上の大規模集客施設の立地を制限した、特別用途地区の指定に努めます。

「その他」

- ・ 県立中央病院周辺、島根大附属病院周辺は、広域を対象とした医療・福祉環境を維持し、適正な土地利用に努めます。

3) 市街地周辺部の秩序ある土地利用の誘導

市街地周辺部は、農業振興地域整備計画に基づいて農地保全を図るとともに、農地と都市的土地利用との共生を目指します。

市街地周辺部の幹線道路沿道や新たに都市機能の集積を図る地区は、田園環境の保全を基本として計画的な土地利用を推進します。

「農住共生ゾーン」

- ・ 市街地（用途地域）周辺において、宅地化が進行している地区では、出雲らしさを創出する田園景観と農業生産環境の保全に留意して、住宅地の良好な居住環境の形成を図ります。
- ・ 農地の土地利用の転換においては、支障がある用途の建築物の排除に努め、良好な田園環境の保全を図ります。
- ・ 住宅地開発にあたっては、地区計画等の活用により秩序ある開発に努めて、田園環境と調和する住宅地の実現を図ります。

「市街地周辺・沿道利用ゾーン」

- ・ 国道9号バイパスと（都）北本町高岡線との交差点付近の北部新市街地は、集積している商業・業務機能の維持に努め、適正な土地利用の誘導を図ります。
- ・ 市街地に隣接して沿道型の商業・業務施設の立地が進行している（県）斐川出雲大社線や（都）渡橋浜山公園線などの道路沿道地は、適正な土地利用の誘導を図ります。
- ・ 国道9号や（市）今市川跡日下線、（都）医大前インター線、（主）出雲三刀屋線、（都）国道9号インター線沿道など、将来沿道利用が進むと考えられる沿道地は、土地利用の混乱防止に努めます。

「機能集積ゾーン」

- ・ 健康・医療・福祉機能の集積している島根県立大学短期大学部周辺は、健康福祉拠点とし、環境の維持に努めます。
- ・ 西谷墳墓群周辺は、歴史・文化拠点とし、観光資源として活用します。
- ・ 浜山公園は、スポーツ、交流拠点とし、観光・交流機能の維持に努めます。
- ・ 立久恵峡、須佐神社周辺は、観光・交流機能拠点とし、風致の維持・保全・創出に努めます。
- ・ 日御碕周辺、キララ多伎周辺は、保養・レジャー機能を担う拠点とし、豊かな海洋資源・海洋レジャー施設を活かし、環境の維持に努めます。
- ・ 宍道湖西岸は、広域的な観光・交流の拠点として、既存施設を活かし、環境の維持に努めます。
- ・ 神西湖周辺は、親水ふれあい拠点として、環境の維持に努めます。

4) 田園緑地や山間緑地等の土地利用の保全

出雲平野に広がる田園緑地は、食料生産の場としての機能を有していることから、今後とも土地利用の維持・保全をはかります。

自然的な骨格を形成する北部・南部の山間緑地は、多様な生き物の生息・生育地であるとともに、出雲らしさを創出する景観等を有しており、今後とも良好な自然環境の保全を推進するとともに遊空間としての機能充実を推進します。

「田園緑地ゾーン」

- ・ 農地は、農業生産の場として、今後とも生産基盤の維持や農業環境の保全を図ります。
- ・ 生産性の高い一団の優良農地や営農意欲の高い地区内の農地は、積極的に保全を図ります。
- ・ 田園緑地内の集落地は、落ち着いた集落景観を維持し、良好な生活環境の形成に努めます。
- ・ その他の田園緑地は、出雲らしい田園景観と農業生産環境の保全に努めます。

「山間緑地ゾーン」

- ・ 山間緑地に点在する集落地は、集落環境を保全するとともに、生活道路の充実に努めます。
- ・ 漁村集落は、古くからの集落環境を保全するとともに、生活道路の改善などにより集落の安全性の向上に努めます。
- ・ 出雲大社、鱒淵寺、一畑薬師、立久恵峡周辺などの歴史的資源（文化財周辺）や自然景勝地は、良好な自然環境の保全に努めます。
- ・ 優れた自然風景地でもある山林地は、山林の維持・保全に努めます。

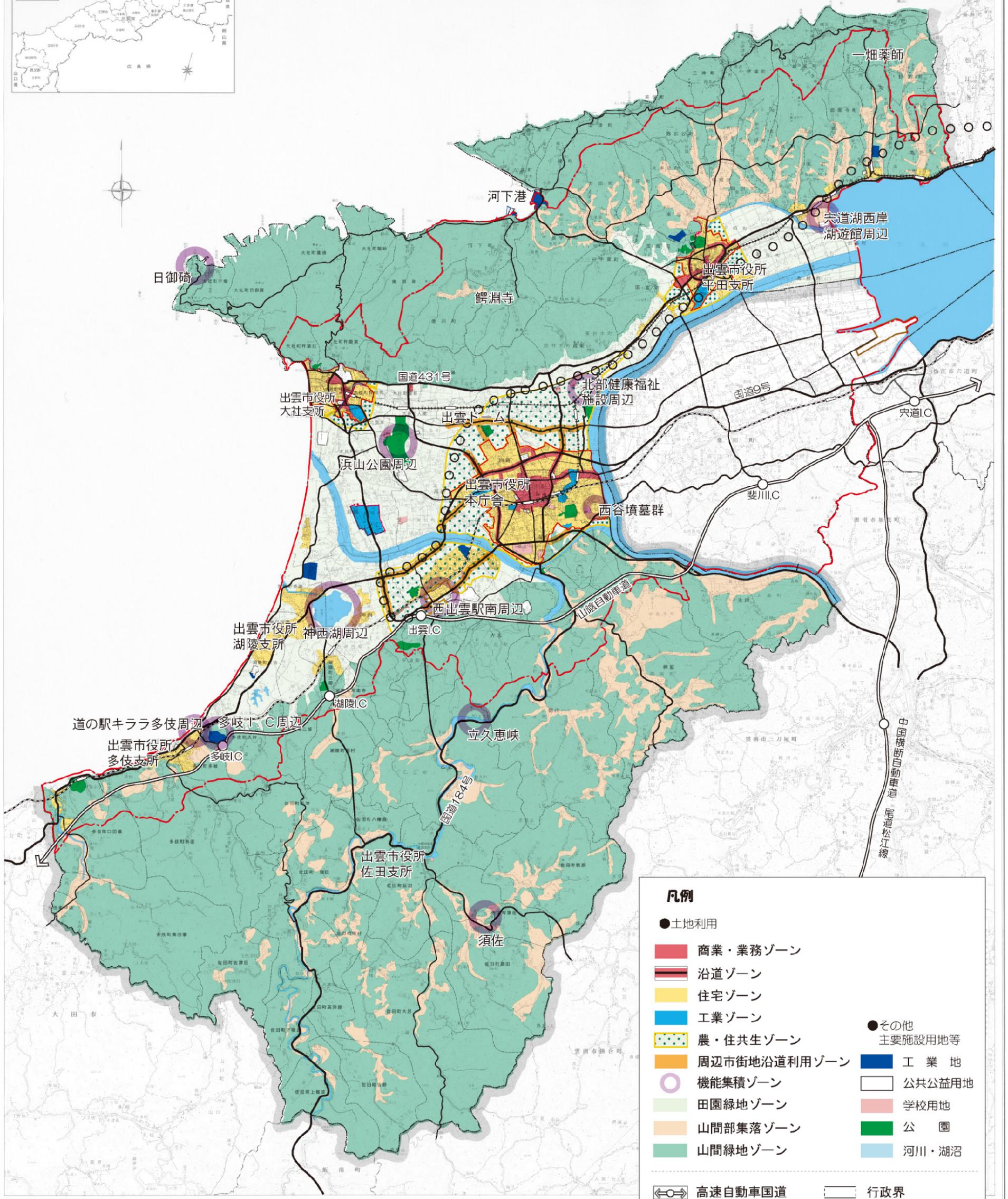
1-2. 市街地整備

- ・ 土地区画整理事業が近年になって完了した地区のうち、出雲地域の築山地区、白枝北地区、西出雲駅南地区では、早期の市街化（建築）を促進し良好な市街地環境の形成を図ります。
- ・ 組合施行の土地区画整理事業が計画されている天神一の谷線沿線長者原および湖陵地域板津地区は、良好な居住環境を備えた住宅地の形成を促進します。

◆ 土地利用に関する方針図

この計画は、国土利用政策の推進を図り、持続可能な国土の形成を図ることに資することを目的とする。

出雲市管内図



凡例

- 土地利用
- 商業・業務ゾーン
- 沿道ゾーン
- 住宅ゾーン
- 工業ゾーン
- 農・住共生ゾーン
- 周辺市街地沿道利用ゾーン
- 機能集積ゾーン
- 田園緑地ゾーン
- 山間部集落ゾーン
- 山間緑地ゾーン
- その他
主要施設用地等
- 工業地
- 公共公益用地
- 学校用地
- 公園
- 河川・湖沼

- ⚡ 高速自動車国道
- ⚡ 地域高規格道路
- 主要道路
- 🚊 鉄道
- 行政界
- ⬜ 都市計画区域
- ⬜ 用途地域

1 : 50,000

平成二十七年三月

(不詳複製) 出雲市

2. 都市施設に関する基本的な方針

2-1. 道路・交通

1) 道路網の整備方針

①道路網の構成・配置

「広域交通網の形成」

〔山陰自動車道（（都）宍道出雲線（都）出雲仁摩線）

地域高規格道路境港出雲道路〕

- ・ 広域交通の利便性の向上と産業振興を図るとともに、歴史的資源・観光資源等を活かした広域的な観光・交流の活性化を図るため、整備を促進します。
- ・ 道路の整備を促進し、「他の都市圏とのネットワークの形成」、「都市圏の各市町、高速 I.C、出雲空港等の都市拠点・交通拠点の連携強化」と「災害時の迂回路や救急医療等の交通網としての機能強化」を図ります。

「市街地間・地域間連携の強化」

〔国道9号、国道9号出雲バイパス、国道431号（国道431号バイパス）、国道184号〕

- ・ 市街地間・地域間の連携強化を図るため、東西・南北の骨格軸となる道路の整備を促進します。

「円滑な交通処理を行う環状＋放射道路網の形成」

出雲・平田・大社地域では、周辺市及び本市郊外部から市街地へのアクセスを強化するとともに、市街地への通過交通を抑制し、円滑な自動車交通処理を行うため、「環状＋放射道路網」の整備を図ります。

出雲地域

環状道路

〔外環状・・国道9号出雲バイパス（（都）斐川出雲線）（都）渡橋浜山公園線、国道184号（（都）古志小山線）、（都）今市古志線、（都）今市川跡線〕

- ・ 出雲市街地に集中する交通の整序及び市街地への通過交通を抑制するため、外環状道路を形成する道路の整備・改善を図ります。

〔中環状・・国道9号（（都）神立白枝線）（都）高砂町渡橋線、（都）医大前新町線、（都）今市古志線、（都）今市川跡線〕

〔内環状・・（都）二京町三京町線、（都）国道9号有楽町線、（都）下沢高西線、（都）

北本町南本町線]

- ・ 市街地内での交通の円滑化を図るため、外環状道路の内側に、中環状と内環状道路を配置し、道路の整備・改善を図ります。

放射道路

[(都) 渡橋浜山公園線、(都) 出雲市駅前矢尾線～(県) 矢尾今市線、(都) 今市川跡線～(市) 今市川跡日下線、(主) 出雲三刀屋線、(都) 医大前インター線、国道184号、国道9号バイパス((都) 斐川出雲線～国道9号((都) 神戸橋神西沖線))]

- ・ 出雲市街地から出雲地域郊外部、他地域市街地、主要拠点、山陰道I.C、斐川町・大田市等、市街地間・地域間連携強化を図るため、出雲地域環状道路から繋がる放射道路の整備を図ります。

平田地域

環状道路 [(都)平田環状線]

- ・ 平田市街地の骨格を形成し中心基盤を構成する重要な都市施設であり、中心市街地への通過交通を抑制するため、環状道路としての機能の維持を図ります。

放射道路

[国道431号、(県) 小伊津港線((都) 藪崎城の前線)、(県) 平田荘原線((都) 中町瑞穂大橋線)、(県) 十六島直江停車場線、(県) 鰐淵寺線]

- ・ 平田市街地から平田地域郊外部、他地域市街地、主要拠点、山陰道I.C、松江市・斐川町等、市街地間・地域間連携強化を図るため、平田地域環状道路から繋がる放射道路の整備を促進します。
- ・ 国道431号は、出雲地域中心部とを結ぶ主要な幹線道路として、拡幅やバイパス整備も視野に機能強化を図ります。

大社地域

環状道路

[外環状・・(主) 出雲大社線、(県) 斐川出雲大社線、(都) 出雲大社平田線、(都) 大社日御碕線、国道431号((都) 遥堪杵築線)]

- ・ 中心市街地への通過交通を抑制するため、外環状道路の整備を図ります。

[内環状・・(都) 大社日御碕線、(都) 北荒木赤塚線、(都) 遥堪杵築線]

- ・ 神門通りを中心軸とした内環状道路を配置して、観光交通等が円滑に移動できる道路の整備等を図ります。
- ・ (都) 出雲大社平田線、(都) 西原乙見線は、路線の見直しの検討を含め、整備を図ります。

放射道路

[国道431号、(主) 大社日御碕線、(県) 斐川出雲大社線]

- ・ 大社市街地から大社地域沿岸部、他地域市街地、観光拠点、山陰道I.C等、市街地間・地域間連携強化を図るため、大社地域環状道路から繋がる放射道路の機能強化を促進します。

②道路機能別の方針

「幹線道路」

出雲地域

- ・（都）出雲駅前矢尾線は、中核都市拠点における多様な活動や高次都市機能を支えるシンボルロードとして、整備を促進します。また、出雲市を代表する道路として、歩行者・自転車空間を適切に確保するとともに、街路樹やサイン、歩行者のたまり空間等の設置や、環境に配慮した舗装材や照明等の設置を検討します。
- ・（主）出雲奥出雲線、簸川南広域農道と（県）大社立久恵線は、市内、周辺市との連携強化を図る骨格道路としての機能強化を促進します。

平田地域

- ・ 既成市街地と中ノ島新市街地を結ぶ（都）元町中の島線は整備を推進します。
- ・ 港湾機能の拡充・強化を図るため、（県）鰐淵寺線、（県）十六島直江停車場線を基本路線として整備を促進するとともに、出雲市街地への新たなルートの実現に向けて関係機関に働きかけます。

大社地域

- ・（都）神門中筋線は、観光回遊の軸となるシンボルロードとして整備を促進します。
- ・（県）大社立久恵線は、大社市街地と出雲市街地を結び、主要幹線道路を補完する路線としての機能の強化と災害時の避難や消防活動等の防災機能の向上のため、整備・改善を促進します。

その他

- ・ くにびき海岸道路は、多伎～日本海沿岸～大社を結ぶ交通流動や観光・交流を支える幹線道路として、機能維持に努めます。

「補助幹線道路」

- ・（県）遙堪今市線、（県）外園高松線、（県）出雲平田線、（市）松寄下小山線と（市）渡橋平野線、宍道湖北部地区広域農道、（主）湖陵掛合線、（県）佐田小田停車場線、（県）田儀山中大田線、（県）佐田八神線は、「補助幹線道路」と位置づけ、幹線道路を補完する機能の強化と市民生活の主軸となる機能の充実と災害時の避難や消防活動等の防災機能の向上のため、整備・改善を図ります。
- ・（主）斐川一畑大社線のうち、宍道湖～一畑薬師～日本海沿岸～河下港～日御碕

へ通じる区間は集落を連絡する生活道路であるとともに、観光ネットワーク上も重要であることから、現在の狭小区間を優先してバイパス、拡幅整備等を促進します。

- ・ (主)斐川一畑大社線と鰐淵寺を結ぶ(県)鰐淵寺線は、観光ネットワーク上も重要であることから、現在の狭小区間の拡幅整備等を促進します。
- ・ (市)平田松江幹線は、松江～平田を結ぶ道路としての機能を維持します。
- ・ (市)沖ノ島幹線、(市)灘分29号線などの機能強化を基本として、出雲空港や湖遊館新駅、中心市街地などの交通拠点等と湖西拠点(宍道湖グリーンパーク、ゴビウス、湖遊館)とのアクセス強化のための道路網の充実を図ります。

「地域内主要道路」

- ・ 地域内の幹線市道は、幹線市道整備10ヵ年計画に基づき整備を推進します。

「生活道路」

- ・ 用途地域内における住宅が密集している地区の生活道路は、建物の更新に併せて細街路拡幅事業等により、生活道路整備に努めます。
- ・ 生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。

「交通広場」

- ・ 大社市街地等の中心市街地では、中心市街地の活性化と道路交通の円滑化、観光機能強化等に向け、交通広場の機能維持に努めます。

「都市計画道路の見直し」

- ・ 長期未着手都市計画道路は、社会情勢の変化を踏まえ、「都市計画道路見直しの基本方針(鳥根県)」に基づいて点検・検証し、必要に応じて見直しを行います。

2) 広域文化・観光ルートの形成

市内には、出雲大社、西谷墳墓群等の歴史的遺産、日御碕、国引き海岸、道の駅キララ多伎などの観光資源を多く有しているとともに、近隣市町には世界遺産である石見銀山や加茂岩倉遺跡、荒神谷遺跡等もあることから、山陰道((都)宍道出雲線、(都)出雲仁摩線)、国道9号等の広域的な道路を活かした広域文化・観光ルートの形成を推進します。

くにびき海岸道路や(主)大社日御碕線、(主)斐川一畑大社線等の海岸沿い道路は、文化・観光ルートとして、道路緑化等による観光ルートにふさわしい道路景観形成を図るとともに、展望スポットの確保や文化・観光に関する情報提供機能の充実に努めます。

歴史資源周辺道路は、観光・歴史資源を歩いて回遊できる観光客の歩行動線のネットワークを形成します。

3) 公共交通機関の利用促進

高齢化社会への対応、また、低炭素社会の実現に向け、環境にやさしく、過度に自動車に依存しない交通手段を確保するため、鉄道、バス等の利用促進、機能充実等、公共交通機関の利用促進に努めます。

「公共交通機関の維持・存続、利用促進」

- ・ 公共交通機関の維持・存続に向けて、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努めます。

4) 安全で快適な自転車・歩行者空間の整備

「出雲市福祉のまちづくり条例」を基本として、人にやさしい交通環境の形成を図るため、幹線道路の整備にあたっては、自転車や歩行者空間を確保するとともに、バリアフリーに配慮するなど、安全で快適な歩行者空間等の整備を図ります。

- ・ 幹線道路等の整備にあたっては、十分な歩行者空間を確保するとともに、景観に配慮した街路樹、植栽帯等を設けるなど、安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。また、自転車交通量の多い道路においては、自転車空間の確保を検討します。
- ・ その他市街地内の整備済み幹線道路は、子どもから高齢者まで誰もが安全に移動できるよう、バリアフリーに配慮した歩行者空間の確保や危険な交差点等の改善整備に努めます。

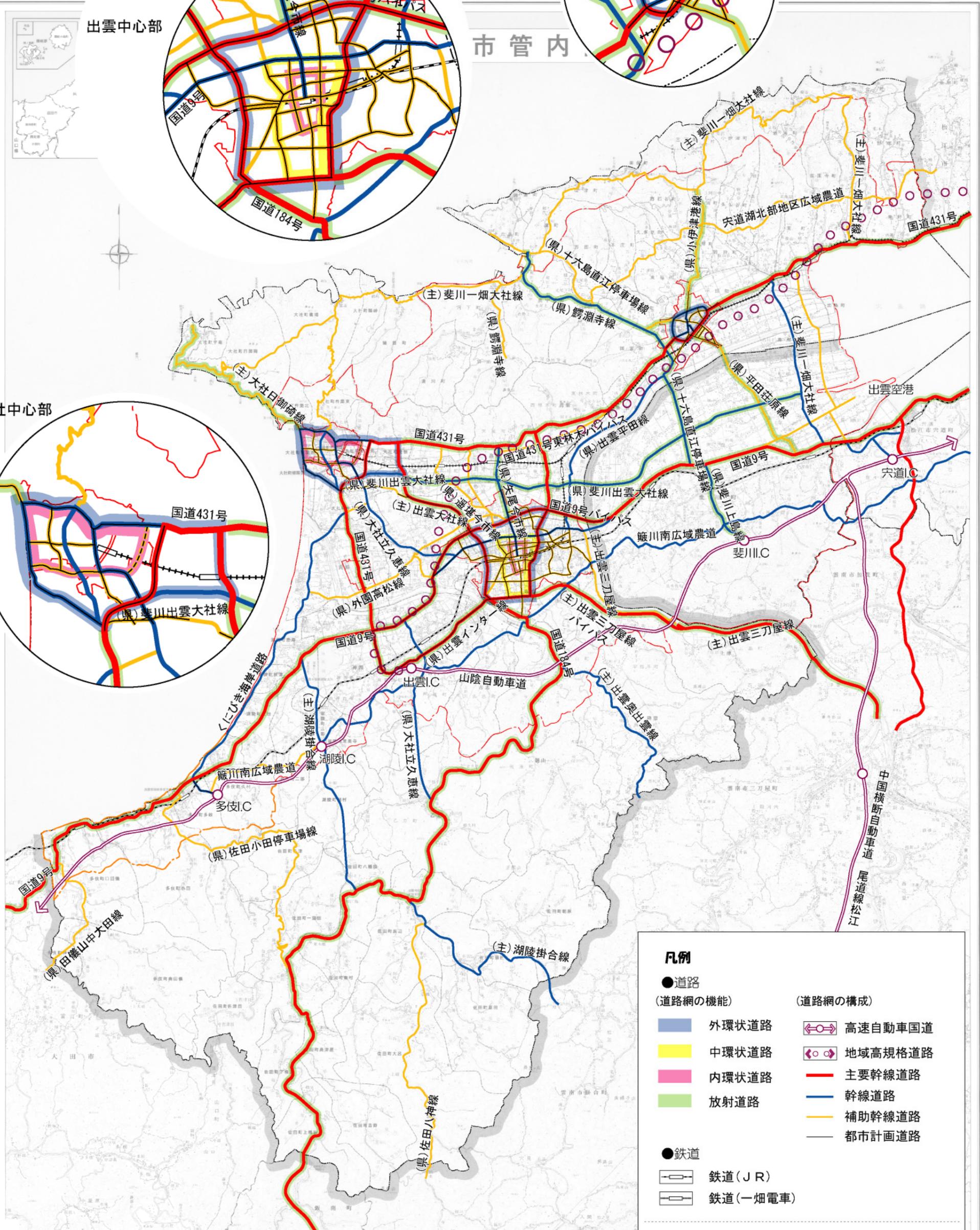
◆ 道路・交通に関する方針図

平田中心部

出雲中心部

市管内

大社中心部



凡例

| | | |
|------------|----------|----------|
| ● 道路 | (道路網の機能) | (道路網の構成) |
| ■ 外環状道路 | ■ 中環状道路 | ■ 内環状道路 |
| ■ 放射道路 | ● 鉄道 | ■ 鉄道(JR) |
| ● 鉄道(一畑電車) | ■ 行政界 | ■ 都市計画区域 |
| ■ 用途地域 | | |

(道路網の機能)
 ■ 外環状道路
 ■ 中環状道路
 ■ 内環状道路
 ■ 放射道路

(道路網の構成)
 ■ 高速自動車国道
 ■ 地域高規格道路
 ■ 主要幹線道路
 ■ 幹線道路
 ■ 補助幹線道路
 ■ 都市計画道路

● 鉄道
 ■ 鉄道(JR)
 ■ 鉄道(一畑電車)

■ 行政界
 ■ 都市計画区域
 ■ 用途地域

1 : 50,000

平成十七年十二月

大田市

2-2. 公園・緑地

1) 住区基幹公園の整備・充実

未整備都市計画公園（半分公園など）の整備を推進し、良好な居住環境の形成に努めます。

既存の都市計画公園は、老朽化した公園施設の整備やバリアフリー化により、高齢化社会に対応した安全で安心して利用できる公園として機能充実を図ります。

「住区基幹公園等の整備・充実」

- ・ 街区公園、近隣公園は、日常的なレクリエーション活動等、市民に身近なオープンスペースであり、災害時の避難場所としての役割も担っていることから、老朽化した公園施設の再整備やバリアフリー化により、高齢化社会に対応した安全で安心して利用できる公園として機能充実に努めます。
- ・ 未整備都市計画公園（半分公園など）の整備を推進します。
- ・ 斐伊川河川敷公園は、市民の憩いやスポーツの場としての機能維持に努めます。
- ・ 天神一の谷線沿線では、土地区画整理事業等の市街地開発と併せて、適正な公園・緑地の整備を推進します。

2) 大規模公園等の整備・充実

市民のスポーツ活動や自然とのふれあいの場となり、災害時には広域の避難地となる総合的な機能を有している大規模公園の再整備・機能充実を推進します。

「都市基幹公園の整備・充実」

- ・ 総合公園（一の谷公園・真幸ヶ丘公園・愛宕山公園・湖陵総合公園）は、市民の様々なレクリエーション活動に応えるとともに、市のシンボリックな公園としての役割を担っていることから、老朽化した施設の再整備や市民のニーズ等に対応した施設の機能充実を推進します。また、市街地に近接する愛宕山公園周辺一帯の緑地を保全します。

「大規模公園の機能維持」

- ・ 県立浜山公園は、広域公園として周辺市町も含めて広域的に利用され、多様性に富んだ野外レクリエーション拠点としての機能や防災拠点としての機能を有し、県民全体のスポーツ活動の拠点としての役割を担っていることから、今後ともその機能維持に努めます。

3) 公共施設緑地等の維持・整備

都市計画公園以外にも、環境保全、レクリエーション、防災等の機能を有する公共施設緑地が多く整備されていることから、その機能を維持し、今後、計画されている公共施設の整備についても、良好な緑地の確保を推進します。

古代出雲の歴史・文化を継承するため、史跡公園等の整備を促進して、中核拠点都市としての質の高い大規模公園の整備・充実を推進します。

河川改修に併せて親水空間の整備も推進します。

「河川公園」

- ・ 斐伊川・神戸川治水事業の進捗に併せ、河川公園等高水敷の有効利用に向けた整備を図ります。

「史跡公園の整備」

- ・ 弥生時代の地域色豊かな四隅突出型墳丘墓が集積している西谷墳墓群周辺は、史跡公園として機能維持に努めます。
- ・ 上塩冶築山古墳は、周辺古墳を含めた一体的な整備を推進します。

「新たな公園・緑地の整備」

- ・ グリーンステップの整備にあたっては、周辺環境に配慮した公共施設緑地の整備を促進します。
- ・ 新市庁舎に隣接して出雲だんだん広場を整備します。

「その他」

- ・ 「出雲市次世代エネルギーパーク整備計画」に基づき、新エネルギー関連施設を整備・活用し、新エネルギーの普及・啓発を図ります。中でも、十六島風車公園（仮称）、志津見ダム直下流公園（仮称）（長川原（なごら）バイオマス公園（仮称））においては、既存の整備計画に対し、同構想を受け、新エネルギーの要素を付加することとします。

4) 市街地の緑化の推進

緑豊かなまちづくりを実現するため、市街地の緑化を推進します。

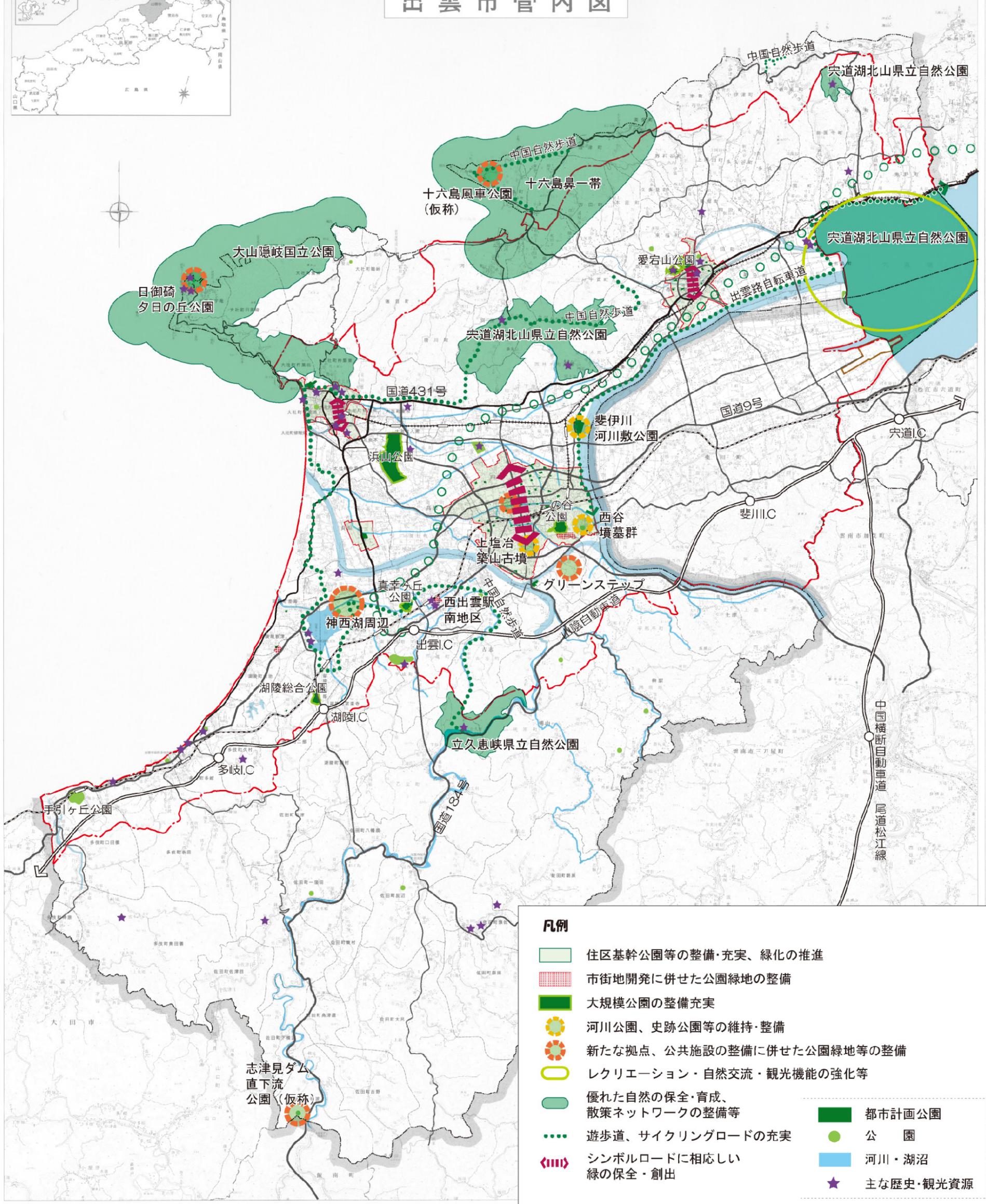
- ・ (都)出雲市駅前矢尾線、(都)神門中筋線のシンボルロード沿道は、地域の特性や資源を活かし、シンボルロードにふさわしい道路緑化を推進します。
- ・ 都市計画道路の整備にあたっては、街路樹等により道路緑化を推進します。
- ・ 出雲市庁舎は、市の個性を強く印象づける場所として、シンボリックな植樹や外周緑化等を推進します。その他の官公庁施設の建築や改修にあたっては、緑化スペースの確保を推進します。
- ・ 住宅地は、市民の協力を得ながら、既存樹木の保全や生け垣の設置により、緑豊かな住宅地の形成を推進します。

◆ 公園・緑地に関する方針図

この図は、国土利用計画の策定等に参考とするものであり、詳細な計画は別途決定する。作成年度：平成17年 第1版

平成十七年十二月

出雲市管内図



凡例

- 住区基幹公園等の整備・充実、緑化の推進
- 市街地開発に併せた公園緑地の整備
- 大規模公園の整備充実
- 河川公園、史跡公園等の維持・整備
- 新たな拠点、公共施設の整備に併せた公園緑地等の整備
- レクリエーション・自然交流・観光機能の強化等
- 優れた自然の保全・育成、散策ネットワークの整備等
- 遊歩道、サイクリングロードの充実
- シンボルロードに相応しい緑の保全・創出
- 都市計画公園
- 公園
- 河川・湖沼
- 主な歴史・観光資源

- 高速自動車国道
- 地域高規格道路
- 主要道路
- 鉄道
- 行政界
- 都市計画区域
- 用途地域

不許複製 出雲市

2-3. 河川・下水道等

1) 河川の整備・改修と親水空間の創出

浸水被害の防止のため、河川の整備・改修を促進し、都市の安全性を高めて、市民が安全で快適に暮らせる環境の形成をめざします。

「暮らしの基盤となる河川の整備・改修」

- ・ 上流の尾原・志津見ダム、中流の斐伊川放水路の整備等、市民が安全で快適に暮らせる環境を形成するために、斐伊川・神戸川治水事業を促進します。
- ・ 斐伊川、神戸川、新内藤川、赤川、塩冶赤川、午頭川、堀川、十間川等は、河川改修を図り、治水安全性の向上を目指します。
- ・ 平田船川及び支川である湯谷川は、住民の理解を得ながら河川改修事業を継続し、護岸整備等を促進します。

2) 下水道整備の推進

快適な生活環境を実現するとともに、河川や海の水質保全・改善を図るため、下水道整備を推進します。

市街地である用途地域内やその周辺部は公共下水道の整備を推進するとともに、その他の地域は、農業集落排水事業（完了）や整備実施中である漁業集落排水事業、合併処理浄化槽で汚水処理の普及を図ります。

「公共下水道の整備」

- ・ 公共下水道は、市街地内での住環境の向上と居住促進のため、全体計画区域の内、用途地域内を優先的に整備します。
- ・ 用途地域外の整備が完了していない地域では、用途地域内の整備完了後に順次着手します。また、用途地域内の整備を概ね完了している地域周辺部では、整備を促進していきます。

「農業集落排水事業・漁業集落排水事業（実施地区）等の整備」

- ・ 農業集落排水事業の実施済み地区については、今後とも機能維持を図ります。
- ・ 漁業集落排水事業の実施地区/日本海沿岸未整備地区（平田地域、大社地域）については、今後とも整備の推進を図ります。

「合併処理浄化槽の設置推進」

- ・ 公共下水道と農・漁業集落排水事業等の実施計画がない地域は、合併処理浄化槽の設置を推進して、生活環境の向上を図ります。

3) 供給処理施設等、その他の都市施設の機能維持

都市生活を支える重要な施設として、都市計画決定された供給処理施設等の機能維持・充実を図るとともに、自然エネルギーの活用など、環境に配慮した都市づくりを進めます。

「処理施設の機能維持・充実」

- ・ 「都市計画汚物処理場(出雲環境センター)」「都市計画ごみ焼却場(出雲エネルギーセンター)」のほか産業廃棄物最終処分場(クリーンパークいずも)などの公共処理施設、民間事業者による産業廃棄物処理場は、処理施設の維持、周辺環境に配慮した安全で適正な操業に努めます。
- ・ 環境への負荷を軽減するために、リサイクルを促進し、資源の有効利用に努めます。

「自然エネルギーの活用」

- ・ 自然エネルギーの有効活用を図るため、多伎地域の風力発電の維持に努めます。
- ・ 平田北部に立地する日本最大級の風力発電所等を生かし、自然エネルギーの普及・啓発に努めます。

「その他の都市施設の機能維持・充実」

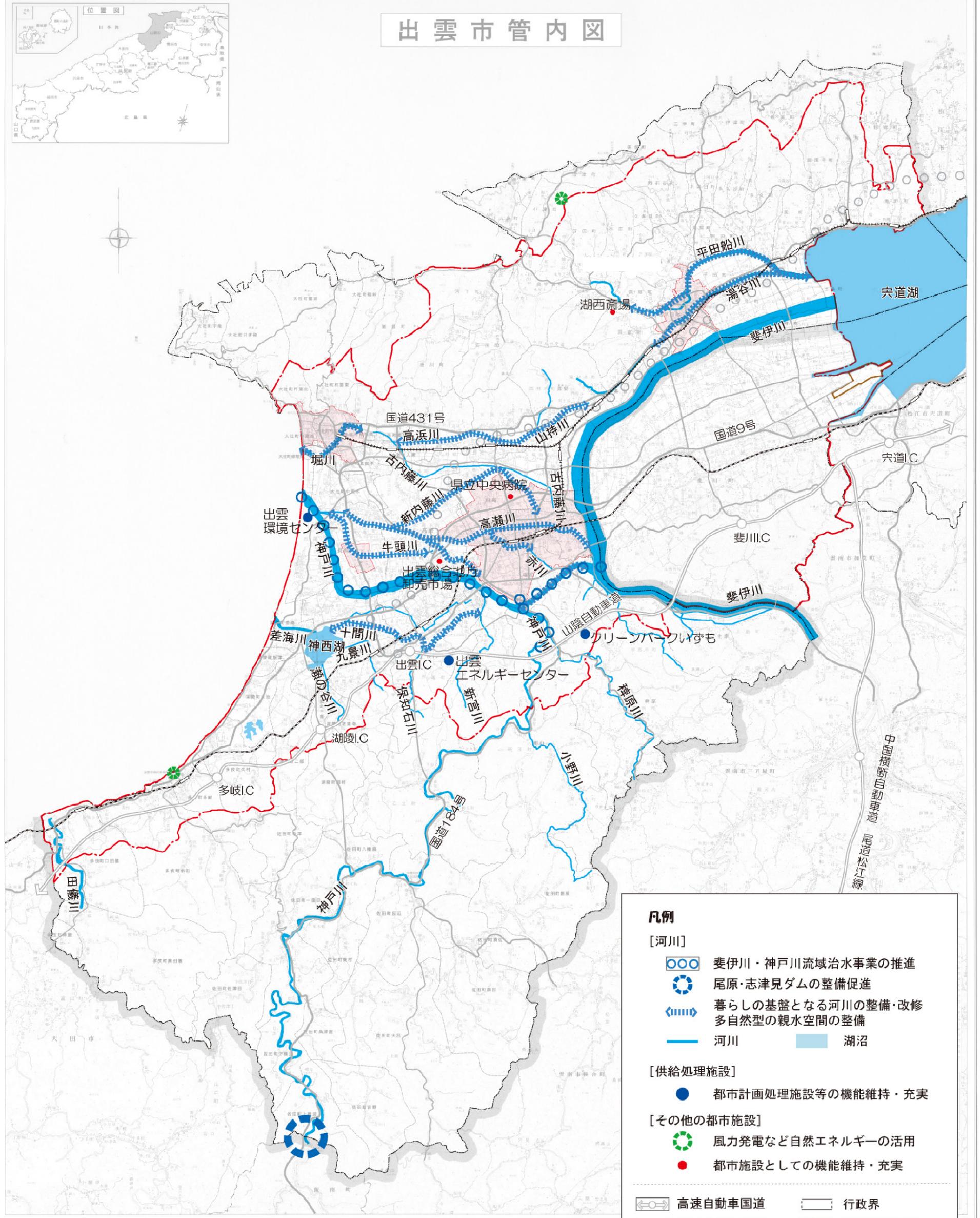
- ・ 都市計画決定された「都市計画卸売市場(出雲総合地方卸売市場)」「都市計画病院(島根県立中央病院)」「都市計画火葬場(湖西斎場)」は、都市計画施設として機能維持に努めます。

◆ 河川・供給処理施設・その他の都市施設に関する方針図

この図は、国土利用計画の作成に当たり、関係法令に基づき作成されたものであり、実際の状況と異なる場合があります。

平成十七年十二月

出雲市管内図



凡例

[河川]

- 斐伊川・神戸川流域治水事業の推進
- 尾原・志津見ダムの整備促進
- 暮らしの基盤となる河川の整備・改修
多自然型の親水空間の整備
- 河川
- 湖沼

[供給処理施設]

- 都市計画処理施設等の機能維持・充実

[その他の都市施設]

- 風力発電など自然エネルギーの活用
- 都市施設としての機能維持・充実

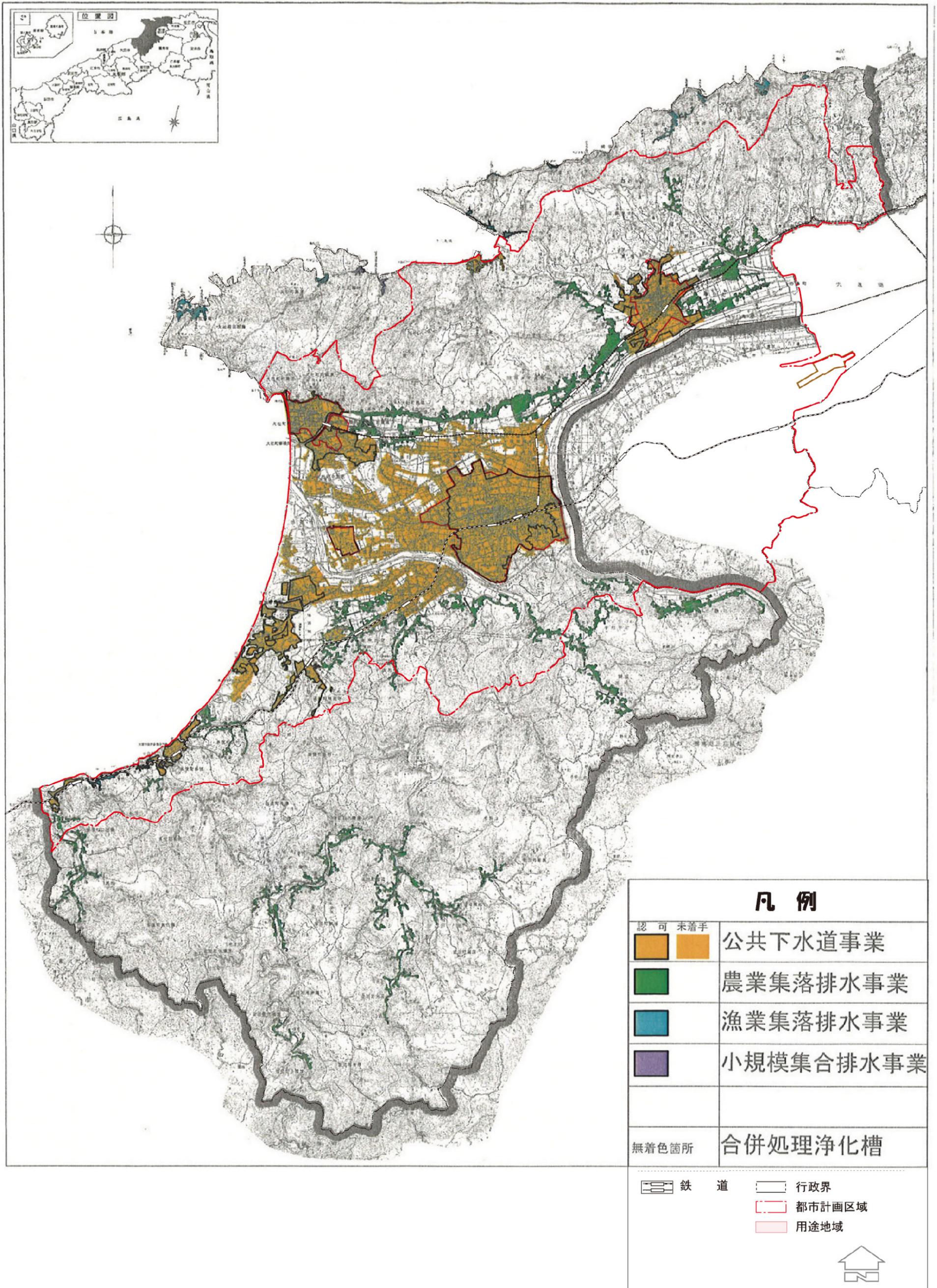
高速自動車国道
地域高規格道路
主要道路
鉄道

行政界
都市計画区域
用途地域

1:50,000

不詳複製 出雲市

◆ 下水道に関する方針図



3. 自然環境、景観、防災・防犯、その他に関する基本的な方針

3-1. 自然環境・景観

1) 豊かな森林と水辺等の適正な保全・育成・活用

多様な生物の生息地である森林や海や川の水辺は、子孫に継承したいと市民が願う多様な自然として、環境の保全・育成を図るとともに、市民の憩いの場としての活用を図ります。

「森林の保全・育成・活用」

- ・ 県立自然公園に指定されている鱒淵寺や一畑薬師周辺、立久恵峡周辺など、豊かな自然生態系を有し景観的にも優れている地区は、良好な自然環境の保全に努めます。
- ・ 山地の荒廃を防止するため、森林の育成を推進します。

「河川環境の保全」

- ・ 山間部から市街地へと流れる斐伊川、神戸川及び市街地内を流れる新内藤川、赤川、高瀬川（用水）等河川は、市民に潤いと憩い与える空間として、河川環境の保全を図ります。
- ・ 動植物の生息域となっている斐伊川は、水質や水辺空間などの保全に努めます。

「自然海岸と湖周辺の保全」

- ・ 白砂青松の美しい景観を有し、砂丘植生等貴重な自然を残している「外園海岸」などの自然海岸の保全を図ります。
- ・ 宍道湖一帯は、県立宍道湖北山自然公園として、宍道湖の貴重な動植物など自然資源の保全を図ります。
- ・ 神西湖は、水質浄化等により環境の保全を図ります。

2) 神話と古代遺跡に彩られた歴史的資源の継承・活用

出雲大社等の社寺、西谷墳墓群等の遺跡など、今後とも神話と古代遺跡に彩られた歴史的資源として、継承・活用を推進します。

3) 豊かな自然と水の恵みの自然的景観の保全・育成

北部、南部の山地や外園海岸等の自然がつくりだす「出雲神話のふるさと」の自然的景観をはじめ、日御碕、宍道湖、神西湖、斐伊川、立久恵峡等の優れた水辺景観、出雲平野に広がる田園景観の保全・育成を推進します。

「北部・南部の山地が織り成す景観の保全」

- ・ 市街地から眺望される北部、南部の山地の森林を保全・育成することにより、緑豊かな景観の保全を図ります。

「海岸・河川・湖の景観の保全・育成」

- ・ 外園海岸、神戸川河口部や日御碕、河下町等における自然の海岸線は、背後地の緑も含め日本海を望む優れた自然景観の保全を図ります。なかでも、島根半島・日本海沿岸地域、及びキララ多伎周辺地域については、景観形成地域の指定を目指します。
- ・ 斐伊川、神戸川等の河川は、豊かな自然を感じることのできる河川として、潤いのある景観の形成を促進します。
- ・ 宍道湖や神西湖周辺は、人々に安らぎを与える水面と一体となった景観の保全を図ります。

「出雲らしい田園景観の保全・形成」

- ・ 出雲地方を代表する築地松に見られる散居集落の織り成す景観は、出雲市の個性を特徴づける田園景観として保全を図ります。

4) 出雲らしい個性的な景観の保全・創造

魅力ある市街地の都市的景観や古い建造物の建ち並ぶ歴史的街並み等は、出雲らしい個性的な景観として、出雲市景観計画に基づき、守り、活かし、創造します。

「都市拠点の魅力ある景観形成・誘導」

- ・ 市街地内では、都市基盤の整備や建物の建て替え・共同化等に関し、壁面線、屋外広告物、シンボルツリー、接道緑化等の誘導を行い、市街地の魅力ある都市景観の形成を推進します。
- ・ 市庁舎をはじめ、公共施設の集積地においては、建物の色調や緑の確保、看板の工夫などにより、公共ゾーンにふさわしいゆとりのある景観形成を図ります。
- ・ (都) 出雲市駅前矢尾線沿道は、電線地中化や歩道の整備、植栽帯の設置とともに、地区計画に基づき、建築物の形態・意匠を適切に誘導して、出雲市の顔(シンボル)となる景観形成を推進します。

「観光を支える景観形成・誘導」

- ・ 出雲大社の表参道である神門通りは、シンボルロードとして、松並木を活かした景観形成に努めます。
- ・ 大社門前町の趣を活かした街並みや、出雲大社周辺の社家の通りなど、歴史・文化資源を活かした街並み景観を保全・育成します。
- ・ 木綿街道に残る古い街並み整備・保全を図ります。

「出雲らしい良好な景観の保全・育成」

- ・ 島根県立大学短期大学部出雲キャンパス周辺、リバーサイドタウン川西、馬木北町と神西湖周辺、宍道湖沿岸など、出雲市景観計画において「景観形成地域」に指定されている地区は、今後とも建築物の位置や規模、色彩及び形態等に配慮して、良好な景観の保全・形成に努めます。

「新たな機能の集積する地区での景観形成・誘導」

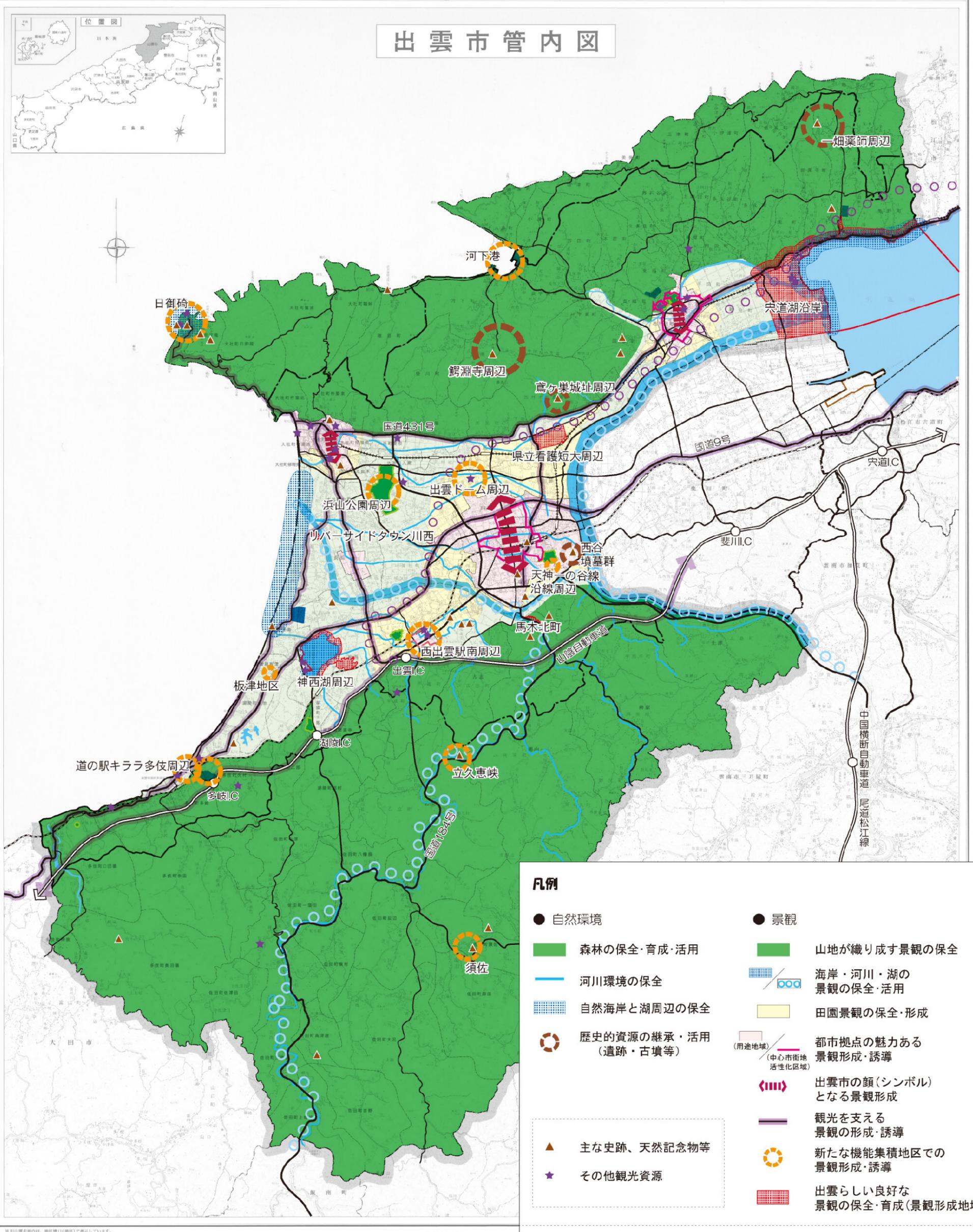
- ・ 新規の住宅地開発等においては、緑化協定や建築協定、地区計画などの導入を図るなど、良好な市街地景観の形成に努めます。

◆ 自然環境、景観に関する方針図

この図は、国土利用計画の策定を目的として、関係行政庁との協議を経て作成されたものである。（策定番号：17-000）

平成十七年十二月

出雲市管内図



凡例

| | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ● 自然環境 | ● 景観 |
| ■ 森林の保全・育成・活用 | ■ 山地が織り成す景観の保全 |
| — 河川環境の保全 | ■ 海岸・河川・湖の景観の保全・活用 |
| ■ 自然海岸と湖周辺の保全 | ■ 田園景観の保全・形成 |
| ● 歴史的資源の継承・活用（遺跡・古墳等） | ■ 都市拠点の魅力ある景観形成・誘導（用途地域）（中心市街地活性化区域） |
| ▲ 主な史跡、天然記念物等 | ■ 出雲市の顔（シンボル）となる景観形成 |
| ★ その他観光資源 | ■ 観光を支える景観の形成・誘導 |
| | ● 新たな機能集積地区での景観形成・誘導 |
| | ■ 出雲らしい良好な景観の保全・育成（景観形成地域） |

| | |
|-----------|----------|
| ⚡ 高速自動車国道 | — 行政界 |
| 🚗 地域高規格道路 | — 都市計画区域 |
| — 主要道路 | |
| 🚊 鉄道 | |

※ 山間部管内は、地区別（10地区）で表示しています。



3-2. 防災・防犯

1) 災害に強い市街地の形成

水害、火災、地震などの災害から市民の生命・財産を守り、自然災害や都市災害に強い都市を形成するため、「地域防災計画」に基づき防災対策を実施します。

なかでも、災害時における市街地での延焼防止のため、道路や公園等の都市基盤の整備を図るとともに、住宅の耐火・耐震性の向上を推進して、安全な市街地の形成を推進します。

「市街地の防災性の向上」

- ・ 用途地域内の建物密集地は、地震災害の被害や火災の延焼等を軽減するため、避難路や避難地となる道路や公園等の整備・改善を図るとともに、建築物や構造物の不燃化や耐火・耐震構造の導入促進を検討します。
- ・ 出雲市庁舎を大規模災害に対応する危機管理拠点として位置づけます。

「幹線道路や区画道路の整備」

- ・ 都市計画道路等の幹線道路は、市街地内の延焼遮断帯であり、また災害時の迂回路・避難道路や緊急車両の交通網として整備を図ります。

「公園・緑地の整備による防災空間の確保」

- ・ 避難地となる公園の整備と延焼遮断帯となる緑地を保全するとともに、市民の安全性を確保するため、公園・緑地のネットワークの形成に努めて都市の防災空間の確保を図ります。

「土砂災害警戒区域等の指定」

- ・ 土砂災害等の恐れがある区域は、「土砂災害警戒区域等」の指定に伴い、危険の周知・警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の規制等を促進します。

2) 誰もが安全に安心して暮せる環境整備

出雲市の「福祉のまちづくり条例」、島根県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、公共公益建築物や道路、公園、交通機関などの施設において、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入に努めます。

「高齢者や障がい者に優しい施設等の整備」

- ・ 道路、駅の交通施設、市役所等の行政サービス施設、観光施設等の公共性の高い施設は、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入に努めます。

「医療・福祉施設の機能充実」

- ・ 県立中央病院のほか、島根大学医学部周辺、島根県立大学短期大学部周辺は、出雲圏域を支える医療・福祉拠点と位置づけ、病院あるいは障がい者福祉施設・養護老人ホーム等の医療・福祉施設の機能を維持するとともに、さらなる充実を図ります。
- ・ 地域医療の向上を図るため、出雲市立総合医療センターを活用しながら、二次医療としての機能の充実やリハビリテーション（機能回復訓練）機能等を拡充・整備します。

「消防力の充実・強化」

- ・ 山陰自動車道出雲インターチェンジの供用開始に併せ、新たな消防署を整備することにより、高速自動車道における災害対応はもとより、出雲市西部地域における被害の軽減および、救命率の向上を目指し、迅速な対応ができるよう消防救急体制の一層の強化を図ります。

4) 市民と行政の協働による安全で安心なまちづくりの推進

市は、ハザードマップや災害時要援護者のための避難支援プランを作成し、市民への普及を進めるとともに、防犯灯の整備、防犯ボランティア等の主体的な取組みに対する支援などを行い、「出雲市安全で安心なまちづくり条例」のもと、市民と行政の協働により安全で安心なまちづくりを進めます。

3-3. その他

1) 定住支援

定住人口の増加を図るため、空き家の活用など、定住促進に努めます。

第 2 章． 地域別構想

地域の特性を活かしたまちづくり

1. 地域別構想の概要

地域別構想は、出雲市全体のまちづくりの方針（全体構想）を踏まえ、地域の実情に応じ、地域の特性を活かしたまちづくりの方向性を定めます。

■地域の区分

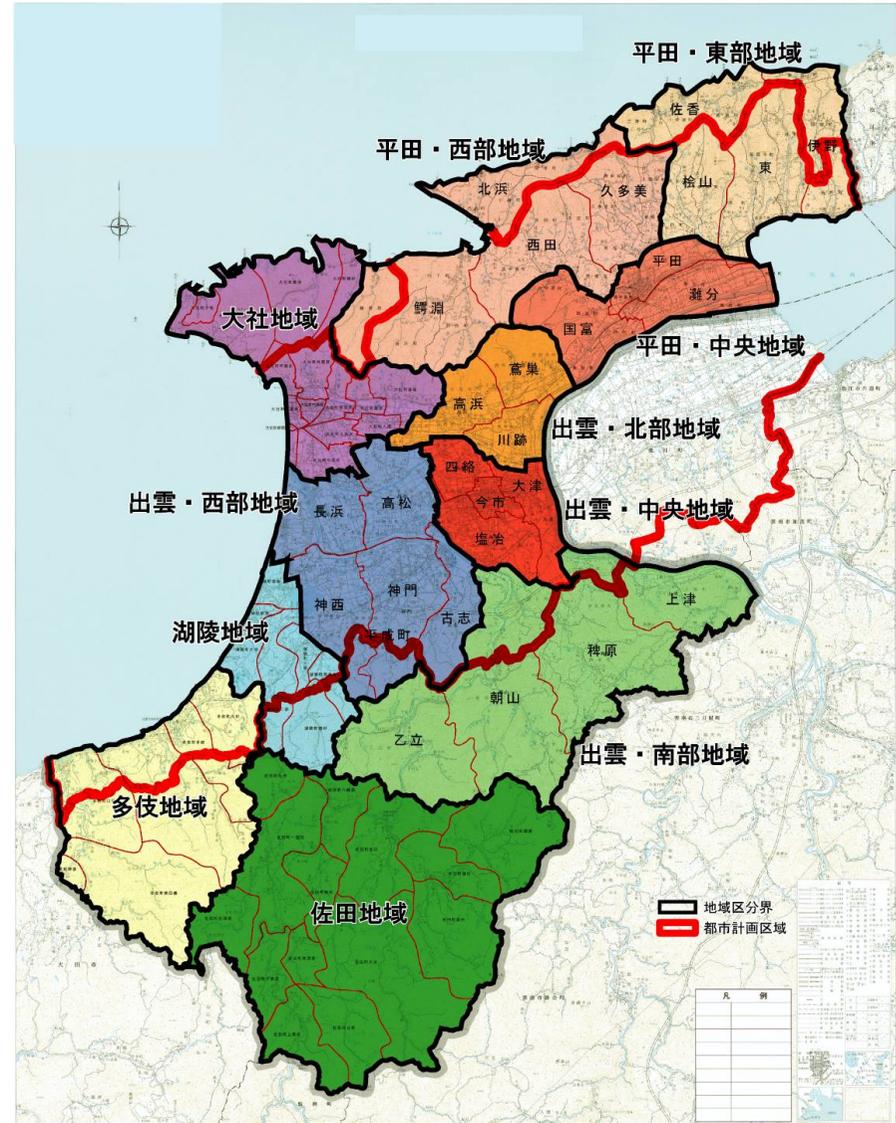
地域別構想を作成する地域は、歴史的な背景やまとまり（生活圏）や全体構想における土地利用の方向性等を参考として設定します。

また、地域区分にあたっては、旧出雲市都市計画マスタープラン、旧平田市都市計画マスタープランの地域区分を考慮し、出雲市を11地域に区分します。

地域の概要は下表以下のとおりです。

| 地域名 | 構成する地区 | 全体構想（将来都市像）の土地利用ゾーン | 都市計画の決定状況 | 備考 |
|--------|----------------|--------------------------------|-----------|--------------|
| 出雲中央地域 | 今市、大津、塩冶、四絡 | ・市街地ゾーン ・周辺市街地ゾーン 他 | 都市計画区域 | 出雲用途地域 |
| 出雲北部地域 | 高浜、川跡、鳶巣 | ・周辺市街地ゾーン ・田園緑地ゾーン 他 | 都市計画区域 | |
| 出雲西部地域 | 古志、高松、神門、神西、長浜 | ・周辺市街地ゾーン、田園緑地ゾーン ・市街地ゾーン 他 | 都市計画区域 | 用途地域（長浜工業団地） |
| 出雲南部地域 | 上津、稗原、朝山、乙立 | ・山間緑地ゾーン | 一部都市計画区域 | |
| 平田中央地域 | 平田、灘分、国富 | ・市街地ゾーン ・周辺市街地ゾーン 他 | 都市計画区域 | 平田用途地域 |
| 平田東部地域 | 檜山、東、佐香、伊野 | ・山間緑地ゾーン | 一部都市計画区域 | |
| 平田西部地域 | 西田、鱒淵、久多美、北浜 | ・山間緑地ゾーン | 一部都市計画区域 | |
| 佐田地域 | 佐田地域全地区 | ・山間緑地ゾーン | 都市計画区域外 | |
| 多伎地域 | 多伎地域全地区 | ・山間緑地ゾーン ・田園緑地ゾーン | 一部都市計画区域 | |
| 湖陵地域 | 湖陵地域全地区 | ・田園緑地ゾーン ・山間緑地ゾーン | 一部都市計画区域 | |
| 大社地域 | 大社地域全地区 | ・市街地ゾーン ・田園緑地ゾーン 他 | 一部都市計画区域 | 大社用途地域 |

■地域区分図



■地域別構想の構成

地域別構想は、全体構想における位置づけや地域の特徴を踏まえ、「地域の現況と課題」「地域の将来像」「まちづくりの方針」を示します。

また、まちづくりの方針は「土地利用に関する方針」「都市施設に関する方針」「自然環境、景観と防災等に関する方針」の分野別に示します。

■地域別懇談会

都市計画マスタープランの作成にあたっては、地域ごとに「地域別懇談会」を開催し、地域の皆様のご意見やご提案をいただきました。

地域別懇談会での主な意見は以下のとおりです。

大社地域

- ・ 門前町の町並みや堀川の景観保全
- ・ 神門通りの整備
- ・ 国道 431 号バイパスの整備
- ・ 優良農地の保全
- ・ 景観保全を支える人材の育成

平田・西部地域

- ・ 山陰自動車道出雲 ICとの連携強化
- ・ 鱒淵寺等の観光資源の活用
- ・ 県道斐川一畑大社線の整備促進
- ・ 定住促進等、人口増加への取組み

平田・東部地域

- ・ 農地・山林の荒廃
- ・ 地域資源の活用
- ・ 一畑薬師までの交通手段
- ・ 県道斐川一畑大社線の整備促進
- ・ 穴道湖湖西へのアクセス道路整備

平田・中央地域

- ・ 市街地（用途地域）の活性化
- ・ 河川改修
- ・ 平田と出雲を結ぶ道路の整備
- ・ 雲州平田船川の整備、川並み景観整備
- ・ 都市計画道路の整備

出雲・西部地域

- ・ 県道大社立久恵線の整備
- ・ 営農環境の維持
- ・ 地域コミュニティの低下
- ・ 外園海岸の海岸保全
- ・ 日常生活を支える交通手段の確保



出雲・北部地域

- ・ 南北道路の整備
- ・ 道路、下水道等の生活環境の整備
- ・ 斐伊川河川敷の有効利用
- ・ コミュニティの希薄化
- ・ 北山の保全・修復

湖陵地域

- ・ くびき海岸の海岸レジャー整備
- ・ 定住促進
- ・ 湖陵病院跡地の有効活用
- ・ 日常生活を支える交通手段の確保

出雲・中央地域

- ・ 中心市街地の活性化
- ・ 商店街の東西道路の整備
- ・ 身近な公園の整備
- ・ ごみ出しルールの意識低下
- ・ 一の谷公園へのアクセスの改善化

多伎地域

- ・ 出雲市西部の健康・福祉拠点の位置づけ
- ・ たたら遺跡の保全と活用
- ・ レジャー空間整備
- ・ 人口減少への対策
- ・ 公共交通機関の利便性向上

佐田地域

- ・ 須佐神社以外の歴史的資源の位置づけ
- ・ 人口流出の防止、定住促進
- ・ 県道大社立久恵線の整備
- ・ 医療機関の不足

出雲・南部地域

- ・ 幹線道路の整備推進
- ・ 定住促進
- ・ 出雲中心部へのアクセス道路の整備
- ・ 耕作放棄地対策
- ・ 神戸川の河川改修

Ⅱ. 地域別構想

出雲・中央地域(今市、大津、塩冶、四絡)

1. 出雲・中央地域の現況

- ・ 出雲・中央地域は、今市地区、大津地区、塩冶地区、四絡地区からなり、出雲市の中心部、ＪＲ出雲市駅を中心として斐伊川沿い等広がる平野部に位置しています。
- ・ 出雲・中央地域の人口は、平成 17 年国調で 41,675 人と、出雲市全体の約 28.5% を占め、近年は北部の四絡地区で増加した他、減少傾向にあった「今市地区」が増加に転じ、地域全体として増加傾向となっています。
- ・ 出雲・中央地域は、全域が都市計画区域に指定され、ＪＲ出雲市駅を中心とする市街地は、用途地域が指定されています。
- ・ 出雲・中央地域には、居住、商業・業務施設の他、行政施設、ホテル等の宿泊施設、文化施設、医療施設等、多様な都市的機能の集積が見られ、市の中心的機能を担っています。また、市役所新庁舎が平成 21 年 2 月に竣工しました。



2. 出雲・中央地域の課題

(1) 土地利用の課題

市街地（用途地域）の土地利用

- ・ 中心市街地では、空店舗の増加等により商業機能が低下しているため、商業地の魅力向上や出雲市駅北側のＪＲ用地の有効活用等、中心市街地の活性化が課題です。
- ・ 大津町の国道 9 号北側では、農地や未利用地が残っているため、都市基盤整備を進め、良好な居住環境の形成が望めます。
- ・ 北部第二地区や築山地区等、土地区画整理事業が完了した地区では、土地利用の促進が望めます。

市街地（用途地域）外の土地利用

- ・ 県立中央病院の北側や（都）浜山公園線の沿道等、市街地（用途地域）と隣接して商業業務施設が立地している地区では、適正な土地利用の誘導が必要です。
- ・ 用途地域周辺において宅地化が進行している区域では、田園環境に配慮した適正な土地利用の誘導が望めます。

(2) 都市施設等の課題

- ・ 国道 9 号（（都）神立白枝線）、国道 184 号（（都）古志小山線）と（都）出雲市駅前矢尾

線は、交通渋滞が発生しており、市街地内の円滑な交通処理が必要です。

- ・公共下水道は、用途地域内の約3割が未整備であり、整備推進が望めます。
- ・市街地水害対策の事業促進が望めます。また、河川等の改修に併せた水辺環境・景観の整備が望めます。

(3) 自然環境、景観と防災、その他の課題

- ・高齢者や身障者が安全で快適な生活が送れるよう、交通安全・防災・防犯対策の強化、バリアフリー化の推進が望めます。
- ・用途地域内には、古墳、史跡等が多く点在しており、古代出雲の歴史・文化を継承するとともに、史跡公園としての活用が望めます。

3. 出雲・中央地域のまちづくり方針

(1) 地域の将来像

～ビジネスタウン 出雲・中央地域～

本地域は、本市の中心市街地、周辺市街地と南部の森林から構成され、本市の高度な都市機能の集積地として都市の発展を牽引するとともに、生産や多様な居住の場となる地域です。

今後は、既存の都市機能の再生を図るとともに、新たな都市機能を整備し、個性と魅力溢れる中心市街地と安全で快適に暮らすことのできる居住空間の地域づくりを推進します。

(2) 地域のまちづくりの方針

1) 土地利用に関する方針

商業・業務地

- ・出雲市駅を中心とする商業・業務施設の集積地は、商業・業務機能の適切な立地を図り本市の中心商業・業務地にふさわしい土地利用を誘導します。
- ・(都)出雲市駅前矢尾線沿道は、出雲市の顔となるシンボルロードとして商業系土地利用を誘導します。
- ・出雲市駅付近 JR 未利用地の有効活用による中心市街地の活性化を推進します。
- ・既存の商店街は、高瀬川沿いの水辺空間や路地を活用し、まちを回遊しながら買い物や散策ができる仕掛けづくり等を検討し、商店街の再生を図ります。

沿道住商複合地

- ・国道9号((都)神立白枝線) (都)渡橋浜山公園線と国道184号((都)古志小山線)の沿道地は、主要幹線道路、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導します。

- ・(都)今市古志線、(都)今市川跡線及び国道9号バイパス((都)斐川出雲線)の沿道地は、商業・業務地や住宅等の土地利用を誘導します。
- ・(都)北本町高岡線、(市)渡橋平野線等の沿道地は、店舗・事務所等土地利用を誘導します。

住宅地

- ・天神団地周辺や塩冶神前等の住居専用地域は、今後とも住居専用性の高い土地利用を誘導します。
- ・海上、街北、大津地区等の土地区画整理事業により都市基盤の整備された地区は、良好な住環境の保全に努めます
- ・北部第二土地区画整理事業地区と築山土地区画整理事業地区は、住宅系の土地利用を促進し、良好な住宅地の形成を推進します。

工業地

- ・大津町駅周辺の工場と住宅が混在する地区は、軽工業の操業環境の維持を図るとともに周辺の住宅地等の居住環境の保全に努めます。
- ・工場の移転や廃業等に伴い住宅地となった地区では、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・紡績業等の大規模工業の立地する地区は、周辺環境への影響や公害発生の防止に配慮して、操業環境の維持に努めます。

周辺市街地

- ・用途地域周辺において市街化の進行が予想される地区については、良好な田園環境の保全を基本として、秩序ある開発に努めて良好な居住環境の形成を図ります。
- ・(都)渡橋浜山公園線沿道と県立中央病院北側は、周辺土地利用との調和をはかり、計画的な土地利用を誘導します。

2) 都市施設等に関する方針

道路・交通

- ・市街地内での円滑な交通処理を実現するため、都市計画道路、特に、駅南地区の内環状道路の整備を進め、有効な土地利用への誘導を図ります。
- ・(都)出雲市駅前矢尾線は、出雲市のシンボルロードとして、整備を引続き促進し、国道9号出雲バイパスまでの円滑な交通の確保を図ります。
- ・都市計画道路は、優先順位を検討しながら、未整備路線の整備を推進します。
- ・歩行者、自転車の利用の多い路線は、歩道の新設や既存道路の改善等を促進するとともに、高齢者や障がい者が安全かつ円滑に移動できるようバリアフリー化を図ります。
- ・地域内の幹線市道は、幹線市道整備10カ年計画に基づき整備を推進します。また、生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。
- ・公共交通機関の維持・存続に向け、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努めます。
- ・公共交通機関と連携した自動車・自転車利用のために、駐車場・自転車駐輪場の機能を維持します。

- ・連続立体交差事業(第2期)の実現に向けた取り組みを実施します。

公園・緑地

- ・一の谷公園は、「スポーツ・レクリエーション拠点」として、市民のスポーツ活動や自然とのふれあいの場としての機能の維持・充実を図ります。
- ・一の谷公園等と一体となって市街地の背景となっている緑地は、今後とも緑の保全に努めます。
- ・都市計画決定されている半分公園の整備を図るとともに、整備済の公園への施設整備・バリアフリー化・適正な管理に努めます。

下水道、河川

- ・公共下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、河川の水質浄化や住環境の向上を図ります。
- ・斐伊川・神戸川治水事業を計画的に進めるとともに、新内藤川と赤川の整備を促進します。また、斐伊川・神戸川治水事業の進捗に併せ、グリーンステップの土地利用を促進するとともに、高水敷の有効利用に向けた整備を図ります。

その他

- ・県立中央病院と島根大学医学部附属病院は、「医療・福祉拠点」として、医療環境の維持に努めます。

3) 市街地開発に関する方針

- ・組合施行の土地区画整理事業が計画されている天神一の谷線沿線長者原地区は、良好な居住環境を備えた住宅地の形成を促進します。

4) 自然環境、景観と防災等に関する方針

自然環境

- ・本地域の南部の森林は、多様な動植物の生息地となっており、市街地の背景となる景観も有していることから、今後とも自然環境の保全に努めます。

景観

- ・高瀬川周辺は、市民や出雲を訪れる人々の潤いの空間として、川沿いの道路整備とともに潤いのある景観形成を図ります。

防災

- ・新内藤川、赤川の河川改修事業の早期完了を促進し、水害のない市街地の形成を目指します。

その他

- ・出雲弥生の森博物館(H22 春開館予定)において、出雲古代遺跡等の展示公開・情報発信を行うとともに、西谷墳墓群史跡公園・出雲弥生の森と一体的な活用を図ります。
- ・今市大念寺古墳、上塩冶築山古墳、地蔵山古墳は、「歴史・文化拠点」として、古代出雲を象徴する歴史的資源として保全・継承するとともに、観光資源としての活用を検討します。

出雲・中央地域まちづくり方針図



凡例

- 地域界
- 用途地域
- ★ 歴史的・文化資源

○土地利用

- 低層・中高層住宅地
 - 一般住宅地
 - 商業・業務地
 - 沿道住商複合地
 - 住工複合地
 - 工業地
- 公園
 - 農地
 - 農住共生地
 - 周辺市街地
 - 沿道サービス地
 - 森林
 - 河川

○交通

- 山陰自動車道
- 地域高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- その他の道路
- 鉄道

1. 出雲・北部地域の現状

- ・ 出雲・北部地域は、出雲平野の北部に位置し、東と北は平田地域、西は大社地域、南は出雲中央地域と接しています。
- ・ 出雲・北部地域の人口は、平成 17 年国調で 13,290 人と、出雲市の約 9.1% を占め、「川跡地区」等をはじめとして地域全体として人口は増加傾向となっています。
- ・ 出雲・北部地域は、全域が都市計画区域に指定され、「川跡地区」の一部に用途地域が指定されています。
- ・ 出雲・北部地域は、北山山地と田園が広がる平野部からなっており、美しい斐伊川の河川敷には、市民の憩いの場である河川敷公園があります。
- ・ 平野部は農地が広がり集落地等が点在していますが、近年、住宅地開発が進むとともに、県道斐川出雲大社線沿道では商業・業務施設が多く立地しています。
- ・ 島根県立大学短期大学部周辺は、北山健康温泉やスパーク出雲等の健康・福祉施設が立地しています。
- ・ 宍道湖北山県立自然公園に指定されている北山を背景に、北山のふもとには、里方町や稲岡町等における築地松を有する集落地の田園景観がある他、地域内には、鳶ヶ巣城址や大寺薬師等の歴史的文化財が多くあります。



2. 出雲・北部地域の課題

(1) 土地利用の課題

市街地（用途地域）の土地利用

- ・ 北部第二土地区画整理事業地区は、住居系土地利用の促進が望まれます。
- ・ (都) 今市川跡線東側の農地・未利用地について、都市的土地利用の促進が望まれます。

市街地外の土地利用

- ・ 市街地（用途地域）に隣接する地域や川跡駅周辺等、住宅地開発等が進む地区では、周辺の田園環境との調和が望まれます。
- ・ (県) 斐川出雲大社線沿道では、沿道型の商業業務施設や倉庫等流通業務施設の立地が進んでいることから、適正な土地利用の誘導等の検討が望まれます。

(2) 都市施設等の課題

- ・出雲市の北部地域の主要幹線道路である国道 431 号バイパスの整備促進が必要です。
- ・地域内の幹線道路は幅員の狭い箇所が多くあるため、整備が望まれます。
- ・浸水被害の解消のため、河川改修が必要です。また、河川改修に併せた親水空間の整備が望まれます。
- ・河川の水質浄化や住環境の向上のため、下水道の整備推進が望まれます。

(3) 自然環境、景観と防災、その他の課題]

- ・北山は、自然環境の保全を図るとともに、自然公園としての利用促進、適正管理が望まれます。
- ・里方町や稲岡町等の集落地では田園景観が形成されており、出雲地域を代表する良好な田園景観の保全が望まれます。
- ・大寺薬師、青木遺跡、鳶ヶ巣城址等の歴史的文化財の適正な保全及び活用についての検討が望まれます。
- ・北山の谷川には砂防指定地等があり、地域の住民の安全確保のための治山・治水事業の促進が望まれます。
- ・北山では、松くい虫やシカによる被害等が発生しているため、自然環境の保全とともに、松くい虫対策や鳥獣被害対策等の検討が必要です。

3. 出雲・北部地域のまちづくりの方針

(1) 地域の将来像

～健康と福祉の出雲・北部地域～

本地域は、自然環境が豊かな北山山地と優良農地や集落地が広がる平野部から構成されており、県立大学短期大学部を中心として健康福祉施設が充実しています。

今後は、健康福祉機能の維持、良好な景観の形成に努めると共に、田園住宅地の適切な誘導、田園景観の保全、幹線道路網の充実等を図り、健康と福祉の地域づくりを推進します。

(2) 地域のまちづくりの方針

1) 土地利用に関する方針

市街地（用途地域）

- ・北部第二土地区画整理事業地区は、良好な市街地の形成を推進します。
- ・(都) 今市川跡線の沿道は、商業・業務施設と住宅等の立地を誘導します。

周辺市街地

- ・市街地の北側、(県) 斐川出雲大社線に挟まれた地区は、田園環境の保全を基本として秩序ある開発に努めて、田園環境と調和する住宅地の形成に努めます。

- ・川跡駅や武志駅等の周辺においては、田園景観の保全に配慮して良好な環境を備えた田園住宅地の形成に努めます。

周辺市街地沿道サービス他

- ・(県) 斐川出雲大社線沿道は、必要に応じて商業・商業施設と住宅の立地の誘導を図ります。
- ・(市) 今市川跡日下線沿道は、周辺土地利用との調和を図り、必要に応じて計画的な土地利用の誘導を図ります。

農地

- ・平野部に広がる優良農地は、農業生産の場となり、北山を背景とした築地松の農家の散在する出雲らしい田園景観を有していることから保全を図ります。

2) 都市施設等に関する方針

道路・交通

- ・主要幹線道路である国道 431 号東林木バイパスの整備を促進して、広域交通と地域内交通の利便性の向上を図ります。
- ・出雲市中心市街地方面と連絡する南北方向の道路の整備を推進します。特に、主要幹線道路と位置づけられている(市)今市川跡日下線や出雲市駅と国道 431 号を結ぶ(県)矢尾今市線の整備を促進します。
- ・地域内の幹線市道は、幹線市道整備 10 力年計画に基づき整備を行います。また、生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。
- ・公共交通機関の維持・存続に向けて、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努めます。

公園・緑地

- ・斐伊川河川敷公園は、市民の憩いやスポーツの場としての機能維持に努めます。

河川・下水道

- ・堀川の河川改修を促進して、浸水被害の防止を促進します。
- ・公共下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、河川の水質浄化や住環境の向上を図ります。
- ・鳶巣、矢尾日下地区においては、農業集落排水整備が完了し、今後とも施設の適正な維持・運営を図ります。

3) 自然環境、景観と防災等に関する方針

自然環境

- ・北山は、多様な動植物の生息地となっており、四季折々の良好な自然景観を有していることから、自然環境の保全、森林の育成を図ります。
- ・本地域の東側を流れる斐伊川は、河川敷の緑地と一体となり市民における潤いのある空間であることから、河川環境を保全します。

景観

- ・島根県立大学短期大学部周辺は、出雲市景観計画において景観形成地域に指定されてお

り、今後とも景観形成基準に基づき、北山を背景とした出雲らしい田園風景など、地域が持つ豊かな景観の保全に努めます。

- ・築地松の農家が集まる集落地と優良農地から構成される田園景観の保全を推進します。

防災

- ・砂防指定地において土砂災害防止対策を促進します。

その他

- ・松くい虫被害対策については、出雲市松くい虫防除対策基本方針、シカ被害対策については、出雲市シカ対策基本計画に基づき、対策を実施します。

出雲・北部地域まちづくり方針図



凡例

- 地域界
- 都市計画区域
- 用途地域
- ★ 歴史的・文化資源

○土地利用

- 低層・中高層住宅地
- 一般住宅地
- 沿道住商複合地
- 公園
- 農地
- 農住共生地
- 周辺市街地
沿道サービス地
- 森林
- 河川

○交通

- 山陰自動車道
- 地域高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- その他の道路
- 鉄道

1. 出雲・西部地域の現況

- ・出雲・西部地域は、出雲市の中央に位置し東を出雲中央地域、北を大社地域、西を日本海、西南部を湖陵地域に接しています。
- ・出雲・西部地域の人口は、平成17年国調で27,450人と、出雲市の約18.8%を占めています。
- ・出雲・西部地域は南側の山地を除き、ほぼ全域が都市計画区域に指定され、市街地に隣接する「高松地区」の一部及び長浜工業団地に用途地域が指定されています。
- ・出雲・西部地域の土地利用は、地域の中央に神戸川が流れ、出雲平野に広がる優良農地の他、点在する集落地が大半を占めています。
- ・西出雲駅南では、土地区画整理事業が完了し、新しい市街地が形成されつつあります。
- ・大社地域との境に県立浜山公園が整備されている他、平成スポーツ公園、しまね花の郷等の施設が立地しています。
- ・白砂青松の外園海岸、汽水湖の神西湖を有しています。神西湖は、見る時間・角度により表情が変わることから、「神西湖九景」と称されています。
- ・古志地区や神門地区には、古墳、史跡等が多く点在しています。



2. 出雲・西部地域の課題

(1) 土地利用の課題

- ・(主) 出雲大社線((都) 渡橋浜山公園線) 沿道では、商業・業務施設等の立地が進行していることから、沿道利用の適正な誘導が必要です。
- ・西出雲駅南地区は、土地区画整理事業が完了し、集客施設等の多彩な施設や戸建住宅の立地が進んでいることから、適正な土地利用の規制・誘導方策の検討が必要です。
- ・国道9号((都) 神戸橋神西沖線)、(都) 医大前インター線、(都) 国道9号インター線の沿道地域は、都市的土地利用の需要の高まりが考えられることから、適正な沿道利用の検討が望まれます。
- ・白枝町(用途地域)の農地・未利用地混在地域において、都市的土地利用の促進が望まれます。
- ・周辺市街地では、田園環境と調和する住環境の形成が望まれます。

(2) 都市施設等の課題

- ・山陰自動車道の整備に伴い、(都)神戸橋神西沖線の整備促進が望まれます。
- ・新内藤川、赤川等の整備・改修、それに伴う周辺整備の促進が望まれます。
- ・下水道の一層の整備推進を図る必要があります。

(3) 自然環境、景観と防災、その他の課題

- ・白砂青松の外圍海岸は、近年侵食が発生し汀線後退が著しく、対策による海岸の保全が望まれます。
- ・古志地区や神門地区には、古墳、史跡等が多く点在していることから、古代出雲の歴史・文化の継承が望まれます。
- ・地域の安全な暮らしを守るため、地すべり防止区域や砂防指定地における防災対策の促進が必要です。

3. 出雲・西部地域のまちづくりの方針

(1) 地域の将来像

～産業と交流の出雲・西部地域～

本地域は、神戸川流域の平野部と南側の丘陵地等から構成され、長浜海岸や神西湖の水辺があります。また、産業拠点の長浜工業団地、交流拠点の浜山公園・出雲文化伝承館・JR西出雲駅南周辺に施設が立地しています。

今後は、多彩な都市機能拠点の維持・充実を図るとともに、山陰自動車道とアクセス道の整備を促進し、産業と交流の地域づくりを推進します。

(2) 地域のまちづくりの方針

1) 土地利用に関する方針

市街地(用途地域)

- ・土地区画整理事業により都市基盤が整備された白枝北地区では、良好な住宅地の形成を誘導します。
- ・長浜工業団地は、出雲市の産業拠点として、工業専用の土地利用を維持します。

新市街地

- ・商業・サービス施設やレジャー施設が集積している西出雲駅南地区においては、戸建住宅等による市街地形成を図ることとし、適正な土地利用を誘導します。

幹線道路沿道地域

- ・(都)渡橋浜山公園線沿道においては、商業施設等の立地が進んでいることから、適正な土地利用の誘導を図ります。
- ・国道9号((都)神戸橋神西沖線)、(都)医大前インター線、(都)国道9号インター線の沿道は、周辺土地利用との調和を図り、必要に応じて計画的な土地利用の誘導を図ります。

農地

- ・平野部に広がる優良な農地は、農業生産の場として今後とも保全します。

2) 都市施設等に関する方針

道路・交通

- ・広域交通網の形成に向けて山陰自動車道の整備を促進するとともに、出雲ICへのアクセス道路である(都)医大前インター線、(都)国道9号インター線、(都)神戸橋神西沖線の整備を促進します。
- ・本地域と隣接地域をつなぐ(県)大社立久患線の整備を促進します。
- ・地域内の幹線市道は、幹線市道整備10カ年計画に基づき整備を行います。また、生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。
- ・公共交通機関の維持・存続に向け、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努めます。

公園・緑地

- ・「しまね花の郷」東側の県農業技術センター圃場において、トキ分散飼育センター(仮称)の整備を推進します。また、西出雲駅南側から平成スポーツ公園の周辺は、レジャーゾーンとして機能を維持していきます。
- ・浜山公園は、スポーツ・交流拠点として、今後ともその機能の維持・充実に努めます。
- ・神西親水公園の利用促進のため、多目的広場の整備を検討します。

河川・下水道

- ・斐伊川・神戸川治水事業を計画的に進めるとともに、新内藤川、赤川、午頭川、十間川の整備を促進します。また、斐伊川・神戸川治水事業の進捗に併せ、高水敷の有効利用に向けた整備を図ります。
- ・公共下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、河川の水質浄化や住環境の向上を図ります。
- ・神西湖東、東神西、保知石、馬木古志地区においては、農業集落排水整備が完了しており、今後とも施設の適正な維持・運営を図ります。

3) 自然環境、景観と防災等に関する方針

自然環境

- ・神西湖において水質浄化対策を促進し、環境の保全を図ります。
- ・外園海岸の有する貴重な植生について、今後とも保全を図ります。また、神西湖は、水質浄化等により環境の保全を図ります。

- ・南部の森林は、今後とも自然環境の保全に努めます。

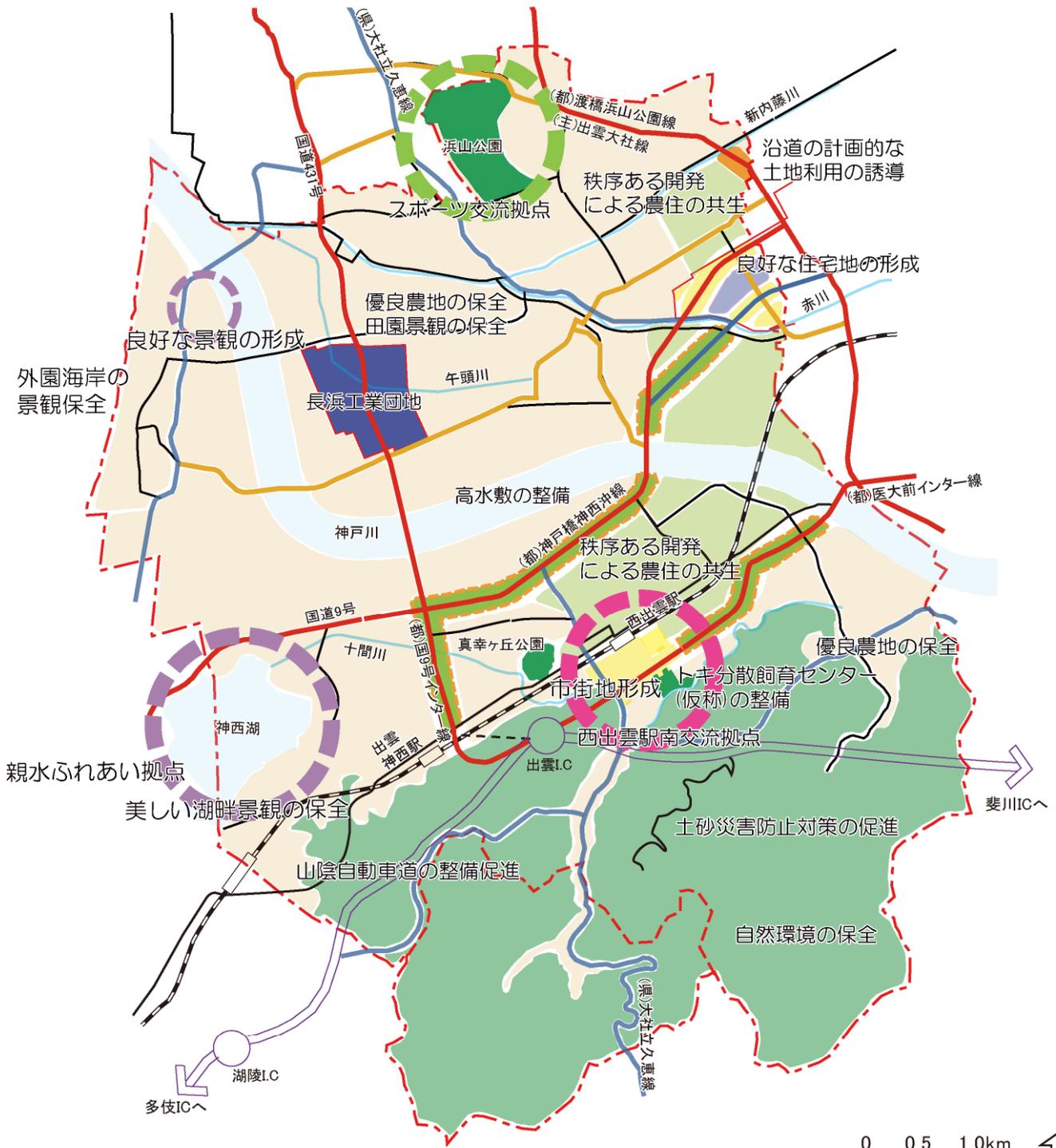
景観

- ・神西湖周辺は、出雲市景観計画において景観形成地域に指定されており、今後とも景観形成基準に基づき、豊かで穏やかな湖畔の景観の保全に努めます。
- ・リバーサイドタウン川西地区は、出雲市景観計画において景観形成地域に指定されており、今後とも景観形成基準に基づき、神戸川や松林などの自然景観と調和した良好な景観の保全に努めます。
- ・外園海岸は、侵食対策事業を促進し、砂浜を安定させ、白砂青松の海岸景観の保全を図ります。
- ・平野部において、集落地と優良農地から形成されている田園景観の保全に努めます。

防災

- ・地すべり防止区域や砂防指定地における土砂災害の防止対策の促進に努めます。
- ・消防署を新設し、消防力の強化・充実を図ります。

出雲・西部地域まちづくり方針図



0 0.5 1.0km



凡例

- 地域界
- 都市計画区域
- 用途地域

○土地利用

- 一般住宅地
- 沿道住商複合地
- 住工複合地
- 工業地
- 公園

- 農地
- 農住共生地
- 周辺市街地
沿道サービス地
- 森林
- 河川

○交通

- 山陰自動車道
- 地域高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- その他の道路
- ++ 鉄道

1. 出雲・南部地域の現況

- ・出雲・南部地域は、東部を雲南市、北東部を斐伊川沿いに斐川町に接し、地域の大部分が標高 200～350mの緩やかな山間部に位置しています。
- ・出雲・南部地域の人口は、平成 17 年国調で 6,390 人と、出雲市の約 4.4%となっています。出雲・南部地域の人口は、減少傾向となっており、特に、南部の山間部の人口は大きく減少しています。
- ・65 歳以上の老年人口は 1,967 人で、地域の人口の約 31%を占め、老年人口の割合は佐田地域に次いで高くなっています。
- ・出雲・南部地域は北部の一部が都市計画区域に指定されています。
- ・出雲・南部地域は、大部分が山地で斐伊川や神戸川とその支流が地域を縦貫し、斐伊川、神戸川や稗原川沿いに集落地や農地が立地しています。
- ・地域の大部分を占める自然豊かな山地がある他、神戸川沿いに県立自然公園に指定された、優れた自然・景観資源を有する立久恵峡があり、付近には立久恵峡温泉があるなど、優れた観光地となっています。



2. 出雲・南部地域の課題

(1) 土地利用の課題

- ・人口減少と高齢化が進んでおり、定住促進と地域の活性化が課題となっています。また、後継者不足等による農業生産の低下・森林の荒廃が懸念され、農地や森林の維持・保全について検討が望まれます。
- ・立久恵峡は、観光・レクリエーションの拠点として、更なる活用が望まれます。

(2) 都市施設等の課題

- ・地域交通の円滑化のため、地域内幹線道路の整備が課題となっています。特に、危険箇所がある国道 184 号と、その代替ルートであり、南部から出雲 IC へのアクセス道路である（県）大社立久恵線の整備が望まれます。
- ・神戸川は、防災機能の強化に向け、今後も整備の促進が望まれます。

(3) 自然環境、景観と防災、その他の課題

- ・森林は本地域の大部分を占めており、多様な自然環境を備え多面的な機能を有していることから、その保全、憩いの場としての活用が望まれます。
- ・神戸川、稗原川、斐伊川等、本地域を流れる河川について、河川の改修とともに河川環境の保全が望まれます。
- ・本地域は大部分が山地であり、地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険箇所が多いことから、防災対策の検討が必要です。

3. 出雲・南部地域のまちづくりの方針

(1) 地域の将来像

～緑と憩いと交流の出雲・南部地域～

本地域は、大部分が山地で、斐伊川・神戸川・稗原川沿いの集落地・農地から構成されており、神戸川沿いの立久恵峡は観光・レクリエーションの拠点となっています。

今後は、観光・レクリエーション機能の充実、自然災害の防止を図るとともに、安全で快適な住環境の整備に努め、緑と憩いと交流の地域づくりを推進します。

(2) まちづくりの方針

1) 土地利用に関する方針

立久恵峡 観光・レクリエーション拠点

- ・立久恵峡は、優れた自然景観を生かして観光・レクリエーション拠点としての機能の充実に努めます。

集落地

- ・集落地について、集落環境を保全するとともに生活道路の充実等、良好な生活環境の形成に努めます。

農地

- ・斐伊川、神戸川沿い等の優良農地は、今後とも良好な田園環境を保全するとともに、市民農園等による農地の活用を促進します。

2) 都市施設等に関する方針

道路・交通

- ・出雲市中心部や周辺地域と本地域をつなぐ幹線道路である、国道184号、(主)出雲三刀屋線、(主)出雲奥出雲線、(県)大社立久恵線、(県)稗原木次線の整備を促進します。

- ・地域内の幹線市道は、幹線市道整備 10 力年計画に基づき整備を行います。また、生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。
- ・公共交通機関の維持・存続に向け、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努めます。

公園・緑地

- ・立久恵峡の周辺において、憩い・交流の場の創出を推進します。

河川・下水道

- ・斐伊川・神戸川治水事業及び神戸川広域河川改修事業による、神戸川の整備を促進します。また、斐伊川・神戸川治水事業の進捗に併せ、高水敷の有効利用に向けた整備を図ります。
- ・合併処理浄化槽の整備を推進し、河川の水質浄化や住環境の向上を図ります。
- ・上島・宇那手船津・稗原朝山・馬木古志地区においては、農業集落排水整備が完了し、今後とも施設の適正な維持・運営を図ります。

3) 自然環境、景観と防災等に関する方針

自然環境

- ・本地域の有する多様な自然環境、良好な自然景観について、今後も保全に努めます。

景観

- ・馬木北町は、出雲市景観計画において景観形成地域に指定されており、今後とも景観形成基準に基づき、シイ群生林などの美しい自然景観、手入れの行き届いた生け垣などのまちなみなど、景観の保全に努めます。

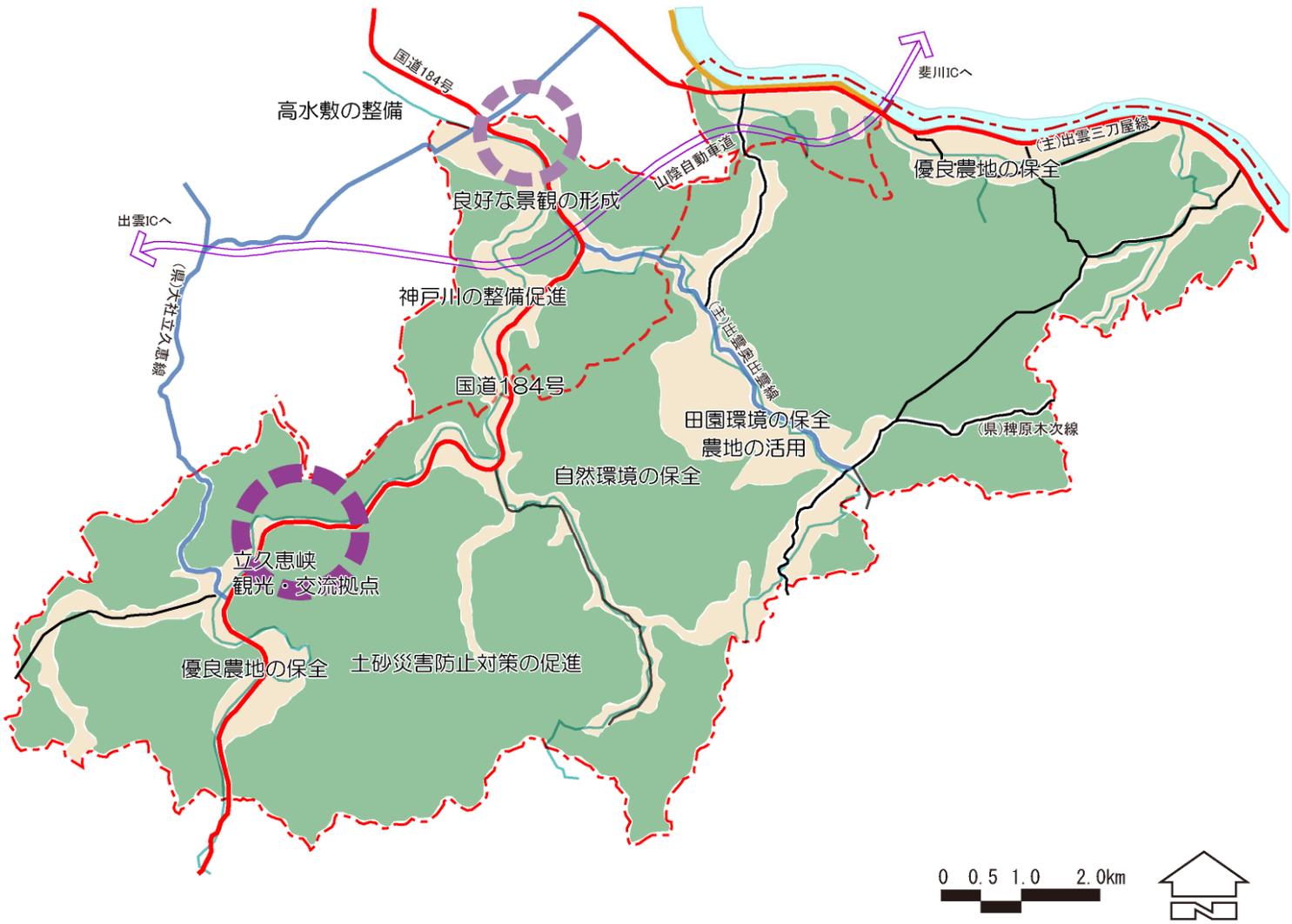
防災

- ・神戸川河川改修事業の早期完了を促進し、水害の防止に努めます。
- ・地すべり防止区域や砂防指定地における土砂災害防止対策の促進に努めます。
- ・防災対策として、防災行政無線の整備を推進します。

その他

- ・地域の活性化を図るため、農業体験の場や貸農園等、農地を活用した都市住民との交流促進に努めます。
- ・定住人口の増加を図るため、空き家の活用など、定住支援に努めます。

出雲・南部地域まちづくり方針図



凡 例

- 地域界
- 都市計画区域

○土地利用

- 農地
- 森林
- 河川

○交通

- 山陰自動車道
- 地域高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- その他の道路

平田・中央地域（平田、灘分、国富）

1. 平田・中央地域の現況

- ・平田・中央地域は、出雲市の北東部、平田地域の南部に位置し、斐伊川を挟んで斐川町に接しています。
- ・平田・中央地域の人口は、平成17年国調で13,772人と、出雲市の約9.4%を占めています。平田・中央地域の人口は、灘分地区や国富地区で増加傾向にあるものの、地域全体としては、減少傾向となっています。
- ・平田・中央地域は、全域が都市計画区域に指定されており、平田環状線の内側とその周囲には、用途地域が指定されています。
- ・平田・中央地域の土地利用は、地域西側に北山の一部の山林を有し、斐伊川沿いに広がる平野部は農地と市街地となっています。
- ・平田環状線の内側及びその周囲に、雲州平田駅、出雲市役所平田支所、図書館や文化館等の公共施設や医療・福祉施設が集積しており、コンパクト市街地が形成されています。
- ・市街地には、歴代松江藩主の大名宿を移築復元した平田本陣記念館など、山陰を代表する文化遺産や木綿街道の街並みがあります。



2. 平田・中央地域の課題

(1) 土地利用の課題

市街地（用途地域）の土地利用

- ・平田環状線内側の中心商店街の空洞化が見られることから、中心部の活性化が課題となっています。
- ・土地区画整理事業が完了した中ノ島地区では、未利用地の有効活用の促進が望まれます。
- ・市街地南西部の工業地域は工業系の土地利用が進んでおらず、住居系など他の土地利用への転換について、検討が望まれます。

市街地外の土地利用

- ・市街地周辺では、幹線道路の沿線を中心に市街化が進みつつあるため、田園環境と調和した土地利用への誘導について、検討が望まれます。

(2) 都市施設等の課題

- ・出雲地域中心部との連携強化に向け、出雲～境港を結ぶ、地域高規格道路境港出雲道路の整備促進が課題です。
- ・都市計画道路である市街地内の幹線道路は、投資効果や緊急性を考慮しながら、必要性

の高い路線の整備を優先的に取り組む必要があります。

- ・市街地の水害対策、景観整備のため、河川改修を促進する必要があります。
- ・下水道の一層の整備を推進する必要があります。

(3) 自然環境、景観と防災、その他の課題

- ・平田本陣記念館や木綿街道など、歴史を感じる景観資源の整備・活用が望まれます。
- ・安全で安心な市民生活を実現するため、河川整備を優先的に進めるとともに、土砂災害や地震災害への対応も強化する必要があります。

3. 平田・中央地域のまちづくりの方針

(1) 地域の将来像

**～魅力ある都市機能が備わった
賑わいや水辺の潤いを感じる 平田・中央地域～**

都市計画道路・河川・下水道等の都市基盤整備、産業の集積、良好な住宅環境など、魅力ある都市機能が備わった賑わいの地域づくりを進めるとともに、宍道湖や斐伊川等の良好な水辺環境を活かした、潤いある地域づくりを推進します。

(2) 地域のまちづくりの方針

1) 土地利用に関する方針

商業・業務地

- ・平田環状線内側の中心商店街の活性化を図るとともに、平田環状線の外側の中ノ島新市街地の商業環境の維持に努めます。

住宅地

- ・住宅地においては、今後とも居住環境の維持に努め、住居系土地利用を誘導します。
- ・市街地中心部の木造住宅が密集する地域では、都市計画道路や河川事業の推進に合わせ、安全で快適な住宅地の形成を推進します。
- ・区画整理地区内は、住宅系の土地利用を誘導し、良好な住宅地の形成を推進します。

工業地

- ・市街地南西部の工業地においては、工場の操業環境を維持します。
- ・工業系用途地域において既に住宅地が形成されている地区では、工場の操業環境に留意しつつ、必要に応じて住居系土地利用への転換を図ります。

福祉拠点

- ・総合医療センターを中心とする地区を福祉拠点と位置づけ、基盤整備を進めるとともに福祉拠点にふさわしい土地利用を誘導します。

農住共生地

- ・宍道湖湖西の平野部に広がる優良農地の保全を図るとともに、集落や住宅については農地と共存しつつ確保します。

2) 都市施設等に関する方針

道路・交通

- ・地域高規格道路 境港出雲道路の実現を目指すとともに、国道 431 号の整備を促進します。
- ・(都)中町瑞穂大橋線や、中ノ島新市街地と地域中心部を結ぶ(都)元町中の島線の整備を推進するとともに、優先順位を検討しながら未整備の都市計画道路の整備を推進します。
- ・雲州平田駅～総合医療センター～文化館のアクセス道路の歩道整備を推進します。
- ・地域内の幹線市道は、幹線市道整備 10 力年計画に基づき整備を行います。また、生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。
- ・公共交通機関の維持・存続に向けて、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努めます。

公園・緑地

- ・愛宕山公園、平田森林公園等の機能を維持し、利用促進を図ります。

河川・下水道

- ・平田船川及び湯谷川は、住民の理解を得ながら河川改修事業を促進します。
- ・雲州平田船川は、河川環境に配慮した市街地河川として整備を促進します。
- ・公共下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、河川の水質浄化や住環境の向上を図ります。
- ・国富、口宇賀、西岸地区においては、農業集落排水整備が完了し、今後とも施設の適正な維持・運営を図ります。

3) 自然環境、景観と防災等に関する方針

自然環境

- ・斐伊川・平田船川・湯谷川の自然環境の保全を図るとともに、市街地内の公園や社寺の樹林地や愛宕山周辺の緑地の保全に努めます。
- ・宍道湖や斐伊川などにおける水辺の動植物の生息環境やビオトープ機能を有する田園の保全に努めます。

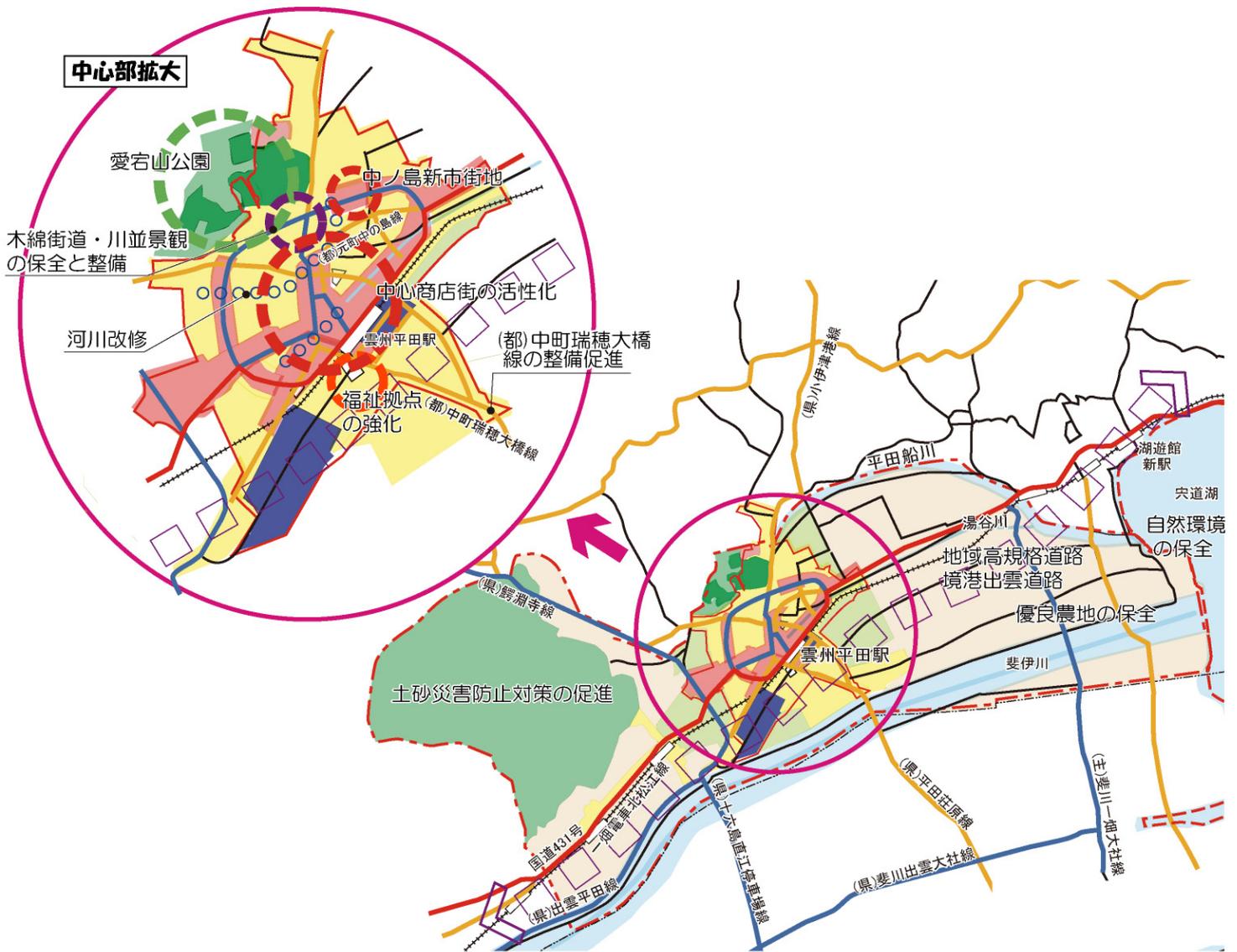
景観

- ・中心市街地や商業拠点の景観整備に努めるとともに、都市計画道路の整備に合わせ、街路樹等の緑化や景観整備を図ります。
- ・中ノ島新市街地一帯は、良好な景観の維持に努めます。
- ・平田船川、湯谷川の河川を活かした景観の整備を図るとともに、雲州平田船川の沿川及び木綿街道に残る古い街並みの整備・保全を図ります。

防災

- ・平田船川及び湯谷川の河川改修事業の早期完了を促進し、水害のない市街地の形成を目指します。
- ・砂防指定地における土砂災害防止対策を促進します。
- ・消防分署を移転新築し、消防力の強化・充実を図ります。

平田・中央地域まちづくり方針図



0 1.0 2.0km



凡 例

- 地域界
- 都市計画区域
- 用途地域

○土地利用

- 一般住宅地
- 商業・業務地
- 工業地
- 公園
- 農地
- 農住共生地
- 森林
- 河川

○交通

- 地域高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- その他の主な道路
- 一畑電車

1. 平田・西部地域の現況

- ・平田・西部地域は、出雲市の北部に位置し平田東部、平田中央、出雲北部、大社地域に接し、北を日本海に面しています。
- ・平田・西部地域の人口は、平成 17 年国調で 6,618 人と、出雲市の約 4.5% となっています。平田・西部地域の人口は、減少傾向となっており、特に沿岸部で人口が大きく減少しています。
- ・平田・西部地域は、河下港周辺を除く日本海沿岸部と山間部の一部を除き、都市計画区域に指定されており、一部、用途地域が指定されています。
- ・地域内陸は山林が大部分を占め、農地や農村集落は、河川支流の沢や県道沿いに立地し、点在する入り江では漁港を中心に漁村集落が形成されています。
- ・久多美地区、西田地区に優良農地を含む田園が面的に広がり、河下地区には港湾が整備され、工業団地が形成されています。
- ・日本海に面する島根半島の北岸は、リアス式海岸が展開し、変化に富んだ海岸の景観や特徴的な漁村景観を有しています。
- ・地域南西部の森林一帯は、宍道湖北山県立自然公園に指定され、鱈淵寺には多くの観光客や参拝客が訪れています。



2. 平田・西部地域の課題

(1) 土地利用の課題

- ・優れた自然や景観などを活かした、集落の住環境の向上が望めます。
- ・特定地域振興重要港湾指定港である河下港は、県東部地区における主要な物流拠点港としての発展が望めます。
- ・宍道湖北山県立自然公園や鱈淵寺などの歴史観光資源を活用した賑わいづくりが望めます。

(2) 都市施設等の課題

- ・河下港の港湾機能の強化に向けた道路及び斐川 I、C との連携強化に向けた道路の整備が望めます。

- ・ 集落間を連絡する生活道路や観光施設へ至る道路は、安全性の向上が望まれます。
- ・ 下水道の一層の整備推進を図る必要があります。

(3) 自然環境、景観と防災、その他の課題

- ・ 宍道湖北山県立自然公園に指定された山林の保全と適正な管理、十六島鼻一帯の自然環境の保全、美しい自然海岸が続く猪目・河下・布勢灘一帯の環境保全と活用促進が望まれます。
- ・ 土砂災害や地震災害への対策強化、地すべり、急傾斜地崩壊危険地域への対応が必要です。
- ・ 松くい虫による松枯れ、シカによる農林業被害、イノシシによる農作物被害が発生していることから、対策が必要です。

3. 平田・西部地域のまちづくりの方針

(1) 地域の将来像

**～美しい緑に囲まれ、日本海の恵みや歴史の趣を感じる
住みよい平田・西部地域～**

日本海沿岸の美しい自然や景観、鱈淵寺周辺の歴史観光資源、を保全・活用しながら、生活基盤整備等により集落の住環境の向上を図り、自然と共生しながら住み続けられる地域づくりを推進します。

(2) 地域のまちづくりの方針

1) 土地利用に関する方針

河下港

- ・ 県東部の海上交通の玄関口である河下港は、物流拠点港湾としての利用促進を図ると共に、河下港臨海工業団地への企業立地促進を図ります。

集落地

- ・ 田園緑地・山間緑地ゾーンや海岸沿いに立地する集落地は、集落環境を保全するとともに生活道路の充実等、良好な生活環境の形成に努めます。

農地

- ・ 谷あい及び盆地などの緩やかな傾斜に立地する農地の保全に努めます。

2) 都市施設等に関する方針

道路・交通

- ・ (主) 斐川一畑大社線は、集落間を結ぶ陸上交通網としての整備、狭小区間の整備を促進

します。また、(県)十六島直江停車場線について、狭小区間の整備を促進します。

- ・(県)鱒淵寺線、(県)十六島直江停車場線、(県)斐川上島線について、河下港と斐川ICを結ぶ路線として整備を促進します。
- ・地域内の幹線市道は、幹線市道整備10カ年計画に基づき整備を行います。また、生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。
- ・公共交通機関の維持・存続に向けて、住民・事業者・行政が一体となり公共交通の利用促進に努めます。

公園・緑地

- ・風力発電施設立地に伴い、新エネルギーの普及啓発と地域の活性化を図るため、十六島風車公園を整備します。

河川・下水道

- ・平田船川の上流部において河川改修を促進します。
- ・合併処理浄化槽の整備を推進し、河川の水質浄化や住環境の向上を図ります。
- ・美保地区においては、小規模集合排水処理施設整備事業の導入を検討します。
- ・下水道整備が完了した地区では、今後とも施設の適正な維持・運営を図ります。

その他

- ・河下港は、県東部地区の海の物流拠点機能として、利用促進に向けた施設整備を促進します。

3) 自然環境、景観と防災等に関する方針

自然環境

- ・十六島鼻などの自然海岸、地域を東西につらなる山林について、保全に努めます。特に、宍道湖北山県立自然公園内の自然環境の保全に努めます。

景観

- ・水辺の貴重な景観資源として、平田船川の河川景観の保全・整備を図ります。
- ・市街地周辺の緑豊かな景観を形成している愛宕山公園一体の自然景観を保全します。
- ・風力発電関連道路の活用を図ると共に、道路法面の緑化等による景観維持に努めます。
- ・中国自然歩道において、眺望ポイントなどの整備を検討します。

防災

- ・集落地周辺の地すべり、急傾斜地や砂防指定地などにおける土砂災害の防止対策を促進します。

その他

- ・湖北山地に立地する日本最大級の風力発電所等を活かし自然エネルギーの普及・啓発に努めます。
- ・松くい虫被害対策については、出雲市松くい虫防除対策基本方針、シカ被害対策については、出雲市シカ対策基本計画に基づき、対策を実施します。

平田・西部地域まちづくり方針図



凡例

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 地域界 都市計画区域 用途地域 ★ 歴史的・文化資源 | <p>○土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般住宅地 工業地 公園 農地 森林 河川 | <p>○交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域高規格道路 主要幹線道路 幹線道路 補助幹線道路 その他の主な道路 一畑電車 |
|---|--|---|

平田・東部地域（檜山、東、佐香、伊野）

1. 平田・東部地域の現況

- ・平田・東部地域は、出雲市の最北部に位置し、北を日本海、東を松江市、南を宍道湖に面しています。
- ・平田・東部地域の人口は、平成 17 年国調で 7,681 人と、出雲市の約 5.2% を占めています。平田・東部地域の人口は、減少傾向となっており、全ての地区で人口が減少しています。
- ・平田・東部地域は、日本海沿岸部と山間部の一部を除き、都市計画区域に指定されています。
- ・平田・東部地域は、山林が大部分を占めており、農地や農村集落が谷あいや県道沿いに見られ、入り江では漁港周辺に集落が形成されています。
- ・山間部を東西に繋ぐ市道平田松江幹線をはじめ、平田中心部と結ぶ県道および日本海沿岸地域を結ぶ県道が主要な生活道路となっています。
- ・宍道湖西岸には、体験学習型水族館「ゴビウス」や「湖遊館」などの交流施設が立地しています。
- ・日本海沿岸部のリアス式海岸が展開する美しい自然や、観光入込み客数の多い「一畑薬師」（宍道湖北山県立自然公園区域内）といった歴史・文化資源があります。



2. 平田・東部地域の課題

(1) 土地利用の課題

- ・優れた自然や景観などを活かした、集落の住環境の向上が望めます。
- ・宍道湖北山県立自然公園や一畑薬師などの歴史観光資源を活用した賑わいづくりが望めます。
- ・宍道湖西岸（宍道湖グリーンパーク、ゴビウス、湖遊館）は、宍道湖の良好な環境を活かし、スポーツ、野外レクリエーションなどを通じた、交流・学習拠点としての充実が望めます。

(2) 都市施設等の課題

- ・「宍道湖西岸親水ふれあい拠点」や「東部工業団地」と平田中心部とをつなぐ道路整備の

検討が望まれます。

- ・出雲～境港を結ぶ、国道 431 号線や地域高規格道路境港出雲道路の整備促進が課題です。
- ・下水道の一層の整備推進を図る必要があります。

(3) 自然環境、景観と防災、その他の課題

- ・宍道湖北山県立自然公園や、多くの観光客が訪れる「一畑薬師」周辺の保全と環境整備が望まれます。
- ・宍道湖湖畔の美しい景観の保全が望まれます。
- ・土砂災害や地震災害への対策強化、地すべり危険地域への対応が必要です。

3. 平田・東部地域のまちづくり方針

(1) 地域の将来像

**～日本海や宍道湖の恵みや歴史の趣を感じる
住みよい平田・東部地域～**

日本海や宍道湖の美しい自然と景観や、一畑薬師といった歴史資源などを保全・活用しながら、湖西地域の観光拠点としての一層の整備と、生活基盤整備等による集落の住環境の向上を図るなど、自然の恵みを感じながら、人々が集い、暮らせる、潤いのある地域づくりを推進します。

(2) 地域のまちづくりの方針

1) 土地利用に関する方針

集落地

- ・田園緑地・山間緑地ゾーンや海岸沿いに立地する集落地は、集落環境を保全するとともに生活道路の充実等、良好な生活環境の形成に努めます。

工業地

- ・地域産業の活性化及び新たな雇用創出を図るため、東部工業団地への企業立地を促進します。

宍道湖西岸

- ・宍道湖グリーンパーク、ゴビウス、湖遊館などの施設が集まる宍道湖西岸は、広域的な交流拠点として、既存施設を活用していき、周辺環境の維持に努めます。

農地

- ・谷あいや盆地などの農地や平田船川沿いに広がる農地は、農業生産の場として維持及び保全に努めます。

2) 都市施設等に関する方針

道路・交通

- ・地域高規格道路境港出雲道路の実現を目指すとともに、国道 431 号の整備を促進します。
- ・(主)斐川一畑大社線は、集落間を結ぶ陸上交通網としての整備、狭小区間整備を促進します。
- ・地域内の幹線市道は、幹線市道整備 10 力年計画に基づき整備を行います。また、生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。
- ・公共交通機関の維持・存続に向けて、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努めます。

公園・緑地

- ・宍道湖グリーンパーク、宍道湖～湖西拠点～斐伊川のサイクリングロードの利用促進に努めるとともに、同サイクリングルート of 延伸整備を促進します。

河川・下水道

- ・合併処理浄化槽の整備を推進し、河川の水質浄化や住環境の向上を図ります。
- ・三津、小伊津地区については、今後とも漁業集落排水施設の適正な維持・運営を図ります。坂浦、西地合地区においては、漁業集落排水施設の整備を推進し、海域の水質浄化や住環境の向上を図ります。
- ・布崎地区においては、農業集落排水施設の適正な維持・運営を図ります。

3) 自然環境、景観と防災等に関する方針

自然環境

- ・日本海側の自然海岸、集落や農地の背後に広がる森林の保全に努めます。
- ・宍道湖における水辺の動植物の生息環境保全を促進します。

景観

- ・宍道湖沿岸地域は、出雲市景観計画において景観形成地域に指定されており、今後とも景観形成基準に基づき、穏やかな宍道湖の景観と、湖岸に広がる農村の美しい景観の保全に努めます。
- ・平田船川の潤いのある河川景観の保全に努めます。
- ・一畑薬師と結ぶ市道妙見一畑山線は、宍道湖や大山の美しい景観が望める展望スポットの確保や道路景観整備に努めます。

防災

- ・集落地周辺における地すべり、砂防指定地における土砂災害の防止対策の促進に努めます。

平田・東部地域まちづくり方針図



凡 例

- [---] 地域界
- [---] 都市計画区域
- [---] 用途地域

○土地利用

- [Yellow Box] 一般住宅地
- [Blue Box] 工業地
- [Green Box] 公園
- [Tan Box] 農地
- [Light Green Box] 森林
- [Blue Line] 河川

○交通

- [Red/Blue Line] 山陰自動車道
- [Purple Line] 地域高規格道路
- [Red Line] 主要幹線道路
- [Blue Line] 幹線道路
- [Yellow Line] 補助幹線道路
- [Black Line] その他の主な道路

佐田地域

1. 佐田地域の現況

- ・佐田地域は、出雲市の南端に位置し、地域の大部分は標高 200m以上の山地であり、中国山地の分水嶺に源を発する神戸川の本・支流が地域の中心を貫通しています。
- ・佐田地域の人口は、平成 17 年国調 4,213 人で、出雲市の約 2.9%を占めています。佐田地域の人口は、昭和 30 年の 8,600 人をピークに減少を続けており、現在はピーク時の約 1/2 となっています。
- ・佐田地域は約 8 割が山林で、河川沿いの低地と丘陵部に農地と集落が立地しており、全域が都市計画区域外です。
- ・佐田地域には、念仏踊り、田植ばやし、神輿などの芸能や、須佐神社、毛津神社、田部神社等の神社、高櫓城趾、八雲風穴、朝日たたら等の文化財や史跡、名勝にも富み、目田森林公園、スサノオ館、出雲須佐温泉（ゆかり館）など観光・交流施設があります。
- ・佐田地域は、冬季に積雪があり、積雪量は平均 30cm 程度です。



2. 佐田地域の課題

(1) 土地利用の課題

- ・人口減少と高齢化の進行等により、農業や地域活動の担い手が減少してきており、遊休農地の活用や森林の保全が望まれます。
- ・定住人口の増加に向けた取り組みが望まれます。

(2) 都市施設等の課題

- ・地域内の集落（13 コミュニティ）を結ぶ地域内連絡道路の整備を進める必要があります。
- ・才谷トンネル（主要地方道湖陵掛合線）の開通により国道 184 号の交通量が増大しているため、歩行者の交通安全対策が望まれます。

(3) 自然環境、景観と防災、その他の課題

- ・横見埋没林の保護、「朝日たたら」の保存と活用が課題となっています。
- ・志津見ダム直下流公園の整備、ダム周辺の環境整備が望まれます。

3. 佐田地域のまちづくり方針

(1) 地域の将来像

～文化・産業と健康・福祉の住みよい佐田地域～

山陽からの玄関口として、緑の森林、神戸川の清流、豊かな伝統文化を活かした人々の体験と交流、自然条件を活かした産業、健康で生涯住み続けることのできる環境整備を進め、人・自然・環境にやさしい地域づくりを推進します。

(2) 地域のまちづくりの方針

1) 土地利用に関する方針

地域拠点

- ・佐田支所周辺は、公共施設や商業業務施設が立地しており、今後ともまちを守っていくために、諸地域の中心的な機能を担う地域の生活拠点としての機能維持に努めます。

集落地

- ・地域内のコミュニティの維持にむけて、コミュニティをつなぐ道路の整備や情報インフラの整備等、コミュニティ間の連携強化に努めます。

農地

- ・優良農地の保全を図るとともに、農業基盤整備を進め農地の集約化を図ります。

2) 都市施設等に関する方針

道路・交通

- ・国道 184 号等、出雲市中心部や山陰自動車道へアクセスする幹線道路の整備・改良を促進します。
- ・地域内の幹線市道は、幹線市道整備 10 カ年計画に基づき整備を行います。また、生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。さらに、地域の集落間の交通や産業振興を支える農道、林道等の整備・改良を推進します。
- ・公共交通機関の維持・存続に向け、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努めます。

公園・緑地

- ・志津見ダム直下流公園、飯の原農村公園の整備を推進すると共に、伊秩安らぎの森公園や神戸川の水辺広場等の農業・森林資源を生かし、地域振興に努めます。

- ・目田森林公園、スサノオ公園、八雲風穴等既存施設の機能を維持し、豊かな森林資源と温泉を活かした癒しの空間の創造に努めます。

下水道

- ・合併処理浄化槽の一層の整備推進を図ります。
- ・完成している農業集落排水施設の適切な維持・運営を図ります。

3) 自然環境、景観と防災等に関する方針

自然環境

- ・横見埋没林の適切な保全対策や有効活用を推進します。
- ・南部に連なる満寿山、烏屋ヶ丸といった 600m級の山々からなる緑豊かな森林や神戸川の清流とその支川等、優れた自然環境の保全に努めます。

観光・交流

- ・須佐神社、ゆかり館を中心とする地域は、観光拠点と位置づけ、連携強化等により既存施設の活用に努めます。
- ・地域の自然や資産等を活用した都市住民との交流を促進します。

景観

- ・谷あい及び丘陵地の農村集落は、緑豊かな森林や河川と一体となった農村景観や集落地景観の保全に努めます。

防災

- ・集落地周辺の地すべりや砂防指定地における土砂災害の防止対策の促進に努めます。
- ・防災対策として、防災行政無線の整備を推進します。

防災

- ・朝日たたら跡などの遺跡は、製鉄の歴史・文化を発信する拠点としての遺跡の保存、整備を進めます。

その他

- ・定住人口の増加を図るため、空き家の活用など、定住支援に努めます。

佐田地域まちづくり方針図



0 1.0 2.0km



凡 例

[- - -] 地域界

★ 歴史的・文化資源

○土地利用

農地

森林

河川

○交通

主要幹線道路

幹線道路

補助幹線道路

その他の道路

鉄道

1. 多伎地域の現況

- ・多伎地域は、出雲市の南西端に位置し、北は日本海に面し、東は湖陵、佐田地域、西は大田市と接しています。
- ・多伎地域の人口は、平成 17 年国調で 3,905 人と、出雲市の約 2.7% を占めています。多伎地域の人口は、昭和 25 年 6,431 人をピークに減少を続けており、最近 10 年間では、全ての地区で人口が減少しています。
- ・多伎地域は、国道 9 号や山陰自動車道が計画されている日本海沿岸の平地部・丘陵部が都市計画区域に指定されています。用途地域は指定されていません。
- ・多伎地域の土地利用は、中国山地に繋がる山林が全体の約 90% を占め、日本海側の平地部に住宅地や農地や集落が立地し、小田駅周辺は多伎支所や福祉施設などが立地し地域の生活拠点を形成しています。
- ・多伎地域は、石見と出雲を結ぶ交流の接点として重要な位置にあり、道の駅キララ多伎や海水浴場などをはじめとする観光レクリエーション施設が立地しています。



2. 多伎地域の課題

(1) 土地利用の課題

- ・道の駅キララ多伎周辺ではいちじく館がオープンし、観光・交流拠点としての土地利用推進が望まれます。
- ・JR 山陰本線小田駅周辺に公共公益施設や商業施設が立地しており、地域の生活を支える土地利用の維持が望まれます。
- ・山間部の集落では、人口減少と高齢化のため、コミュニティとしての機能が失われつつあります。
- ・高齢化等により農地や森林の荒廃が進んできています。

(2) 都市施設等の課題

- ・国道 9 号は、多伎地域における骨格道路であり、事故や災害等で通行止めとなると、地形的制約から迂回路が無く地域が分断される恐れがあります。また、通過交通等交通量が多く、交通安全対策が望まれます。

(3) 自然環境、景観と防災、その他の課題

- ・奥田儀地区に位置する「田儀櫻井家たたら製鉄遺跡」の保全と歴史的資源の活用が望まれます。
- ・海岸線の良好な自然環境と景観について、適正な保全が望まれます。
- ・マリントラソ出雲の利用促進が望まれます。

3. 地域の将来像（案）

(1) 地域の将来像

～海光り ひと輝く 多伎地域～

美しい景観や自然環境、また自然エネルギーを最大限に活かし、住民が行政との連携・協働により、自発的・主体的に地域を運営していくまちづくりにより、地域の持つ潜在能力を引き出し、“きらりと光る”地域づくりを推進します。

(2) 多伎地域のまちづくりの方針

1) 土地利用に関する方針

生活拠点

- ・公共施設や商業・業務施設が立地している小田駅周辺は、まちを守っていくために、地域の生活やコミュニティ活動を支える地域生活拠点と位置づけ、誰もが安全に移動できるように交通安全施設の充実や利便性の向上に努めます。

観光・交流拠点

- ・道の駅キララ多伎、キララコテージ、多伎いちじく館周辺のエリアは、観光・交流の拠点とし、機能の維持・充実に努めます。
- ・多伎海岸は、海水浴やサーフィン等、海洋レジャー空間として、機能の維持・充実に努めます。

健康・福祉拠点

- ・マリントラソ出雲周辺は、出雲市西部の健康福祉拠点と位置づけ、施設の維持・充実に努めます。

住宅地・集落

- ・小田駅周辺や口田儀の住宅地は、良好な居住環境の維持に努めます。
- ・田儀港周辺の漁村集落は、防災性の向上を図りながら、歴史的な雰囲気が残る集落景観の保全に努めます。

田園緑地

- ・山陰自動車道多伎IC計画地周辺は、自然環境との調和を図りながら、必要に応じて適正な土地利用の誘導を図ります。

農地

- ・久村・口田儀の優良農地について、保全に努めます。

2) 都市施設等に関する方針

道路・交通

- ・広域交流・連携機能に加え、緊急時や災害時の代替道路としての機能を併せ持つ、山陰自動車道多伎・朝山道路の建設を促進します。
- ・国道9号の安全円滑な交通確保のため、歩道設置や線形の改善等を促進します。
- ・地域内の幹線市道は、幹線市道整備10カ年計画に基づき整備を行います。また、生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。
- ・公共交通機関の維持・存続に向け、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努めます。

公園・緑地

- 「手引ヶ丘公園」「見晴らしの丘公園」等自然環境を活かした公園の維持・利用促進に努めます。

下水道

- ・合併処理浄化槽の一層の整備推進を図ります。
- ・完成している農業集落排水施設の適切な維持・運営を図ります。

3) 自然環境、景観と防災等に関する方針

自然環境

- ・多伎地域の海辺は、変化に富んだ海岸線と良好な自然環境を形成しており、保全に努めます。
- ・岐久海岸、田儀海岸は、侵食対策事業を促進し、砂浜を安定させ、安全で美しい景観の海岸の保全に努めます。
- ・多様な機能を有し、地域の大部分を占める山林について、保全に努めます。

観光・交流

- ・多伎海岸は、海洋レジャー拠点として今後も機能を維持し、観光等PRに努めます。

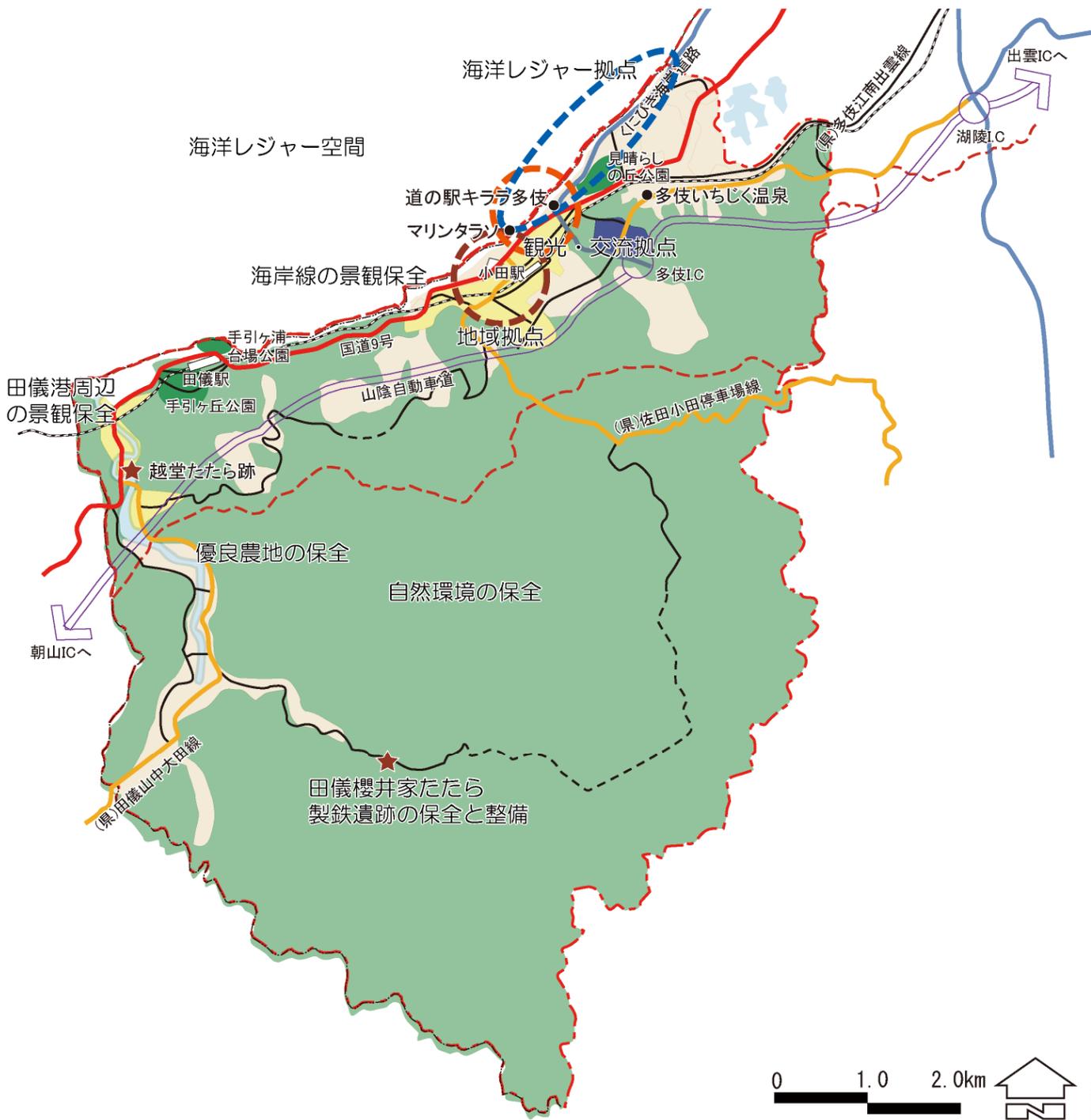
防災

- ・防災対策として、防災行政無線の整備を推進します。
- ・消防分署を移転新築し、消防力の強化・充実を図ります。

その他

- ・国指定田儀櫻井家たたら製鉄遺跡は、製鉄の歴史・文化を発信する拠点としての遺跡の保存、整備を進めます。
- ・定住人口の増加を図るため、空き家の活用など、定住支援に努めます。

多伎地域まちづくり方針図



凡例

 地域界
 都市計画区域

★ 歴史的・文化資源

○土地利用

一般住宅地
 工業地
 公園

農地
 森林
 河川

○交通

山陰自動車道
 主要幹線道路
 幹線道路
 補助幹線道路
 その他の道路
+ 鉄道

1. 湖陵地域の現況

- ・湖陵地域は、出雲平野の西側に位置し、東は出雲地域、南は佐田地域、西は多伎地域と接し、北は日本海に面しています。
- ・湖陵地域の人口は、平成17年国調で5,732人と、出雲市の約3.9%を占めています。湖陵地域の人口は、近年の定住事業の効果が一時期あったものの、昭和22年の8,369人をピークに減少傾向となっています。
- ・湖陵地域は、北部の平坦部・丘陵部が都市計画区域に指定されていますが、用途地域は指定されていません。
- ・湖陵地域の土地利用は、中国山地に繋がる山林が全体の50%を占め、日本海側の平地部の農地や市街地は、農地が約17%、宅地が約11%となっています。
- ・湖陵支所周辺に公共・公益施設が立地しています。また、国道9号沿いに商業施設が立地しています。
- ・湖陵地域の歴史は古く、出雲風土記にも神門水海、美久我林、佐志牟社などの名があげられており、白砂青松の美しくにびき海岸をはじめ神西湖や南山など、多彩で風光明媚な自然に富んだ地域です。



2. 湖陵地域の課題

(1) 土地利用の課題

- ・県立湖陵病院跡地は、周辺住宅地と調和のとれた有効利用が望まれます。
- ・湖陵支所の南側の二部地区には、湖陵幼稚園、湖陵小学校、ハマナス保育園が、隣接する三部地区には、湖陵中学校、保健福祉センターが立地し、教育・福祉施設が集積していることから、教育・福祉ゾーンとして安全性の確保が望まれます。

(2) 都市施設等の課題

- ・湖陵地域内の幹線道路は、東西方向には、簸川西農免農道(くにびき海岸道路)、国道9号、(県)多伎江南出雲線、簸川南広域農道と4本ありますが、南北方向には(主)湖陵掛合線の1本しかないため、地域内を南北に連結する道路の整備や改良が望まれます。
- ・下水道の一層の整備推進を図る必要があります。

(3) 自然環境、景観と防災、その他の課題

- ・ 神西湖の周辺整備と美しい湖畔景観の保全が望まれます。
- ・ 神西湖の水質改善に向け差海川の整備促進と、差海川沿いの良好な景観保全が望まれます。
- ・ 西浜海岸は、砂浜侵食が進行しており、海岸線の保全が望まれます。

3. 湖陵地域の将来像（案）

(1) 地域の将来像

～安心して住みたくなる定住の湖陵地域～

西浜海岸・神西湖の美しい自然や景観、神西湖周辺の観光施設、湖陵総合公園など、地域資源を保全・活用しながら、住民と行政の協働により心豊かな地域社会、快適住環境の整備、産業間の連携を図り、安心して住みたくなる定住の地域づくりを進めます。

(2) 地域のまちづくりの方針

1) 土地利用に関する方針

一般住宅地

- ・ 夕日ヶ丘団地や常楽寺団地等、計画的に整備された住宅地は、戸建住宅地として緑豊かな居住環境の保全に努めます。
- ・ 板津地区の土地区画整理事業の推進等、良好な住宅地の形成を図ります。

地域拠点

- ・ 湖陵支所、湖陵コミュニティセンター周辺地域は、まちを守っていくために、地域の活動を支える生活拠点と位置づけ、安全・安心な移動の確保に努めます。
- ・ 湖陵幼稚園、湖陵小学校、湖陵中学校、保健福祉センター等、教育・福祉施設が立地する地域は、交通安全施設の充実や防犯対策等、安全・安心な地域づくりに努めます。

農地

- ・ 二部・三部等に広がる優良農地の保全に努めます。

その他

- ・ 県立湖陵病院跡地は、緑豊かな自然環境を活かすとともに、周辺の住宅地と調和する土地利用の検討を行い、良好な利用計画の作成に努めます。
- ・ 山陰自動車道湖陵IC計画地周辺は、自然環境との調和を図りながら、必要に応じて適正な土地利用の誘導を図ります。

2) 都市施設等に関する方針

道路・交通

- ・高速道路ネットワークの確立に向け、山陰自動車道の建設を促進します。
- ・地域内の幹線市道は、幹線市道整備 10 年計画に基づき整備を行います。また、生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。
- ・公共交通機関の維持・存続に向け、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努めます。

公園・緑地

- ・都市計画公園である湖陵総合公園をはじめ、既存の公園の機能を維持・更新していきます。

河川・下水道

- ・差海川は、潮止め堰設置等の河川改修を促進するとともに、整備に併せ、水辺周辺の良好な河川景観の保全に努めます。
- ・公共下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、河川の水質浄化や住環境の向上を図ります。

3) 自然環境、景観と防災等に関する方針

自然環境

- ・神西湖において水質浄化対策を促進し、環境の保全を図ります。
- ・西浜海岸は、侵食対策事業を促進し、砂浜を安定させ、安全で美しい景観の海岸の保全に努めます。
- ・多様な機能を有する山林について、保全に努めます。

景観

- ・神西湖周辺は、出雲市景観計画において景観形成地域に指定されており、今後とも景観形成基準に基づき、豊かで穏やかな湖畔景観の保全に努めます。

防災

- ・防災対策として、防災行政無線の整備を推進します。

観光・交流

- ・神西湖を親水・レジャー空間として機能を維持し、観光資源として活用に努めます。
- ・西浜海岸において、海洋レジャー空間としての機能の維持・魅力作りに努めます。

湖陵地域まちづくり方針図



凡 例

- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> [---] 地域界 [---] 都市計画区域 ★ 歴史的・文化資源 | <p>○土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> [Yellow Box] 一般住宅地 [Blue Box] 工業地 [Green Box] 公園 [Light Green Box] ゴルフ場 [Tan Box] 農地 [Dark Green Box] 森林 [Blue Line] 河川 | <p>○交通</p> <ul style="list-style-type: none"> [Purple Line with Arrow] 山陰自動車道 [Red Line] 主要幹線道路 [Blue Line] 幹線道路 [Orange Line] 補助幹線道路 [Black Line] その他の道路 [Black Line with Cross] 鉄道 |
|---|--|--|

大社地域

1. 大社地域の現況

- ・大社地域は、出雲市の北西、島根半島の西端に位置し、平田西部、出雲北部、出雲西部地域と接しています。
- ・大社地域の人口は、平成17年国調で15,581人と、出雲市の約10.6%を占めています。大社地域の人口は減少傾向となっており、特に中心部や沿岸部で、人口が大きく減少しています。
- ・大社地域は、北部の日本海沿岸部を除き都市計画区域に指定されており、出雲大社前駅を中心とする市街地に用途地域（約296ha）が指定されています。
- ・大社地域の土地利用は、地域北部の山林が約62%を占めており、地域南部の平地部は市街地や農地となっています。
- ・大社地域には、日本で最も古い神社建築の形式である大社造り（国宝に指定）の「出雲大社」を核として、県立古代出雲歴史博物館、出雲阿国の墓、旧大社駅などの貴重な歴史・文化資源をはじめ、日御碕、道の駅ご縁広場や島根ワイナリーなど、豊富な観光資源を有しています。
- ・山地を含む日本海沿岸部（日御碕含む）は、大山隠岐国立公園に指定されています。



2. 大社地域の課題

(1) 土地利用の課題

市街地（用途地域）の土地利用

- ・観光都市拠点の形成に向け、神門通り沿道地区の商業・サービス・観光機能の強化及び賑わいの創出が課題となっています。
- ・市街地では、建築物の建替えや土地利用の更新が進まず、人口の高齢化、人口流出が進んでおり、定住対策の推進が課題となっています。
- ・工業地において住居系土地利用が進んでおり、土地利用の分離・純化を図ることが望まれます。

市街地以外の土地利用

- ・市街地周辺においては、農業生産環境、自然環境との調和を図りつつ、良好な住環境の形成が望まれます。
- ・宇籠（日御碕）鷺浦、鷓峠の3漁港を中心とした漁村集落や地域南部の農村集落の良好な環境の保全が望まれます。

- ・東部の水田や南部のぶどう畑等、優良農地の保全を図っていくことが望まれます。

(2) 都市施設等の課題

- ・大社地域市街地においては、道路網の骨格が形成されていないため、都市計画道路の整備が望まれます。
- ・市街地の狭い道路の拡幅など、市街地環境の改善が望まれます。
- ・下水道の一層の整備推進を図る必要があります。

(3) 自然環境、景観と防災、その他の課題

- ・出雲大社周辺の社家の通り、鷺浦地区の港町としての町並みなど、歴史・文化のある街並み景観保全が望まれます。
- ・出雲大社をはじめとする豊富な観光資源との連携等を促進し、相乗効果を生み出すような仕組みづくりが望まれます。
- ・日御碕(大山隠岐国立公園)、稲佐の浜など美しい景観の保全と海を活かした保養・レジャー空間整備の検討が望まれます。
- ・山地の荒廃の抑制、防風保安林の保全、築地松の減少の抑制が望まれます。

3. 大社地域のまちづくりの方針

(1) 地域の将来像

～歴史・文化が織り成す「神話の国 出雲」の交流舞台 大社地域～

出雲大社をシンボルとする「神話の国 出雲」の貴重で豊富な歴史文化資源、美しい海岸線をはじめとした豊かな自然環境のもと、資源の保全・利活用を進めながら、住む人、訪れる人誰もが満足できる、賑わいある交流拠点地域づくりを推進します。

(2) 地域のまちづくりの方針

1) 土地利用に関する方針

観光都市拠点

- ・出雲大社の表参道である神門通りをはじめとする歴史回廊の整備に取り組み、大社門前町の空間的グレードアップと、回遊性を高めていくための拠点としての機能向上を図ります。

商業・業務地

- ・出雲大社の表参道である神門通りは、市街地の中心を貫く都市軸と位置づけ、沿道地区の商業・サービス・観光機能の更新・強化を図ります。

- ・大鳥居・吉兆館周辺は、神門通り南の交流拠点として、観光機能の強化に努めます。

住宅地

- ・住居専用地域は、今後とも住居専用性の高い土地利用を誘導します。
- ・木造住宅が密集する住宅地では、建替え等を契機とする狭あい道路の整備を促進し、安全で快適な住宅地形成に努めます。

工業地

- ・工業地では工場の操業環境を確保するとともに、（県）大社立久恵線沿道や住宅地となっている区域については、現況土地・建物利用に基づいて適正な土地利用を誘導します。

農住共生地

- ・市街地（用途地域）の周辺部は農業振興地域に指定されていますが、集落の周辺や幹線道路沿道では宅地化が進行しており、農業生産環境と田園景観の保全に留意して土地利用の調和に努めます。

農地

- ・地域東部の国道431号と堀川に挟まれた優良農地や、地域南部の中荒木地区の一団の優良農地を保全します。

その他

- ・宇龍（日御碕）、鷺浦、鵜峠の3漁港を中心とした漁村集落の環境保全に努めます。

2) 都市施設等に関する方針

道路・交通

- ・市街地の環状道路を形成する（都）北荒木赤塚線、国道431号（（都）遙堪杵築線）の整備を促進します。
- ・神門通り（（都）神門中筋線）は、大社地域の観光回遊を支える路線として、また、地域を代表する景観を形成するシンボルロードとして整備を促進します。
- ・都市計画道路は、優先順位を検討しながら、未整備路線の整備を推進します。
- ・主要観光拠点間のアクセス整備による観光回廊構築のため、（主）大社日御碕線の整備を促進します。
- ・地域内の幹線市道は、幹線市道整備10カ年計画に基づき整備を行います。また、生活に密着した道路を主体に、生活環境道路改良事業により整備を行います。
- ・公共交通機関の維持・存続に向けて、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努めます。
- ・神門通り周辺において、観光ルート上の安全・快適な歩行者空間の創出を図ります。

公園・緑地

- ・県立浜山公園の機能充実を促進します。また、（都）奉納山公園の整備を推進します。

河川・下水道

- ・公共下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、河川の水質浄化や住環境の向上を図ります。
- ・日御碕地区・宇龍地区・鷺浦地区においては、漁業集落排水事業の整備を推進し、海域の水質浄化や住環境の向上を図ります。

- ・ 遙堪地区においては、今後とも農業集落排水施設の適正な維持・運営を図ります。

(3) 自然環境、景観と防災等に関する方針

自然環境

- ・ 北山の森林保全・育成、海岸沿いの防風林の保全に努めます。
- ・ 湊原海岸は、侵食対策事業を促進し、砂浜を安定させ、安全で美しい景観の海岸の保全を図ります。

景観

- ・ 出雲大社の表参道である神門通りは、シンボルロードとして、松並木を活かした景観形成に努めます。
- ・ 門前町の趣を活かした街並みや、出雲大社周辺の社家の通りなど、歴史・文化資源を活かした街並み景観を保全・育成します。
- ・ 築地松、堀川や旧大社駅等、大社地域の自然的、歴史的資源を活かし、個性的で魅力的な景観形成に努めます。
- ・ 日御碕(大山隠岐国立公園)をはじめ、稲佐の浜など美しい海岸線を活かした景観保全に努めます。

観光

- ・ 日御碕は、海洋レジャー拠点として機能を維持し、今後も観光等のPRに努めます。

防災

- ・ 砂防指定地における土砂災害の防止対策を促進します
- ・ 消防分署を移転新築し、消防力の強化・充実を図ります。

その他

- ・ 国宝出雲大社本殿、旧大社駅舎など、重要文化財が集中する地域であり、これらの保護整備に努めます。
- ・ 松くい虫については、出雲市松くい虫防除対策基本方針、シカについては、出雲市シカ対策基本計画に基づき、対策を実施します。

大社地域まちづくり方針図



凡例

| | | |
|---|--|--|
| <p> 地域界 都市計画区域 用途地域 ★ 歴史的・文化資源 </p> | <p>○土地利用</p> <p> 一般住宅地 商業・業務地 工業地 公園 </p> | <p>○交通</p> <p> 地域高規格道路 主要幹線道路 幹線道路 補助幹線道路 その他の主な道路 一畑電車 </p> |
|---|--|--|

第3章 実現に向けて

■まちづくりの進め方

の進め方について示します。

[市民と行政との協働によるまちづくり]

- 市民、事業者及び市は、それぞれの役割を踏まえ、相互に協働して、出雲らしいまちづくりに取り組みます。

[実現に向けた適切な制度、手法の活用]

- 都市づくりの整備方針等の実現に向けて、都市計画制度など適切な制度・手法を活用して、計画的なまちづくりを進めます。

[国や県など関係機関との連携]

- 国・県等の関係機関に都市計画マスタープランについての理解と協力を求め、まちづくり事業を円滑に進めます。

[時代の変化に応じた柔軟な取組み]

- 都市計画マスタープランは、時代の変化に応じ、市民の暮らしや意向、社会経済活動等の変化を十分に踏まえ、柔軟に見直しを行い、適切なまちづくりを進めます。

お問い合わせ先

■出雲市都市計画マスタープランをお見せしています。

[閲覧] 出雲市役所都市計画課、各支所都市計画担当課でご覧になれます。

■出雲市都市計画マスタープラン [本編] は、ホームページに公開しています。

ホームページ <http://www.city.izumo.shimane.jp/>

■お問い合わせ先

出雲市役所 都市整備部 都市計画課 〒693-8530 島根県出雲市今市町 70
TEL 0853 - 21 - 6744
FAX 0853 - 21 - 6792

資料編.

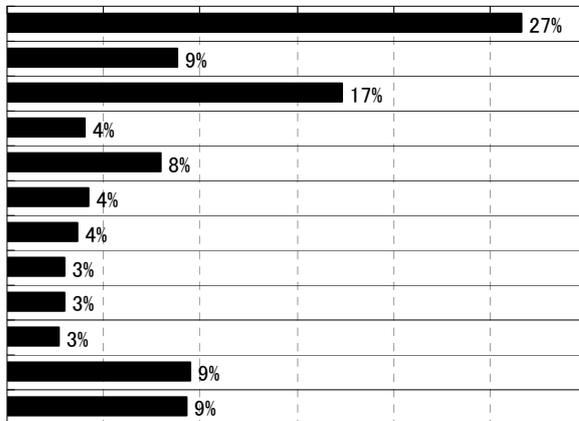
1. 市民アンケート結果の概要

《属性》

回答全体における地域毎の割合は、市全体の人口比と同様、出雲地域で約 6 割、平田地域で約 2 割、大社地域で約 1 割、湖陵・多伎・佐田地域でそれぞれ約 3%となっています。

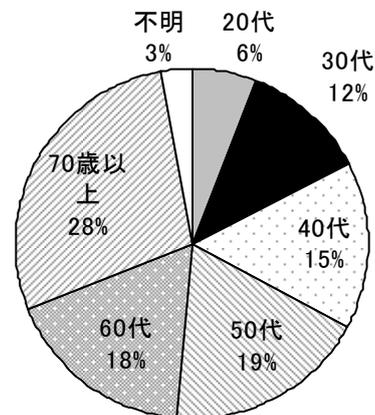


0% 5% 10% 15% 20% 25% 30%



- 1 出雲中央地域(今市、大津、塩冶、四絡)
- 2 出雲北部地域(高浜、川跡、鳶巣)
- 3 出雲西部地域(古志、高松、神門、神西、長浜、平成町)
- 4 出雲南部地域(上津、稗原、朝山、乙立)
- 5 平田中央地域(平田、灘分、国富)
- 6 平田東部地域(桧山、東、伊野、佐香)
- 7 平田西部地域(西田、鰐淵、久多美、北浜)
- 8 湖陵地域
- 9 多伎地域
- 10 佐田地域
- 11 大社地域
- 不明

- ・男女比は、「男性」4割、「女性」5割、「不明」1割です。
- ・年齢別の割合は、「70歳以上」が最も多く28%、「20代」は6%です。
- ・住まいの形態の割合は、「持家一戸建て」が約9割です。
- ・「今市地区」では、『分譲マンション』の割合が、「塩冶地区」「四絡地区」では、『民間の賃貸マンション・アパート』の割合が、他地区と比べ高くなっています。



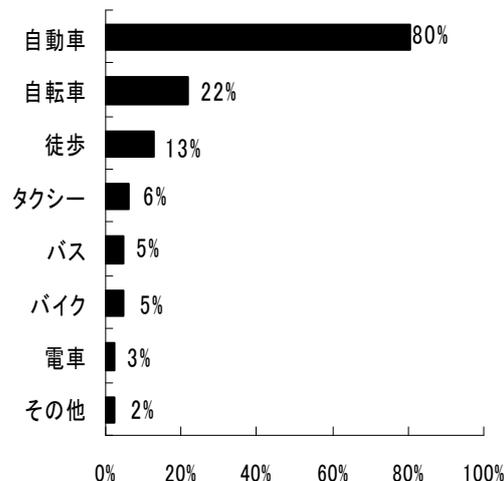
《主に利用する交通手段》(複数回答のため、合計は100%を超えています)

全体では、約8割の人が「自動車」を利用しています。

自動車以外では、「自転車」、「徒歩」が上位にあるもののそれぞれ22%、13%です。

「バス」、「電車」は、いずれも1割に満たない状況です。

年齢別では、60代、70歳以上の人は、「自動車」利用の割合が他の年代と比べて低く、その他「バイク」「バス」「自転車」「徒歩」の順で利用が多くなっています。



《本市での在住期間》

全体では、約8割の人が「20年以上」と回答しています。

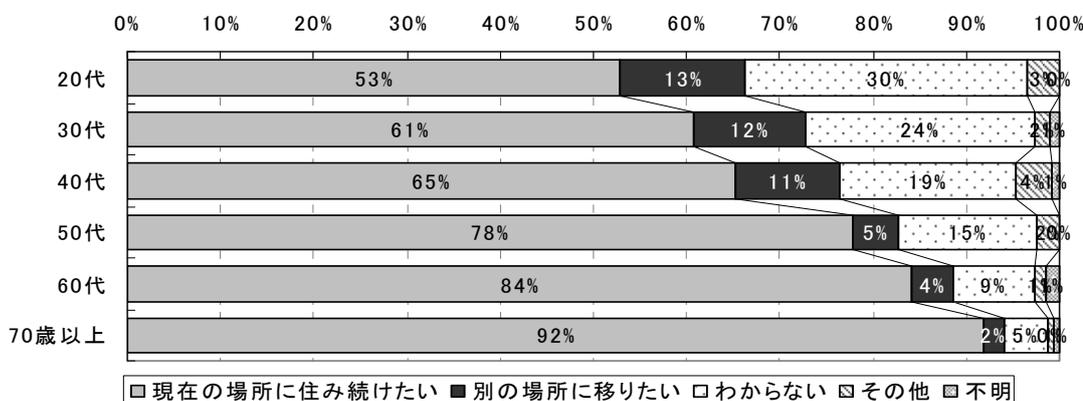
出雲地域の中心部では、「10年以上～20年未満」の割合が高く、湖陵地域では、「1年以上～5年未満」の割合が高くなっています。

「1年未満」の割合が高いのは、出雲中央地域の中でも特に「四絡地区」で、「1年以上～5年未満」の割合が高いのは、「塩冶」「高松」「鳶巣」「神門」「湖陵」「大社東(入南、菱根、遥堪)」等です。

《居住意思》

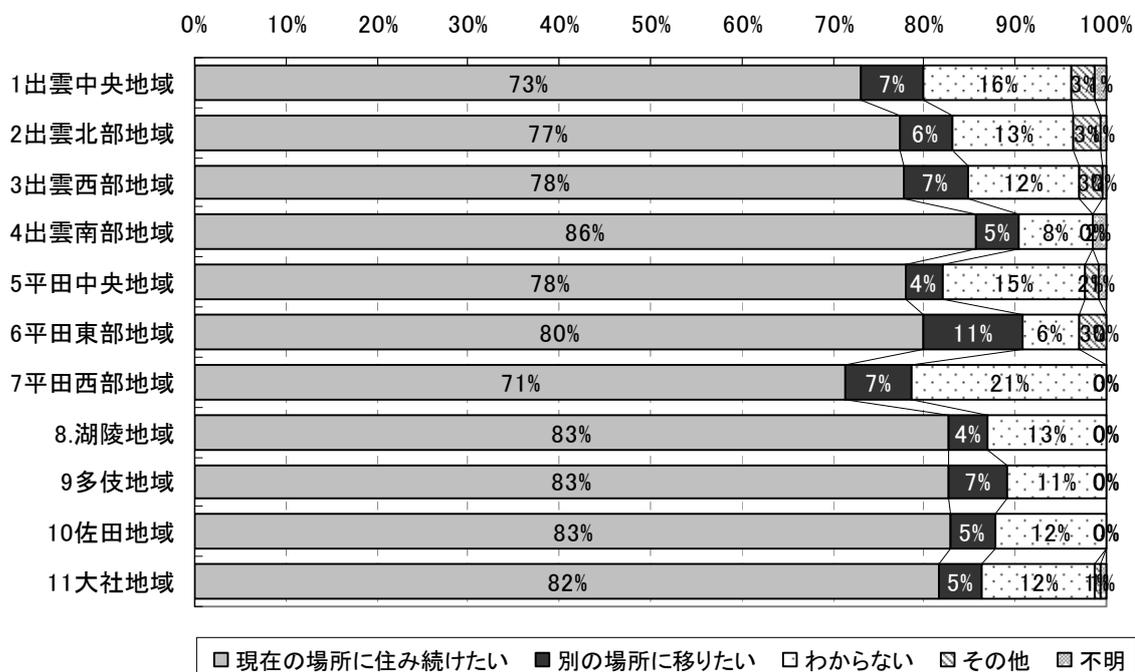
全体では、約8割の人が「住み続けたい」と回答しています。

「住み続けたい」と回答した人の割合は、年齢が高い人ほど高い一方、「別の場所に移りたい」とした割合は、若い世代で高くなっています。



地域別では、いずれも約7割以上の方が「住み続けたい」と回答しています。

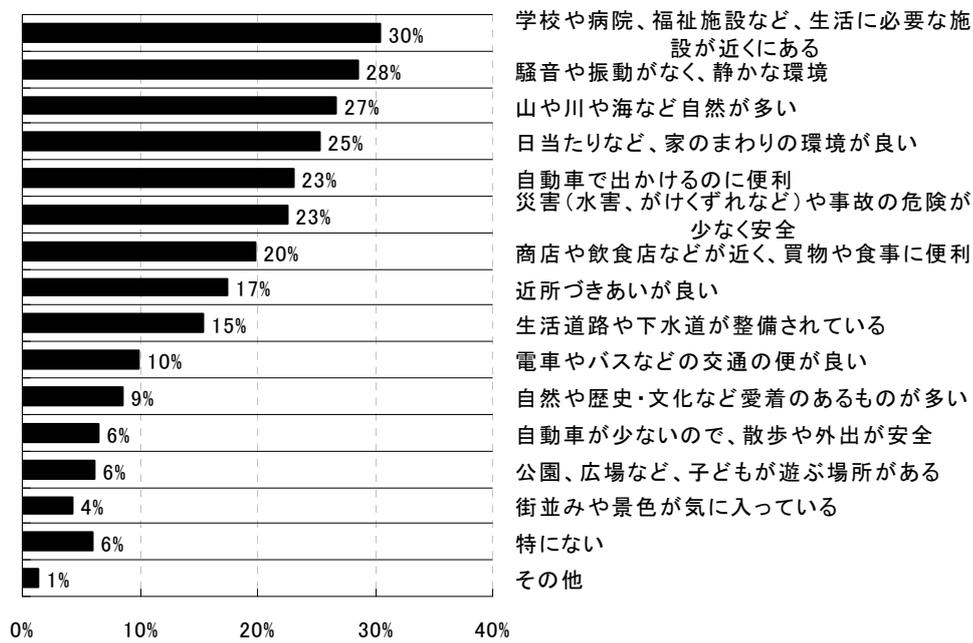
「別の場所に移りたい」と回答した人の割合が他地域と比べて高い地域は、「平田東部地域」、「平田西部地域」、「出雲中央地域」、「出雲西部地域」、「多伎地域」となっています。



《満足していること》 (複数回答のため、合計は100%を超えています)

全体では、約3割の人が「学校や病院、福祉施設など、生活に必要な施設が近くにあるから」と回答しています。その他、「生活環境や自然」、「自動車での移動や買い物の利便性」などが上位です。

地域別では、出雲・平田・大社の市街地を除く田園・山間地域で、「山や川や海など自然が多い」に関して満足している人の割合が高くなっています。

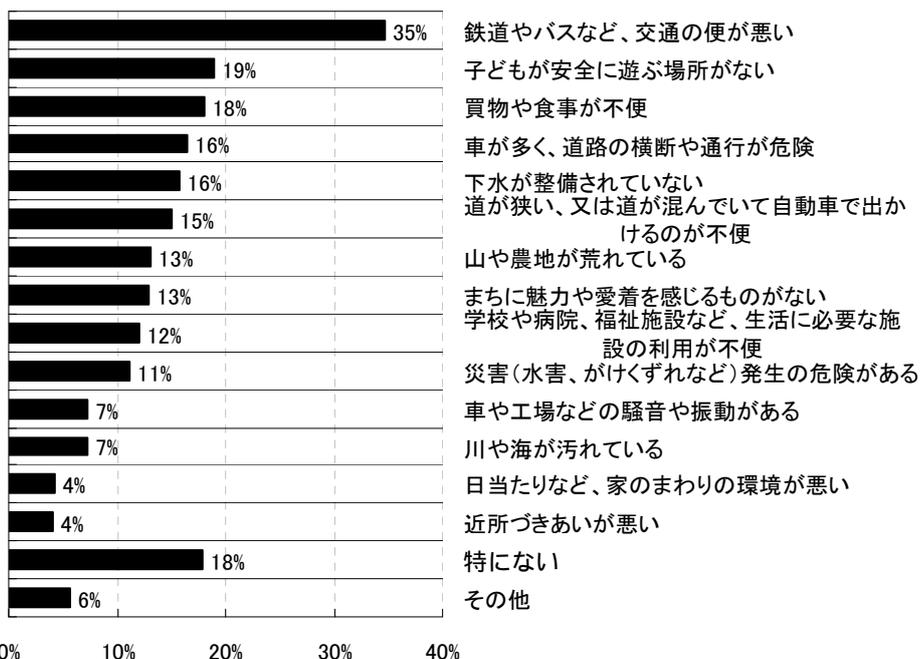


《不満に思っていること》(複数回答のため、合計は100%を超えています)

全体では、約4割の人が「鉄道やバスなど、交通の便が悪い」と回答しています。

その他、「安全に遊べる場所の不足」や「安全な歩行への不満」、「買い物や食事、自動車での移動の不便さ」などが続いています。

若い年代では、「利便性」に関する不満が多く、60代以上では、「山や農地の環境」や「安全性」に関する不満の割合が高くなっています。

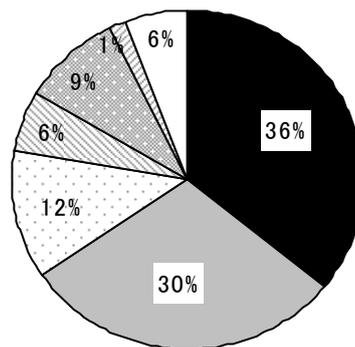


《市の将来について》(人口減少、高齢化の進行が予想され、コンパクトな都市づくりが求められている中、市街地の拡大をどう考えますか)

全体では、「良好な街づくりであれば拡大した方がよい」との回答が最も多く約4割を占めています。

次いで、「拡大は極力抑えた方がよい」と回答した人が約3割、「これ以上拡大しない方がよい」が約1割となっており、「拡大した方がよい」は、1割に満たない回答です。

地域別では、出雲・平田地域のうち、主に市街地を含む地区で、「今の市街地や住宅地の質の向上に努め、拡大は極力抑えた方がよい」と回答した人の割合が、他地域と比べて高くなっています。



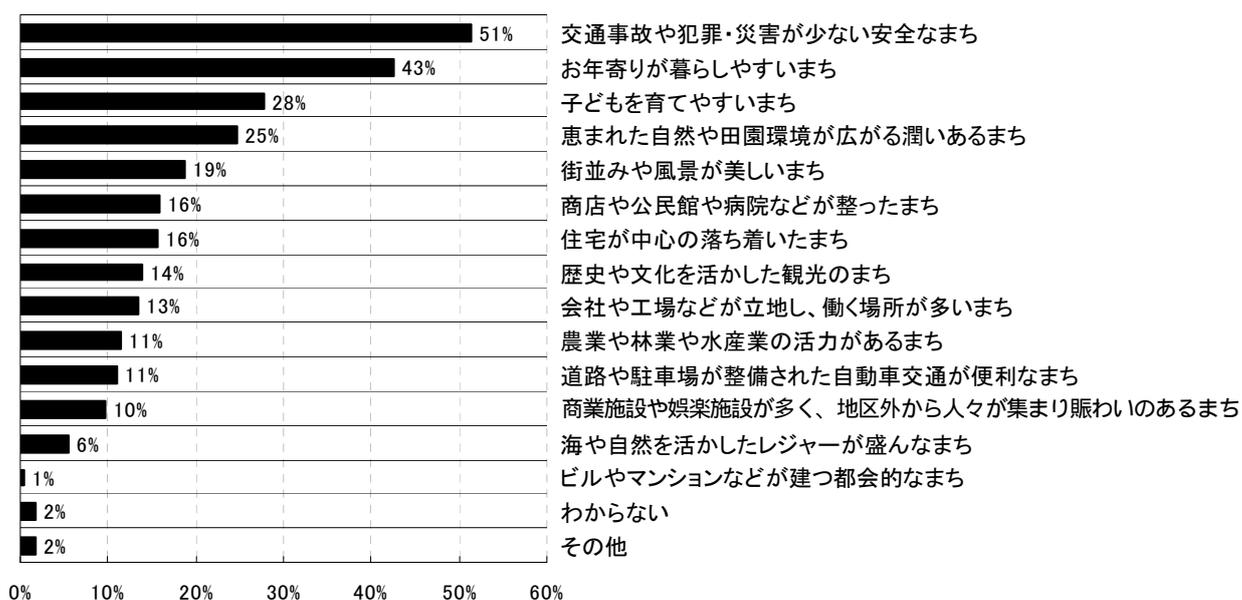
- 良好な街づくりであれば、市街地や住宅地を多少拡大した方がよい
- ▣ 今の市街地や住宅地の質の向上に努め、拡大は極力抑えた方がよい
- 市街地や住宅地は、これ以上拡大しないほうがよい
- ▣ 市街地や住宅地を、拡大した方がよい
- わからない
- その他
- 不明

《住んでいる地区の将来》（複数回答のため、合計は100%を超えています）

全体では、約5割の人が「交通事故や犯罪・災害が少ない安全なまち」と回答し、次いで約4割の人が「お年寄りが暮らしやすいまち」と回答しています。

地域別では、出雲北部地域や多伎地域で「恵まれた自然や田園環境が広がる潤いあるまち」との回答が約4割、大社地域で「歴史や文化を活かした観光のまち」との回答が約4割と高くなっています。

また、多伎地域では「海や自然を活かしたレジャーが盛んなまち」との回答が約3割と高くなっています。

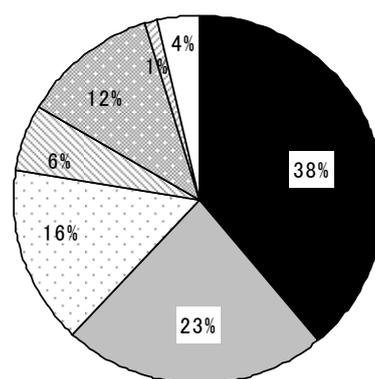


《土地利用規制》

全体では、「近隣トラブルが起きないように、開発や土地の使い方はある程度規制した方がよい」と回答した人が一番多く約4割を占めており、「規制した方がよい」「ルールを決めた方がよい」と回答した人を加えると、約2/3以上を占めています。

一方、「規制しない方がよい」と回答した人は、1割未満でした。

地域別では、「鰯淵地区」「大社北地区」など、いずれも優れた自然や歴史資源を有する地区で、「ある程度の規制が必要」との規制意向が強くなっています。

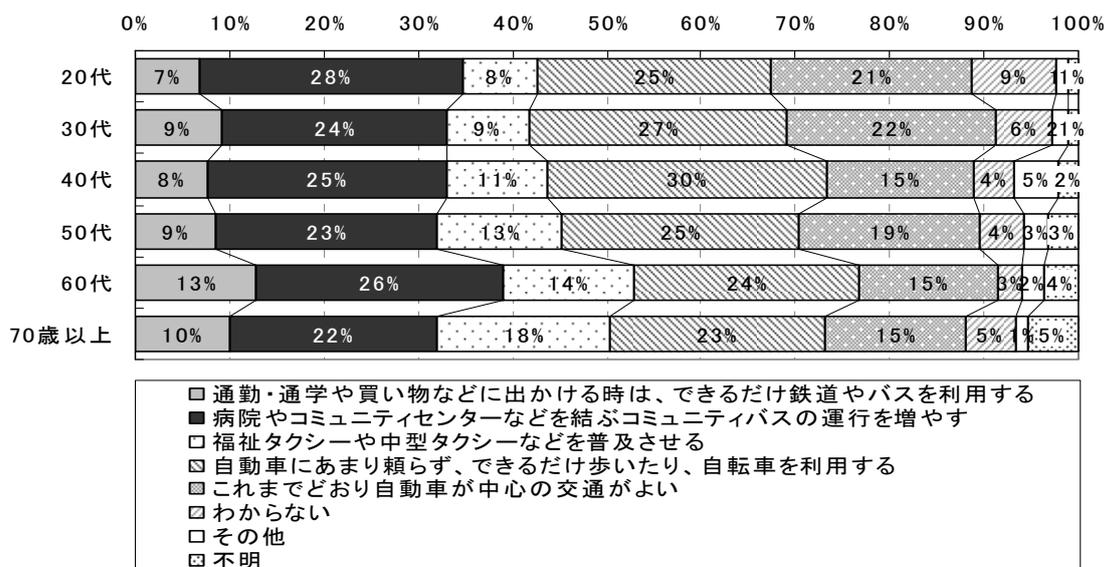


- 交通問題や日照問題などの近隣トラブルが起きないように、開発や土地の使い方はある程度規制した方がよい
- 宅地の開発や土地の使い方のルールを決めた方がよい
- 宅地などの開発や土地の使い方は規制した方がよい
- 開発や土地の使い方は規制しない方がよい
- わからない
- その他
- 不明

《これからの交通のあり方》

全体では、「自動車にあまり頼らず、できるだけ歩いたり、自転車を利用する」や「病院やコミュニティセンターを結ぶコミュニティバスの運行を増やす」といった自動車依存からの脱却に向けた意見がそれぞれ約3割と多い一方、「これまでどおり自動車中心の交通がよい」といった意見も約2割を占めています。

特に、「これまでどおり自動車中心の交通がよい」といった意見は、20代、30代の若い世代で割合が高く、「福祉タクシーや中型タクシーなどを普及させる」といった意見は、70歳以上で割合が高くなっています。



《道路整備のあり方》

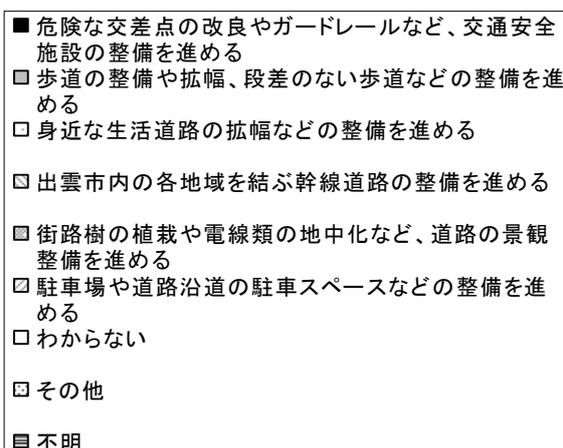
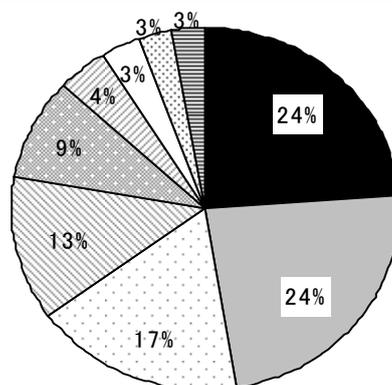
全体では、「交通安全施設の整備」や「段差のない歩道などの整備」、「身近な生活道路の拡幅」といった安全性や身近な生活道路に関する回答がいずれも約2割を占めています。

「幹線道路の整備」については、約1割程度となっています。

40代以下の若い世代では、「交通安全施設の整備」が、いずれも約3割と高くなっています。

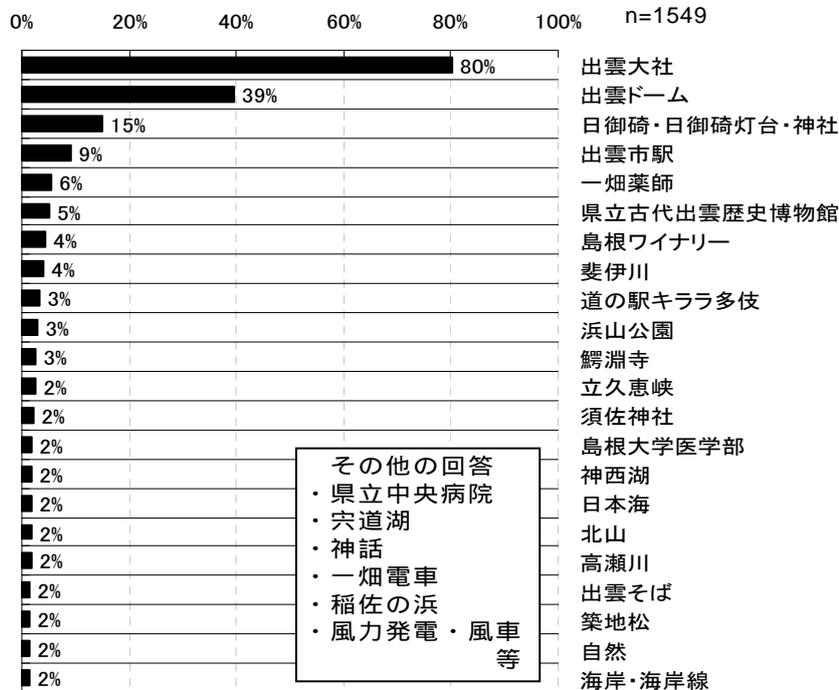
70歳以上では、「段差のない歩道などの整備」といったバリアフリーに関する回答が最も多くなっています。

地域別では、「出雲地域」では「段差のない歩道などの整備」の回答割合が高く、「平田地域（特に、内陸・山間地域）」では「幹線道路の整備」が高くなっています。「大社地域」では「身近な生活道路の拡幅などの整備」の回答割合が高くなっています。



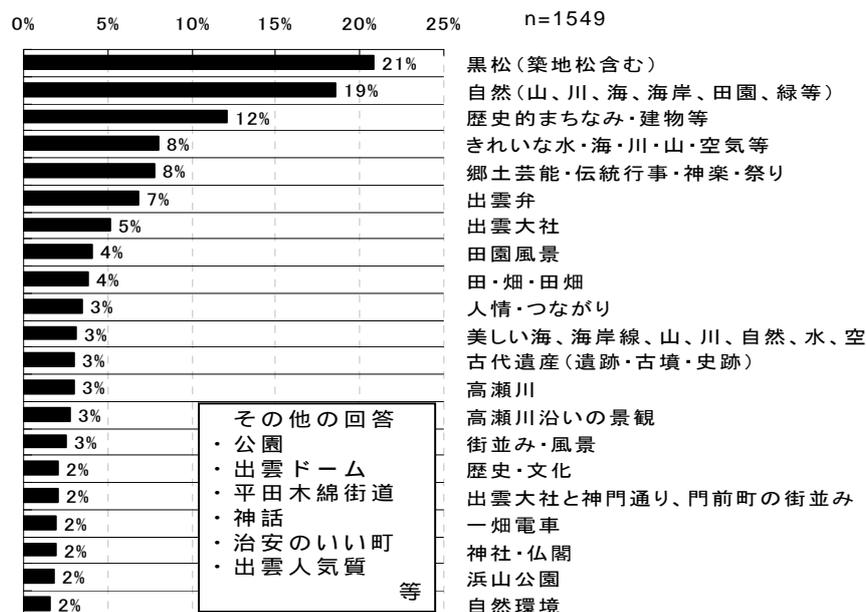
《市のシンボル》(3つまで記入してもらいました)

全体の約8割の人が「出雲大社」と回答しています。



《子孫へ継承したいもの》(3つまで記入してもらいました)

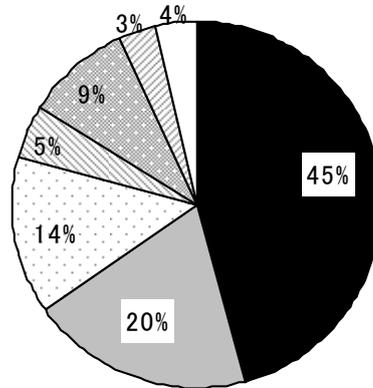
全体では、「黒松(築地松、神門通りの松等含む)」が最も多く約2割となっており、次いで「自然(山、川、海、海岸、田園、緑等)」が約2割、「歴史的なまちなみ・建物等」が約1割となっています。



《まちづくりへの関心度》

全体では、約7割の人が「まちづくりに関心がある」と回答しており、まちづくりへの関心度が高いことが分かります。ただ、まちづくりへの参加については、5割近い人が「関心はあるが、時間に余裕がないなどの理由で今は参加することが難しいと思う」と回答しています。

一方、「まちづくりに関心がない」と答えた人は1割未満となっています。

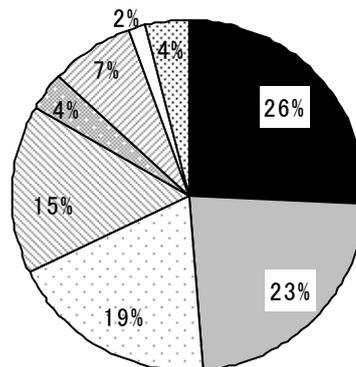


- 関心はあり、まちづくりに参加したいと思うが、時間に余裕がないなどの理由で今は参加することが難しいと思う
- 関心はあり、まちづくりに参加したいと思う
- 関心はあるが、まちづくりに参加したくない
- まちづくりに、関心がない
- わからない
- その他
- 不明

《協働まちづくりの取組み方》

全体では、約3割の人が「市民と行政が話合う機会や説明会を開催する」と回答しています。

次いで、「市民の自主的な活動や取り組みを行政が支援する」、「アンケートやインターネットにより市民の意見を募集する」が、それぞれ約3割、約2割を占めており、約7割の人が「積極的な取組み」と回答しています。



- 市民と行政が話合う機会や説明会を開催する
- 市民の自主的な活動や取り組みを行政が支援する(助成)
- アンケートやインターネットにより市民の意見を募集する
- まちづくりに関する情報や資料を行政が提供する
- 市役所にまちづくり相談窓口を設ける
- わからない
- その他
- 不明

《自由意見》

自由意見における代表的な意見を紹介します。

働く場所の確保、産業の振興等、若年層の流出を抑制し、人口の増加に向けた取り組みが必要。

J R 出雲市駅周辺の活性化が必要。街は中心部にコンパクトに集中させ、歩いて楽しみ、歩いて暮らせる街づくりが良い。

商業地、住宅地、農地等の区域を決めるなど、計画的な土地利用をして欲しい。

税金は、道路や河川の整備、人に優しいまちづくり等、市民の生活に密着した政策に有効に使って欲しい。

旧出雲市内だけでなく、地域間をつなぐ道路の整備など、他の地域も良くなるまちづくりをして欲しい。

渋滞解消、利便性向上、安全性向上などのため、幹線道路の整備をはじめ、生活に身近な道路を整備して欲しい。

高齢者の外出時の移動手段として、自家用車を使わなくても良いよう、バス等の公共交通の利便性を向上させて欲しい。

子どもが安心して遊べる公園・憩いの場の充実を図って欲しい。

山・川・海・田園といった今ある豊かな自然を大切にしたい街づくりをして欲しい。

災害、特に水害に強く、安全に暮らしていける出雲市であって欲しい。

出雲大社をはじめとする歴史遺産を活かした観光都市づくりを進めて欲しい。

子ども達の安全を守る町づくり、高齢者が住みやすい町づくり、子どもを育てやすい環境等、安心して暮らせる環境整備に力を入れて欲しい。

画一的な整備ではなく、地区の個性を残しながらの街づくりを期待します。

2. 出雲市の将来人口

本計画の上位計画である「21世紀出雲のグランドデザイン」では、目標年次（平成27年）の目標人口を約20万人、目標交流人口を約1,000万人としています。

一方、わが国の人口は、国立社会保障・人口問題研究所が推計した日本の将来人口（平成18年12月推計）では日本の人口は既に減少局面に入っており、今後も減少傾向が続くと予想しています。

また、平成17年国調では、出雲市の人口は初めて減少に転じました。

これらの状況を踏まえ、本計画では、グランドデザインの目標人口、平成17年国調データに基づく国立社会保障・人口問題研究所の出雲市の将来人口推計結果等を総合的に検討し、都市づくりの指標となる目標年次（平成40年）の人口を設定します。

1. 出雲市の将来人口推計

日本の将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所は、平成17年国勢調査の第一次基本集計結果、ならびに同年人口動態統計の確定数が公表されたことを踏まえ、これらに基づいた新たな全国将来人口推計を行っています。

推計結果は、下表のとおりであり、将来は人口減少社会となることが予想されています。

日本の将来人口推計（平成18年12月公表）

| | 平成17年 | 平成42年 | 平成62年 | |
|------|-----------|-----------|---------|--|
| 高位仮定 | 1億2,777万人 | 1億1,835万人 | 1億195万人 | |
| 中位仮定 | 1億2,777万人 | 1億1,522万人 | 9,515万人 | |
| 低位仮定 | 1億2,777万人 | 1億258万人 | 8,997万人 | |

* 将来の出生推移を、高位、中位、低位の3仮定を設定

島根県の将来人口

島根県の人口は、昭和60年以降減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所によると、島根県の将来人口を下表のとおり推計しています。

なお、この推計人口は、平成18（2006）年12月に公表した「日本の将来推計人口（死亡中位・出生中位）」（上表の推計値）に合致します

島根県の将来人口推計（平成19年5月公表）

（人）

| | 平成17年 | 平成27年 | 平成37年 | 平成42年 | |
|-----|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 島根県 | 742,223 | 688,326 | 622,262 | 588,208 | |
| 指数 | 100 | 92.7 | 83.8 | 79.2 | 平成17年を100 |

日本の市町村別将来推計人口 / 平成 20 年 12 月推計 (国立社会保障・人口問題研究所)

国立社会保障・人口問題研究所は、平成 17 年 (2005 年) の国勢調査を踏まえ、「日本の将来推計人口」「日本の都道府県別将来推計人口」を公表していますが、このたび、都道府県別推計に基づいた「日本の市町村別将来推計人口」を公表しました。

推計結果は下表のとおりです。

出雲市の将来人口

(人)

| | 平成 17 年 (2005 年) | 平成 22 年 (2010 年) | 平成 27 年 (2015 年) | 平成 32 年 (2020 年) | 平成 37 年 (2025 年) | 平成 42 年 (2030 年) | 平成 47 年 (2030 年) |
|-----|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 出雲市 | 146,307 (100.0) | 144,034 (98.4) | 140,618 (96.1) | 136,253 (93.1) | 131,322 (89.8) | 126,076 (86.2) | 120,452 (82.3) |
| 島根県 | 742,223 (100.0) | 716,858 (96.6) | 688,326 (92.7) | 656,208 (88.4) | 622,262 (83.8) | 588,208 (79.2) | 553,792 (74.6) |

* () は指数 (2005 年 = 100)

これによると、出雲市の人口は、平成 17 年 (2005 年) 人口をピークに、減少傾向となり、平成 37 年 (2025 年) の人口は、131,322 人と推計しています。

これは、平成 17 年人口を 100.0 とした場合、89.8 に相当し、20 年間で約 1 割 (14,985 人) 減少するという推計となっています。

島根県内の市町村では、唯一、東出雲町 (116.5) が人口増加と推計されていますが、他の市町村はすべて減少すると推計されています。

また、出雲市の 20 年間の減少率は、島根県平均値 (83.8) を上回っており、減少率は斐川町 (95.9) に次いで 2 番目に小さい値となっています。

したがって、都市計画マスタープランの目標年次である平成 40 年の人口は、約 126,000 ~ 131,000 人と推測されます。

出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) における出雲市の将来人口

出雲都市計画区域マスタープラン (島根県、平成 20 年 4 月決定) では、「2. 区域区分の決定の有無」において、出雲市の将来人口は以下のとおり行政人口は微減で推移すると定められています。

出雲市及び斐川町の行政区域人口は近年まで増加傾向を示していたが、今後は、少子高齢化の影響から、行政区域人口については微減で、都市計画区域人口については横ばいで推移すると考えられる。よって、総合的に判断すると、本区域における市街化圧力はあまり高いとは言えない状況となっている

2. 出雲市の将来人口

出雲市の将来人口は、前述のとおり「21世紀出雲のグランドデザイン」では、平成27年の目標人口（200,000人）を定めています。

都市計画マスタープランの目標年次である平成40年の人口については、現在、上位計画では定められていないことから、将来人口推計結果を参考に設定します。

目標年次（平成40年）の将来人口

都市計画マスタープランの目標人口は、147,000人とします。

目標年次の将来人口の考え方

出雲市では、「21世紀出雲のグランドデザイン」の将来人口（平成27年200,000人）を目標として、都市づくりを進めています。

また、人口推計結果では、約128,000人～129,000人（平成40年）と推計されていますが、現在、人口減少を食い止め現人口を維持することを目標として各種施策を展開していることを踏まえ、平成40年人口は、平成17年人口を目標として147,000人と設定します。

なお、次期総合計画（グランドデザイン）で新たな目標人口の設定が行われた時点で、都市計画マスタープランの目標人口の見直しを行い、整合をはかるものとします。

目標人口に対する都市づくりの考え方

平成17年国調の地区別人口を見ると、平成12年からの5年間では、土地区画整理事業施行地区や市街地中心部（今市地区）等で人口が増加しており、それまでの10年間と人口増減傾向が変化しています。

このことから、総人口は減少するものの、出雲市内では人口の移動が予想されることから、人口動態に対応した都市づくりが必要となると考えられます。

したがって、市街地中心部、基盤整備済市街地、田園地域等、地域特性に応じた住宅地の配置、居住環境の形成を図っていく必要があります。

また、世帯数は当面増加することが予想されており、新たな住宅地需要への対応も必要と考えられます。

都市計画マスタープランでは、将来人口を目標として市内の人口動態を踏まえ、住宅地の配置等土地利用の方向性を定めるものとします。

3. 地域別懇談会での意見および回答

1. 地域別懇談会について

市内を11地域に区分し、各地域において、平成21年2月28日～3月30日の間、都市計画マスタープランの懇談会を開催しました。各地域での役員(自治協会長、商工会関係者、地域協議会関係者、土木委員長、農業委員、コミュニティセンター長)へ出席をご案内しました。

また、中心市街地の商店関係者との懇談会を別途開催しました。

2. 意見および回答の取りまとめ表について 項目を説明します。

(1) 意見分類

次の項目に分類しています。

- A. 全体...全体の方向性(全体構想)に関する意見(目標、人口等)
- B. 他地域...他地域(全地域・類似地域)に関連する意見
- C. 隣接地域...隣接地域と関連する意見
- D. 各地域...各地域の方針等に関する意見
 - a. 土地利用
 - b. 都市施設
 - c. 自然環境・景観等
 - d. その他

(2) 地域

各地域懇談会の略称とし、出中(出雲・中央地域)、出北(出雲・北部地域)、出西(出雲・西部地域)、出南(出雲・南部地域)、平中(平田・中央地域)、平西(平田・西部地域)、平東(平田・東部地域)、佐田(佐田地域)、多伎(多伎地域)、湖陵(湖陵地域)、大社(大社地域)、中市街(中心市街地)としています。

(3) 意見

各地域別懇談会での意見について、要旨を記載しています。

(4) 回答

事務局による回答を示しています。

地域別懇談会 意見および回答 (A.全体)

| | 地域 | 意見 | 回答 |
|-----|----|--|--|
| A.1 | 出中 | <p>国の機関（国立社会保障・人口問題研究所）の公表では、出雲市の将来人口は126,000人となっているのに対して、将来人口（147,000人）は疑問である。</p> | <p>市ではグランドデザインでは将来人口を20万人と設定しており、人口問題研究所の推計値と整合していないが、都市マスでは政策的な背景を含め現状維持（147,000人）と考えている。松江市では、やはり総合計画に基づいて目標人口は高めに設定されている。</p> <p>参考意見とする。</p> |
| A.2 | 出南 | <p>国道9号バイパスが混んでいるため、山陰自動車道の利便性の向上を図るべき。そのために、斐川ICと出雲ICの中間に出雲東IC（仮称）の設置を検討すべきである。</p> | <p>斐川IC～出雲IC間は、この区間13.6kmに、橋梁8橋、トンネル6本があり、これら橋梁とトンネルが区間の約70%占めており、接続箇所には道路の構造上の制約がある。</p> <p>また、料金体系や周辺道路の整備を含めた経費、さらに整備方法、将来の採算性、管理運営方法など総合的に検討する必要がある。</p> <p>斐川IC～出雲IC間のインターチェンジ整備については、供用後における出雲インターチェンジの利用状況、一方で、出雲インターチェンジ以西の進捗状況も見据えながら、将来的な検討課題と考えている。</p> |

地域別懇談会 意見および回答 (B.他地域)

| | 地域 | 意見 | 回答 |
|-----|----|---|--|
| B.1 | 出西 | 合併後の各地域のつながりが重要であり、道路網を整備してもらいたい。 | 地域内の幹線市道は、第1次幹線市道整備10カ年計画に基づき整備を行う。 |
| B.2 | 出西 | 地域区分は、合併前の地域区分であり旧態依然という感じである。合併したということと20年後を構想するのであるから地域区分を見直すべきである。例えば、神西湖については湖陵と話し合いを持った方が良い。 | 合併直後に作成する都市マスであるため、このような区分とならざるを得ない。今後の検討課題とする。 |
| B.3 | 大社 | 土地利用についてだが、都市計画と農振との関係はどうなっているのか。 | 出雲市では、市街化区域、市街化調整区域は定めていない。用途地域が指定されている場所では、それぞれの用途にあった土地利用を誘導している。 農振地域において、優良農地は積極的に保全していく。 |

地域別懇談会 意見および回答 (C.隣接地域)

| | 地域 | 意見 | 回答 |
|-----|----|---|--|
| C.1 | 出西 | 立久恵峡、佐田地域との連携を強化するため、県道大社立久恵線の整備を進めるべき | 県道大社立久恵線の乙立町から芦渡町の区間は、道路幅員が狭く、待避所もほとんど整備されていない道路である。しかし、地域の一体化を促進する重要な道路であるため、早期事業化を求め、島根県に対し、継続して要望を行っている。 |
| C.2 | 平西 | 大社、鱒淵寺、一畑薬師といった、現在ある観光資源を、トンネル等を活用してうまく活用すべきである。阿国座より、トンネルの方が先ではないか。 | 主要地方道大社日御崎線については、平成6年度から改良工事に着手し、赤石トンネルを含む450m区間を平成15年までに改良した。残る1号トンネル(二俣トンネル付近)を含む450mについては公共事業費の削減により事業休止となった。 一方、県道鱒淵寺線は、河下(別所)町の改良整備、国富町の歩道整備について、島根県に対し継続して要望を行っている。 |
| C.3 | 平東 | 地域高規格道路は、将来どうなるかわからないのなら、載せない方法もある。 | 地域高規格道路 境港出雲道路については、東林木バイパス以东は未だルートも決まっていない状況である。市としては、平田地域の重要な路線と位置づけ、知事への重点要望や期成同盟会で働きかけている。 今後とも引き続き、早期にルートが決定するよう、県に対して強く働きかけていく。 |
| C.4 | 佐田 | 特に、184号は、山陽方面(広島)から出雲大社への最短ルートであり、大社立久恵線の整備を推進してほしい。湖陵掛合線(才谷トンネル)の整備だけで終わったということでは困る。 | 【C.1と同じ】 |
| C.5 | 大社 | 優良農地の保全が遥堪地域などにあるが、出雲地域との関係はどうなっているのか。こういった説明会の時には、隣地部分が分かるようにしてほしい。 | 地域別構想は、隣接地域との整合を図っている。パブリックコメント募集の際には、地域別構想を一括掲載する。 |

地域別懇談会 意見および回答 (D. 各地域)

| | 小分類 | 地域 | 意見 | 回答 |
|-----|---------|----|---|---|
| D.1 | a. 土地利用 | 出南 | 都市計画区域に指定しないでほしい。 | 平成 20 年 4 月に、都市計画区域として必要な区域を拡大しており、当分の間拡大の予定はない。 |
| D.2 | b. 都市施設 | 出西 | 神西湖に流れ込む河川が整備されないため、通学路等の道路整備もすすまない。河川整備を進めてほしい。 | 十間川改修事業については、流域の治水対策にあわせ、神西湖の環境保全対策も必要である。一日も早い事業促進を県に要望している。 |
| D.3 | b. 都市施設 | 出西 | アンケート調査も同じであるが、西部地域では、誰もが生活環境の向上を願っている。そのためには、下水道の整備が必要であり、早急に整備を進めてほしい。市街地形成と位置づけている西出雲駅南も下水道が整備されていることが必要である。 | 公共下水道の整備は、出雲、平田、湖陵及び大社地域の 4 地域で地域のバランスを勘案しつつ事業を展開しています。このうち、出雲地域においては、現在、塩冶、四絡、大津地区などの中心市街地である用途地域内の整備推進に鋭意取り組んでいます。 西部地域の用途地域外の区域は、出雲地域の用途地域内の整備が概ね完了してから公共下水道の事業着手を予定しています。 |
| D.4 | b. 都市施設 | 出西 | インター線の沿線は、雇用場となる産業や住宅地整備に最適な場所であり、道路、河川、神西湖とともに重点項目として取り上げてほしい。 | 出雲インター線は山陰自動車道へのアクセス道路として、H21 末の供用開始にむけ整備が進められている。今後、交通量の増加等交通形態の変化が見込まれる。 参考意見とする。 |
| D.5 | b. 都市施設 | 出西 | 西新町の 230 戸の新築住宅は下水道が整備されたが、旧道沿いの集落では下水道が未整備で格差がある。 | 公共下水道の整備は、出雲、平田、湖陵及び大社地域の 4 地域で地域のバランスを勘案しつつ事業を展開しています。このうち、出雲地域においては、現在、塩冶、四絡、大津地区などの中心市街地である用途地域内の整備推進に鋭意取り組んでいます。 旧道沿いの用途地域外の区域は、出雲地域の用途地域内の整備が概ね完了してから公共下水道の事業着手を予定しています。 なお、西新町の 230 戸の新築住 |

| | | | | |
|------|--------|----|--|--|
| | | | | 宅については、当時の開発協議により、開発者負担で合併浄化槽を設置されており、公共下水道の整備は行っておりません。 |
| D.6 | b.都市施設 | 出中 | 赤川は区画整理区域内については整備されたが、大正橋から9号バイパス間は未整備である。整備推進委員会（地元）が市へ陳情しているが、都市計画マスタープランで長期的な見通しを示してほしい。 | 本市では、慢性的な浸水被害を解消し、自然災害から市民の生命・財産を守るため、安全、安心な防災都市の整備を目指している。また、赤川などの県管理河川について、改修事業の推進を県へ要望している。 参考意見とする。 |
| D.7 | b.都市施設 | 出中 | 大津地区は、JR線と一畑電車により南北が分断されている。安全上の課題として鉄道高架が必要と考えられるが記述がない。 | 連続立体交差事業第二期工事については、平成23年3月までに方向性を県にて見出すこととされている。早期の第二期工事着手の検討、整備スケジュールの提示について、県に要望しているところである。 |
| D.8 | b.都市施設 | 出中 | 都市計画道路の具体的な見直しについて聞きたい | 長期未着手の都市計画道路について、投資効果・緊急性など、優先度を考えながら、計画の見直しも含め、今後の整備を検討していく。 |
| D.9 | b.都市施設 | 出中 | 山陰自動車道が整備中であるが、出雲IC、斐川ICともに中央地域からは利用しづらい。以前にもランプの設置を要望した経緯があるが、既に遅かった。今後ランプ等設置の検討が必要なのではないか？ | 【A.2と同じ】 |
| D.10 | b.都市施設 | 出南 | 出雲・南部地域の4地区は同じ状況で、幹線道路の整備推進が必要である。 | 国道184号、主要地方道出雲三刀屋線、主要地方道出雲奥出雲線、県道大社立久恵線については、島根県に対し、継続して要望を行っている。 以下要望内容。 ➤ 国道184号(朝山町～所原町) 宇比多岐トンネル改良 ➤ 出雲三刀屋線(船津町・上塩冶町) 改良整備 ➤ 出雲奥出雲線(野尻町) 改良整 |

| | | | | |
|------|--------|----|---|---|
| | | | | 備 ➤ 大社立久恵線(乙立町～芦渡町)改良整備 |
| D.11 | b.都市施設 | 出南 | 神戸川の災害復旧工事は一応終了の予定と聞いているが、本格改修を期待する。 | 神戸川上流部(所原地区)において河川改修事業が現在行われている。整備促進を地域別構想へ記載した。 |
| D.12 | b.都市施設 | 出南 | 南部地域は、まちの中心部にアクセスする幹線道路が少なく交通利便性が悪いので、出雲奥出雲線の整備を推進してほしい。 | 主要地方道出雲奥出雲線については、野尻町地内で道路改良整備を実施中である。今後も、島根県に対し早期完成に向け継続して要望を行っていく。 |
| D.13 | b.都市施設 | 出北 | 出雲・北部地域は南北道路の整備が必要とあるが、一畑電車が南北方向の移動の障害となり地域を分断している。 | 踏切統廃合については、住民や事業者の合意が必要であり、今後の検討すべき課題であると考えている。参考意見とする。 |
| D.14 | b.都市施設 | 出北 | 公共交通が重要とするなら、利用客の増加や利便性の向上のため川跡から高浜、高浜から遥堪までの新駅の設置等を検討すべきではないか。 | 駅の新設については、住民や事業者の合意が必要であり今後の検討すべき課題であると考えている。参考意見とする。 |
| D.15 | b.都市施設 | 出北 | 生活道路が狭いため、小さな交通事故も発生・増加しているが、行政対応が十分出来ていない。 | 生活道路については多くの要望があり、随時、優先順位をつけて対応していきたい。 |
| D.16 | b.都市施設 | 大社 | 吉兆館から西側は、楽に車で走る事ができるようになったが、夏は盆踊りにでも使うのではないかと思った。 | 北荒木赤塚線は、自転車と車椅子どうしのすれ違いが可能となるような幅員で整備した。 |
| D.17 | b.都市施設 | 大社 | (北荒木赤塚線は)樹木が茂ってきたら良くなるかも知れないが、最初出来た時は良いとは思わなかった。大社のまちに本当に必要なのか、という気がする。 | 北荒木赤塚線は、神門通り及び国道431号に集中する交通量を分散させる機能を持ち、出雲大社周辺の交通混雑を解消するためにも必要である。 |
| D.18 | b.都市施設 | 大社 | 国道431号線バイパスを生活道路として整備をして欲しい。交通量も多く、遥堪地区へ抜ける、県道斐川出雲大社線へ抜けるために必要だと思う。 | 国道431号バイパスについては、今後検討していく。 |

| | | | | |
|------|------------|----|---|---|
| D.19 | b.都市 施設 | 大社 | 国道 431 号バイパスは、大社町の環状道路になるので、整備して欲しい。 | 【D.18 と同じ】 |
| D.20 | b.都市 施設 | 平西 | 平田・東部地域では、斐川一畑大社線の話が出ると思うが、西部地域も表現すべき事ではないか。 | 主要地方道 斐川一畑大社線については、唯浦町でトンネル補修、猪目町で改良整備の要望を、島根県に対し継続して行っている。 平田西部と東部の地域別構想に、幹線道路整備の促進を記載する。 |
| D.21 | b.都市 施設 | 平中 | この計画は 20 年先という事だが、灘分は住宅が建ってきているので、地域高規格道路の計画は、見通しでも、住民に早めに出す必要があるのではないか。 | 【C.3 と同じ。】 |
| D.22 | b.都市 施設 | 平中 | 431号バイパスの問題については、要望を聞いて頂いてもう着手すると聞いているが、聞いているか。聞いていないのは問題である。 | 【C.3 と同じ。】 |
| D.23 | b.都市 施設 | 平中 | 西代京塚線は、昭和 27 年に都市計画決定を行ってから一向に進まない。整備要望の署名をこのたび集めた。12m の幅を縮小してでも早く改良して欲しい。 | 長期未着手の都市計画道路について、投資効果・緊急性など、優先度を考えながら、計画の見直しも含め、今後の整備を検討していく。 |
| D.24 | b.都市 施設 | 平中 | 雲州平田船川は、県の工事で川の流れている所を 1/3 ほど縮小し、流れを良くしてゆらり付近まで遊歩道等を作るという事だが、美装化と併せて進めて欲しい。 | 雲州平田船川については、河川環境に配慮した市街地河川としての整備を促進することし、地域別構想に記載する。 |
| D.25 | 景観 | 大社 | 景観の保全、建物を壊さないということ、それを活用して支える人材の育成。それをサポートするものは何もないのか。 | 良好な景観を創造していくためには、行政はもちろん、市民・事業者一人ひとりが、景観に対する関心を高め、連携と協力によりまちづくりを進めていくことが必要と認識している。 そこで市においては、昨年度から「出雲市まちづくり景観賞」を創設 |

| | | | | |
|------|---------|----|---|--|
| | | | | し、優秀な建築物・工作物や景観向上のための自主的活動などに対して表彰を行うこととし、良好な景観形成に関する理解と意識の醸成を図っている。 |
| D.26 | c. 自然環境 | 湖陵 | 西浜の海岸の浸食が激しい。国交省に説明したが、事業実施には至っていない。 | 海岸線の保全・復元については県に要望しており、地域別構想（出雲西部、湖陵、多伎、大社、）に記述を追加する。 |
| D.27 | c. 自然環境 | 湖陵 | 神西湖、差海川、十間川は防災のため整備を進めてほしい。差海川の放水路計画にかわり差海川の現河川の改修で対応することになったので、早く事業を進めてほしい。 | 【D.2と同じ】 |
| D.28 | c. 自然環境 | 湖陵 | 都市計画マスタープランは都市計画を立てるためのプランであることから、1つ追加してほしい。西浜海岸は、砂浜がなくなっている、県が護岸堤の計画を立てているが、事業は進んでいない。海岸線の保全を入れてほしい。 | 海岸線の保全を地域別構想（湖陵）に記載する。 |
| D.29 | c. 自然環境 | 出南 | （稗原）ダム周辺では下草刈りが行われているが、当初の計画の様に水辺を利用してもらいたい。 | 稗原ダムは、農業用水の安定供給を目的として建設されたものであり、安全面を考え、水辺の利用は想定していません。 |
| D.30 | c. 自然環境 | 出南 | 小野川ではホタル観賞会を開催しており、立久恵峡観光客も参加している。小野川をきれいにするというを書き込んでもらいたい。 | ゴミ対策、水質浄化、環境保全など、川をきれいにする方策は多方面にわたる検討が必要である。参考意見とする。 |
| D.31 | c. 自然環境 | 出南 | 河川・水辺空間の整備とあるが、稗原川は自然護岸が相当残っており、これらの自然を活用した方が良くも思っているが川に近づけない。河川周辺のブッシュの伐採や遊歩道などの整備を進めてほしい。 | 参考意見とする。 |
| D.32 | c. 自然環境 | 出南 | 稗原ダムが完成して農業用 | 稗原ダムは、農業用水の安定供給 |

| | | | | |
|------|----------|----|--|--|
| | 環境 | | 水として給水が始まったが、水辺観光にダムの水の有効活用をしてほしい。 | を目的として建設されたものであり、目的外の水の利用は出来ません。 |
| D.33 | c. 自然環境 | 平西 | 河下港と、斐川ICとの連携とあるが、出雲の中心部に向かって北山にトンネルを作るなどして出雲ICとの連携をとっていく都市計画とすべきではないか。河下港をもっと活かすべきである。 | 河下港へのアクセスは、鱒淵寺線、十六島・直江停車場線の整備を県に要望しており、今後とも一層の整備促進を働きかける。 |
| D.34 | c. 自然環境等 | 出西 | 外園海岸の侵食が激しく、景観保全の前に海岸保全が必要である。海岸保全を構想に追加してほしい。 | 【D. 26 と同じ】 |
| D.35 | 自然景観 | 平西 | 平田船川上流の整備とあるが、西田放水路の計画が残っていると考えると良いのか。放水路が残っているなら、書いて欲しくない。 | 放水路建設は、多額の建設費、漁業問題、環境への影響等多くの課題があり、早い事業効果が望まれる中、将来計画とされた。よって、平田船川上流部の整備について、現時点では記載を見送ることとする。 |
| D.36 | d. その他 | 湖陵 | 湖陵病院跡地の利用は定住のための住宅が望ましい。単なる分譲ではなく、菜園付き住宅や老若男女が交流できる施設づくりを進めてほしい。定住者対策として住宅価格も、若い世代が購入できるような価格設定、補助等が必要である。 | 湖陵病院跡地の利活用は、定住促進など本市湖陵地域の活性化に大きなウエートを占める。県に対し、病院跡地について、地域の活性化に資する開発・整備をしていただくよう働きかけている。このような整備の方向性を地域別構想に記載する。意見は参考としたい。 |
| D.37 | d. その他 | 佐田 | 先ほどの説明で、才谷トンネルを通るバスルートは削除といったが、名前を出さないのならば新ルートを検討してほしい。 | 本ルートへのバス運行については、検討委員会で見送られている。参考意見とする。 |
| D.38 | d. その他 | 佐田 | 国道 184 号が主要幹線道路に位置づけられているが、県道湖陵掛合線または県道大社立久恵線を主要幹線道路に位置づけてほしい。 | 主要幹線道路は広域交通を処理する骨格路線、幹線道路は都市県内交通を処理する骨格路線としている。両路線とも幹線道路と位置づけている。 |
| D.39 | d. その他 | 佐田 | 佐田地域に住宅を建てようというような人はいないので | 都市計画サイドのマスタープランとして、出雲市全体の視点で作成 |

| | | | | |
|------|-------|----|---|---|
| | | | はないか。出雲市全体の視点に立ってマスタープランをつくってほしい。 | している。 |
| D.40 | d.その他 | 出西 | 日常生活を支えるためには交通の利便性の確保が必要である。交通手段の確保について構想に追加してほしい。 | 公共交通機関の維持を図るため、住民・事業者・行政が一体となった利用促進に努める。 |
| D.41 | d.その他 | 出中 | 商業の活性化が書かれていないが、商店街の活性化はいつから、どのようにやっていくのか。アンケートからもその重要性がわかる。 | 商店街の活性化は、重要な課題であるが、都市計画マスタープランは、都市づくりの将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として策定するものであり、商業の活性化策については、記載しない。 商業の活性化は、市のみが取り組んでも達成できるものではなく、今後も商店街等の関係者とその方策に関して検討、協議していく。 |
| D.42 | d.その他 | 出中 | 国交省では、中心市街地の範囲を3km四方と定義している。出雲市でも中心市街地を広めに設定してはどうか。 | 中心市街地の範囲に関して、国交省の規定があることは承知していない。 中心市街地の活性化に関する法律では、地域の実情に応じて定めることになっており、特別に定めたものはない。 どの程度の範囲にするのかは、商工団体、関係機関等と協議して検討することになる。 |
| D.43 | d.その他 | 出北 | 川跡地区では、人口が増加しているとの説明があったが、道路や下水道等の生活環境の整備が遅れている。今後は、住民と行政が協働して進める必要がある。 | 公共下水道の整備は、出雲、平田、湖陵及び大社地域の4地域で地域のバランスを勘案しつつ事業を展開しています。このうち、出雲地域においては、現在、塩冶、四絡、大津地区などの中心市街地である用途地域内の整備推進に鋭意取り組んでいます。 川跡地区においては、現在、用途地域内の整備を行っています。用途地域外の区域は、出雲地域の用途地域内の整備が概ね完了してから公共下水道の事業着手を予定してい |

| | | | | |
|------|-------|-----|---|--|
| | | | | ます。 |
| D.44 | d.その他 | 多伎 | 公共交通機関の利便性を向上するのは、JR線の間駅を設置することも有効ではないか。自動車の運転ができなくなる人が増えると考えられるので公共交通は必要である。 | 現在の利用者数からみると、現実的には難しい。参考意見とする。 |
| D.45 | d.その他 | 多伎 | 多伎地域まで循環バス、福祉タクシーを運行してほしい。 公共交通機関で病院を回るものがほしい。 | 地域内交通を確保しながら、JR出雲市駅を中心とした地域間交通との連携を図っている。参考意見とする |
| D.46 | d.その他 | 中市街 | 活性化協議会を再度仕切り直し、方法的にはまちづくり会社へ発展するとします。行政と民間の投資となるが、我々民間は投資するだけの余力がない。いつもそうだが、そこで止まると無意味。 今後進んでいったときに、各商店会から100万200万もらうようになって、ちょっと待ったということになっては困る。話しを進めていいのだろうか。 | 地元商店会の判断を待つことが必要であり、参考意見とする。 |
| D.47 | d.その他 | 中市街 | 現金を出すのでなくて、これは地権者の意思にもよるけど、丸亀では、資産を投げ出して会社を作っている。現金も要るかもしれないが、そういうまちづくりの方法もある。そういう方法でもしないと。たとえば、中町・扇町で、30人の地権者がいて反対者が多ければ、まちづくりの会社が立ち上がらない。 | 参考意見とする。 |
| D.48 | d.その他 | 平西 | 「定住したいが交通の便が悪い」とするアンケート結果はやはり改善すべきである。平田市単独なら無理かもしれないが、出雲市として合併したのだから、出雲中心との連携が示されて良いはず。20年先の計画 | 全体構想にて、出雲平田線の整備による出雲地域と平田地域の連携強化を掲げている。 |

| | | | | |
|------|-------|----|--|----------------------------------|
| | | | なのだから入れて欲しい。 | |
| D.49 | d.その他 | 平東 | 一畑薬師の観光資源の活用とあるが、一畑口駅から一畑薬師まではバスがなく、タクシーで行くしかない。交通手段を考えるべきである。 | 平田生活バス・一畑薬師線がある。 |
| D.50 | d.その他 | 平東 | 漁村集落の方は、整備が終わったという表現で良いのではないか。夢のような話ばかり書いてある。 | 坂浦・西地合地区においては、漁業集落排水事業の整備を推進します。 |

4. パブリックコメント募集の結果

「出雲市都市計画マスタープラン（案）」に対するパブリックコメントを以下の通り募集したところ、意見の提出はありませんでした。

意見募集案件

- ・ 案件名
出雲市都市計画マスタープラン
- ・ 募集期間
平成21年10月13日（火）～11月11日（水）
- ・ 担当課
都市整備部都市計画課

資料

- ・ 概要
出雲市都市計画マスタープラン[概要版(案)]（PDF）
- ・ 本編
出雲市都市計画マスタープラン（案）（PDF）
概要・本編とも、ホームページに掲載
- ・ 閲覧方法
11月11日（水）（土・日・祝日を除く）までの午前8時30分～午後5時15分に、下記施設で資料を縦覧しました。
 - （1）都市整備部都市計画課
 - （2）平田支所産業建設課、佐田・多伎・湖陵・大社支所の地域振興課

5. 出雲市都市計画の変遷

| 国及び社会動向 | 出雲都市計画 | 平田都市計画 | 大社都市計画 |
|----------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| M43.10 山陰本線宍道～出雲今市駅間が開通 | | | |
| M43. 国道開通 | | | |
| M45.6 大社線開通 | | | |
| T2. 神門通り完成 | | | |
| T2.11 山陰本線出雲今市駅～小田駅間が開通 | | | |
| T3.4 一畑出雲今市駅～雲州平田駅間が開通 | | | |
| T4.11 神門通りの大鳥居竣工 | | | |
| S3.4 一畑電気鉄道が北松江まで開通 | | | |
| S5.2 一畑電鉄川跡駅～大社神門駅間が開通 | | | |
| S5.5 大社宮島鉄道出雲今市～出雲須佐間が開通 | | | |
| | S9.4.2 出雲都市計画区域の決定（今市町） | | S9.4.2 大社都市計画区域の決定（大社町・荒木村） |
| | | S11.10.30 平田都市計画区域の決定（平田町全域） | |
| S16.11.3 出雲市制施行 | S16.11.3 都市計画区域の変更（大津村等編入） | | |
| S21.10 農地改革が始まる | | | |
| S25.9 出雲市営バス運行開始 | | | |
| S26.4 大社町制施行 | | | |
| S28.4 一の谷公園開園 | | | |
| | | S26.4.1 都市計画区域の変更（灘分村等区域編入） | S26.4.1 都市計画区域の変更（合併による変更） |
| | | S27.3.31 都市計画道路の決定（当初決定：2路線） | |
| S28.5 出雲大社正遷宮 | | | |
| S30.1.1 平田市制施行 | | S30.1.1 都市計画区域の変更 | |
| | S33.2.10 都市計画区域の変更（上津村等編入） | | |
| | S33.3.28 都市計画道路の決定（当初決定：15路線） | | |
| S33.4 市営水道事業開始（今市水道を買収） | | | |
| S33.5 出雲市庁舎竣工 | | | |
| S33.9 瑞穂大橋完成 | | | |
| S36.3 街北土地区画整理事業開始(36～39) | | | |
| S36.4 国道9号白枝まで開通 | | | |
| S36.5 出雲市体育館完成 | | | |
| S36.6 中町商店街アーケード完成 | | | |
| S37.5 奉納山公園開園 | | S37.4.11 都市計画道路の変更（9路線追加） | |
| S38.1 小伊津町大火 | | | |
| S39.7 集中豪雨で大被害がでる | | | |
| S39.9 西代橋完成 | | | |
| S40.1 国道9号庄原～久村間が開通(神戸橋完成) | | | |
| S40.2 一畑電鉄立久恵線廃止 | | | S40.5.26 都市計画道路の決定（当初決定：4路線） |
| S40.7 平田市民会館完成 | | | |

5. 出雲市都市計画の変遷

| 国及び社会動向 | | 出雲都市計画 | 平田都市計画 | 大社都市計画 |
|----------|------------------------------|------------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| S41.7 | 出雲空港開港 | | | |
| | | S42.12.9 都市計画道路の変更（1路線追加） | | |
| S43.6.15 | 都市計画法制定（大正8年制定都市計画法廃止） | S43.10.2 都市計画区域の変更（斐川町の一部編入） | | |
| S43.2 | 出雲市営バス廃止（一畑へ譲渡） | | | |
| S43.6 | 大津土地区画整理事業開始（43～46） | | | |
| S43.10 | 斐川町の一部を都市計画区域に編入 | | | |
| S44.6 | 斐伊川神戸川治水について県基本構想発表 | S44.5.9 用途地域の決定（当初決定：657.6ha） | | |
| S44.11 | 佐田、多伎、湖陵町政施行 | S44.5.20 都市計画区域の変更（出雲市の一部除外） | | |
| S45.6.1 | 建築基準法の改正（用途地域細分化） | | | S45.7.28 都市計画道路の変更（1路線追加） |
| S45.11 | 海上土地区画整理事業（45～56） | | | |
| S47.6 | 蓮田土地区画整理事業認可（47～52） | | | S47.4.28 都市計画道路の変更（2路線追加） |
| S47.7 | 大水害、平田松江で被害 | | | |
| S47.10 | 河下臨海工業用地埋め立て完成 | | S47.9.1 用途地域の決定（当初決定：294.0a） | S47.9.1 用途地域の決定（当初決定：300.0a） |
| | | S48.12.28 新用途地域への変更及び地域拡大（1,329ha） | | |
| | | S48.12.28 都市計画道路の変更（1路線追加） | | |
| S49. | 浜山公園野球場完成（51年遊園地、55年陸上競技場完成） | S49.1.9 都市計画道路の変更（2路線追加） | | |
| | | | S49.8.2 用途地域の変更（用途種類の変更） | |
| | | | S49.8.15 都市計画道路の変更（1路線追加） | |
| S50.10 | 島根医科大学開学 | S50.7.25 都市計画区域の変更（出雲市神西地区等の一部編入） | | |
| | | S51.4.27 都市計画区域の変更（湖陵町の一部編入） | | |
| | | S51.8.11 都市計画道路の変更（1路線追加） | | |
| | | S51.10.1 用途地域の拡大（1,410ha） | | |
| S52.7 | 神前区画整理認可（52～57） | S52.9.9 用途地域の変更（用途種類の変更） | | |
| S54.10 | 神戸川右岸土地区画整理事業認可（54～56） | S54.11.16 都市計画道路の変更（1路線追加） | | |
| S55.4 | 今市町代官町で大火 | | S55.4.4 用途地域の変更（用途種類の変更） | |
| S55.4 | 新灘橋完成 | | | |
| S55.5.1 | 都市計画法改正（地区計画制度創設） | S55.5.23 都市計画道路の変更（1路線追加） | | |
| S55.5 | 北神立橋開通 | | | |
| S55.11 | 長浜工業団地造成完了 | | | |
| S55.12 | 出雲総合卸売り市場開設 | | | |
| S56.4 | 県道松江平田大社線が国道431号に昇格 | | | |
| S56.10 | 出雲市民会館完成 | | | |
| S56.10 | 宍道湖西部流域下水道事業の着工（中央通り） | | | |
| S57.3 | 平田市民球場完成 | | | |
| S57.7 | 山陰本線電化開業、電車基地、神西駅開業 | | | |
| S57.9 | 出雲市議会が斐伊川神戸川治水計画に同意 | | | |
| S57.10 | 医大通り土地区画整理事業認可（57～59） | | | |

5. 出雲市都市計画の変遷

| 国及び社会動向 | 出雲都市計画 | 平田都市計画 | 大社都市計画 |
|---|----------------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| | S58.2.23 都市計画道路の変更(3路線追加) | | |
| S58.4 目田森林公園オープン | | | |
| S58.5 中ノ島土地区画整理事業認可(58~H17) | | | |
| S58.9 県商下土地区画整理事業認可(58~61) | | S59.4.3 都市計画区域の変更(猪目町除外、美野町編入) | |
| S60.11 牧戸土地区画整理事業認可(60~H1) | S60.6.14 都市計画区域の変更(斐川町の一部編入) | | |
| S61.3 島根ワイナリー完成 | | | |
| S62.3 湖陵総合公園竣工 | | | |
| | S63.9.6 都市計画区域の変更(出雲市馬木町の一部編入) | | |
| H元.7 馬木北土地区画整理事業認可(1~5) | | | |
| H元.10 旧本陣記念館開館 | | | |
| H元.10 平田本町通り拡幅完成 | | | |
| | H2.1.19 都市計画道路の変更(5路線追加) | | |
| H3.7 サンレイク開館 | | | H3.1.29 都市計画道路の変更(2路線追加) |
| H3.12 出雲市駅周辺地区土地区画整理事業認可(3~15) | | | |
| H4.4 真幸が丘公園完成 | H4.3.3 用途地域の縮小(1,388ha) | | |
| H4.6.26 都市計画法及び建築基準法の一部改正 (用途地域の細分化) | H4.3.18 地区計画の決定(塩冶海上東地区) | | |
| H4.11 湖遊館オープン | | | |
| H5.3 北部土地区画整理事業認可1工区(4~16) | | | |
| H6.4 平田市立文化館・福祉館竣工 | H6.4.5 都市計画道路の変更(2路線追加) | | |
| H6.5 出雲平成温泉オープン | H6.6.24 都市計画区域の変更(湖陵町、斐川町等の一部編入) | | |
| H6.7 愛宕山動物広場オープン | | | |
| H7.4 いちじく温泉オープン | | | |
| H7.5 南神立橋開通 | H7.9.5 都市計画道路の変更(4路線追加) | | |
| H7.12 ゆかり館オープン | | | |
| H8.6 宍道湖グリーンパークオープン | H8.4.22 新用途地域の決定 | | H8.4.22 新用途地域の決定 |
| H8.8 西出雲駅南土地区画整理事業認可(8~12) | | H8.6.21 新用途地域の決定、一部拡大 | |
| H8.8 手引が丘公園供用開始 | | | |
| H9.12 北部土地区画整理事業認可2工区(9~17) | | | |
| H10.3 JR高架完成 | | | |
| H10.4 道の駅キララ多伎開設 | | | |
| H10.5.29 都市計画法の一部改正(都市計画の決定 権限の委譲) | | | |
| H10.5 平田中央スポーツ公園開設 | | | |
| H10.7 ゆうプラザオープン | | | |
| H10.10 平田市生活バス運行開始 | | H10.11.2 用途地域の変更(一部拡大) | |

5. 出雲市都市計画の変遷

H22.2

| 国及び社会動向 | 出雲都市計画 | 平田都市計画 | 大社都市計画 |
|--|--|------------------------------|-----------------------------|
| H11.8 県立中央病院移転開院 | | | |
| H11.10 大社文化プレイス開館 | | | |
| H12.11 平田東部工業団地完成 | H12.11.12 地区計画の決定（パークタウン出雲） | | |
| H12.12 一畑高架完成 | | | |
| H13.2 出雲市駅通り土地区画整理事業認可(12～15) | | | |
| | H13.3.30 地区計画の決定（出雲市駅通り） | | |
| H13.4 古志大橋開通、くにびき海岸大橋(15.3)馬木新大橋(13.2) | | | |
| H13.4 宍道湖自然館ゴビウスオープン | | | |
| H13.7 西出雲駅南第2土地区画整理事業認可(13～15) | | | |
| H14.2 築山土地区画整理事業認可(13～17) | | | |
| H14.7 出雲科学館完成 | H14.7.5 地区計画の決定（上塩治町菅沢） | | |
| | H14.7.15 用途地域の変更（用途種類の一部変更） | | |
| | | H14.10.21 用途地域の変更（用途種類の一部変更） | |
| H15.2 神原土地区画整理事業認可(14～15) | | | |
| H15.8 出雲市駅前矢尾線(駅通り部分)完成 | | | H15.9.22 用途地域の変更（用途種類の一部変更） |
| H15.10 浜山体育館(カミアリーナ)完成 | | | |
| H15.10 エネルギーセンター完成 | | | |
| H16.4 花の郷開館 | H16.4.1 用途地域変更（全体見直し） | | |
| H16.9 湖西斎場竣工 | | | |
| H17.1 白枝北土地区画整理事業認可(16～18) | | | |
| H17.3.22 出雲市の誕生 | | | |
| H17.10 平田環状線全線開通 | | | |
| | H18.3.14 都市計画道路の変更（3路線追加） | | |
| | H18.4.4 地区計画の決定（出雲市中央通り） | | |
| H19.3 県立歴史博物館開館 | | | |
| H19.12 出雲バイパス全線開通 | | | |
| H20.3 景観条例を制定 | | | H20.1.29 用途地域の変更（用途種類の一部変更） |
| H20.4 出雲都市計画区域マスタープランを策定 | H20.4.1 出雲都市計画区域、平田都市計画区域、大社都市計画区域の統合、及び多伎町久村等一部編入 | | |
| H21.2 新庁舎開庁 | | | |
| H21.4 新出雲風力発電所稼働 | | | |
| H21.11 山陰自動車道斐川IC～出雲IC間が開通 | | | |

6. 策定の経緯

| | | |
|---------|-----------------------|----------------------|
| 平成 19 年 | 11 月 26 日 ~ 12 月 10 日 | 市民アンケート調査実施 |
| | 12 月 20 日 | 第 1 回 関係課担当者会議 |
| 平成 20 年 | 2 月 26 日 | 第 2 回 関係課担当者会議 |
| | 3 月 14 日 | 第 3 回 関係課担当者会議 |
| | 4 月 1 日 | 出雲都市計画区域マスタープラン 県が策定 |
| | 9 月 16 日 | 建設水道委員会 中間報告 |
| | 9 月 26 日 | 全員協議会 中間報告 |
| | 9 月 30 日 | 土地利用調整会議 |
| | 11 月 28 日 | 出雲市都市計画審議会 |
| | 12 月 10 日 | 建設水道委員会 中間報告 |
| | 12 月 15 日 | 全員協議会 中間報告 |
| | 12 月 27 日 ~ 2 月 6 日 | 地域協議会(市内 6 地域) |
| 平成 21 年 | 2 月 27 日 | 第 4 回 関係課担当者会議 |
| | 2 月 28 日 ~ 3 月 30 日 | 地域別懇談会(市内 11 地域) |
| | 6 月 18 日 | 第 5 回 関係課担当者会議 |
| | 9 月 2 日 | 第 5-1 回 関係課意見照会 |
| | 9 月 11 日 | 土地利用調整会議 |
| | 9 月 17 日 | 土地利用調整会議 |
| | 9 月 29 日 | 建設水道委員会 中間報告 |
| | 10 月 1 日 | 第 5-2 回 関係課意見照会 |
| | 10 月 9 日 | 議会全員協議会 中間報告 |
| | 10 月 13 日 ~ 11 月 11 日 | パブリックコメント募集 |
| | 12 月 24 日 | 第 5-3 回 関係課意見照会 |
| | 12 月 24 日 | 土地利用調整会議構成員への意見照会 |
| 平成 22 年 | 2 月 1 日 | 都市計画審議会 |
| | 2 月 16 日 | 策定 |